

第3編 一般災害対策編

目 次

第1章	災害予防計画	1
第1節	防災知識の普及	3
1	基本方針	3
2	町民に対する防災知識の普及	3
3	学校教育等における防災教育	5
4	職員に対する防災教育	5
5	防災相談及び意識調査	6
6	災害教訓の伝承	6
第2節	町民及び事業者等のとるべき措置	7
1	基本方針	7
2	町民のとるべき措置	7
3	事業者等のとるべき措置	8
4	町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	9
第3節	自主防災組織の育成	11
1	基本方針	11
2	地域住民等の自主防災組織	11
3	事業所の自衛消防隊等	13
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	15
1	基本方針	15
2	防災ボランティアの環境整備	15
3	防災ボランティアの受入体制等	16
4	防災ボランティアの育成	16
第5節	防災訓練の充実	17
1	基本方針	17
2	防災訓練計画	17
3	防災訓練、消防訓練の概要	18
第6節	防災体制の整備	22
1	基本方針	22
2	県の活動体制	22
3	町の活動体制	26
4	防災関係機関の活動体制	30
5	人材確保方策	30
第7節	防災気象等観測網の整備	31
1	基本方針	31
2	気象観測施設等の整備	31
3	観測値等の総合利用体制の整備	31

第 8 節	通信及び放送施設災害予防	32
1	基本方針.....	32
2	通信用施設設備の整備.....	32
第 9 節	消防力の充実、強化	35
1	基本方針.....	35
2	火災予防対策.....	35
3	火災警報の発令.....	36
4	消防力の強化.....	37
5	消防機械器具の点検整備と出動計画等.....	38
6	消防機関の警戒警備体制の確保.....	38
7	火災発生防止の徹底.....	39
8	救助・救急体制の整備.....	39
第 10 節	水害予防	40
1	基本方針.....	40
2	水防計画に基づく危険区域の監視.....	40
3	農業用排水路等の点検.....	41
4	水防資機材の点検配備.....	41
5	水防作業人員の確保.....	41
6	雨量及び水位情報の活用.....	41
7	避難準備措置の確立.....	41
8	地下空間の浸水防止対策.....	42
9	自衛水防組織の育成、防災訓練の実施.....	43
第 11 節	風害予防	44
1	基本方針.....	44
2	台風、竜巻等風害の種類と特性.....	44
3	防災林造成事業による防除.....	45
4	小型船舶の事前避難措置.....	45
5	電力施設の予防対策.....	45
6	通信施設の予防対策.....	45
7	家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置.....	45
8	高波による被害の防除措置.....	45
9	造林・農産物等被害の防止.....	46
10	街路樹、公園樹、公共施設等の緊急措置.....	46
11	竜巻等突風対策.....	46
第 12 節	避難体制の整備	48
1	基本方針.....	48
2	指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び避難路の確保等.....	49
3	福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備.....	51
4	交通規制.....	52

5	避難誘導標識等の設置.....	52
6	安全確保計画.....	52
7	避難所運営マニュアルの活用.....	52
8	被災者支援業務の迅速化・効率化.....	52
第13節	要配慮者対策	53
1	基本方針.....	53
2	在宅の要配慮者への配慮.....	53
3	社会福祉施設等防災体制の整備.....	55
4	外国人等に対する防災対策.....	56
5	障害者に対する情報伝達等.....	56
第14節	緊急輸送体制の整備	57
1	基本方針.....	57
2	緊急輸送道路ネットワークの整備.....	57
3	臨時離着陸場の整備.....	58
4	民間事業者等の活用.....	58
第15節	医療体制の整備	59
1	基本方針.....	59
2	医療に関する役割分担.....	59
3	医療救護体制の整備.....	60
4	情報連絡体制.....	61
5	医薬品等の備蓄.....	61
6	応援医療従事者の受け入れ体制.....	61
第16節	健康管理活動体制の整備	62
1	基本方針.....	62
2	平時の健康管理対策.....	62
3	災害時の健康管理体制の整備.....	62
4	情報連絡体制の整備.....	62
第17節	こころのケア体制の整備	63
1	基本方針.....	63
2	活動体制の整備.....	63
3	情報連絡体制の整備.....	63
第18節	食料及び生活必需品等の確保	64
1	基本方針.....	64
2	町、町民等の役割分担.....	64
3	食料及び生活物資の確保.....	65
4	物資の集積、配送地の整備.....	66
5	燃料.....	66
6	義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成.....	66
第19節	農林水産災害予防	67

1	基本方針.....	67
2	農作物災害予防対策.....	67
3	家畜災害予防対策.....	69
4	水産施設災害予防対策.....	69
第20節	干ばつ災害予防	70
1	基本方針.....	70
2	干ばつ対策の実施.....	70
3	防火対策の強化.....	70
4	人工降雨の実施.....	70
第21節	防災パトロール	71
1	基本方針.....	71
2	調査対象.....	71
3	実施方法.....	71
4	実施機関.....	71
5	調査結果.....	71
第22節	防災資機材の点検整備.....	72
1	基本方針.....	72
2	その他資機材の整備点検.....	72
第23節	災害等対策基金の積立.....	73
1	基本方針.....	73
2	基金積立基準.....	73
3	基金の運用方法.....	73
4	基金の設置管理及び処分.....	73
第24節	建築物等災害予防.....	75
1	基本方針.....	75
2	防災上重要な公共建築物等の災害予防.....	75
3	一般建築物の災害予防.....	75
4	文化財災害予防.....	76
5	落下物防止対策.....	77
6	所有者不明土地対策.....	78
第25節	公共施設災害予防.....	79
1	基本方針.....	79
2	道路施設整備対策.....	79
3	海岸、港湾、河川の整備対策.....	80
4	公園、緑地等の整備対策.....	80
5	上水道、下水道の整備対策.....	81
6	電力施設の整備対策.....	83
7	通信施設の整備対策.....	84
8	農地、農業用施設整備対策.....	86

9	一般廃棄物処理施設整備対策.....	86
10	防災上重要な公共施設の整備.....	86
第26節	地盤災害予防	87
1	基本方針.....	87
2	地盤災害の危険区域の周知.....	87
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進.....	87
4	警戒体制の確立.....	88
5	避難体制の確立.....	89
6	住宅移転事業の促進.....	89
7	宅地造成地等災害予防.....	89
8	地盤災害防止施設の促進.....	90
第2章	災害応急対策計画	91
第1節	初動体制の確立	92
1	基本方針.....	92
2	災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等.....	92
3	参集配備の決定.....	94
4	職員の参集方法.....	94
5	災害対策本部.....	95
6	現地災害対策本部.....	97
7	災害対策本部設置の標示等.....	98
8	意思決定手続き.....	98
9	受援体制の確立.....	98
10	緊急初動連絡体制.....	100
11	災害応急対策の総合調整.....	101
12	広域応援協力体制の確立.....	101
13	職員の勤務ローテーションの確立と健康管理.....	101
第2節	事前措置及び応急措置	102
1	基本方針.....	102
2	町長の事前措置及び応急措置.....	102
3	町の委員会等の応急措置.....	103
4	警察官、海上保安官の応急措置.....	103
5	被害の発生及び拡大防止体制.....	103
第3節	気象業務法に定める予報、注意報、警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 105	
1	基本方針.....	105
2	予報、注意報、警報の細分区域.....	105
3	種類及び発表基準.....	106
4	水防法に定める水防警報.....	114
5	水位情報の通知及び周知.....	115

6	消防法に定める火災警報及び火災気象通報.....	116
7	土砂災害警戒情報.....	116
8	その他の警告等.....	117
第4節	災害予警報の伝達体制.....	118
1	基本方針.....	118
2	水防警報、火災警報の放送.....	118
3	町長、その他の機関が発する警告等の放送.....	118
4	災害応急対策責任者の体制整備.....	118
5	非常時における予警報の伝達徹底方策.....	118
第5節	災害予警報別の伝達.....	120
1	基本方針.....	120
2	気象警報等の伝達.....	120
3	水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達.....	122
4	火災警報の伝達.....	123
5	気象注意報等及び火災気象通報の伝達.....	123
6	土砂災害警戒情報の伝達.....	123
7	土砂災害緊急情報の伝達.....	125
8	町長及びその他の機関が行う警告等の伝達.....	125
第6節	災害情報の収集・伝達.....	126
1	基本方針.....	126
2	情報収集体制及び伝達系統の確立.....	126
3	収集すべき情報.....	128
4	その他の情報の収集・伝達.....	133
5	防災関係機関、報道機関との連携.....	133
第7節	通信手段の確保.....	135
1	基本方針.....	135
2	通信手段の確保.....	135
3	通信手段の利用方法等.....	136
4	通信設備の応急復旧.....	138
第8節	消防防災ヘリコプターの活用.....	139
1	基本方針.....	139
2	石川県消防防災ヘリコプターの支援要請.....	139
第9節	災害広報.....	141
1	基本方針.....	141
2	広報機関.....	141
3	広報の内容.....	141
4	実施方法.....	143
5	被災地域の相談・要望等の対応.....	144
6	安否情報の提供等.....	145

7	ライフライン情報の提供等.....	145
第10節	消防活動.....	146
1	基本方針.....	146
2	出火防止、初期消火.....	146
3	非常災害警備体制.....	146
4	非常災害活動.....	148
5	警防活動.....	149
6	その他の火災防ぎょ対策.....	152
7	消防団活動.....	154
8	応援要請等.....	155
9	惨事ストレス対策.....	156
第11節	自衛隊の災害派遣.....	157
1	基本方針.....	157
2	災害派遣の適用.....	157
3	派遣の要請.....	158
4	部隊等の出動.....	159
5	自衛隊の受入れ.....	159
6	活動の内容.....	160
7	使用資機材の準備.....	161
8	経費の負担区分.....	161
9	自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備.....	161
第12節	避難誘導等.....	163
1	基本方針.....	163
2	避難の指示の実施.....	163
3	避難の指示の内容、時期及びその周知.....	165
4	高齢者等避難の発令.....	166
5	警戒区域の設定.....	166
6	警戒区域設定の周知等.....	166
7	避難者の誘導.....	167
8	避難所の開設及び運営.....	167
9	広域避難対策（災害発生前）.....	171
10	帰宅困難者対策.....	172
11	避難所外避難者対策.....	172
第13節	要配慮者の安全確保.....	173
1	基本方針.....	173
2	在宅の要配慮者に対する対策.....	173
3	社会福祉施設等における対策.....	175
4	医療機関における対策.....	175
5	外国人に対する対策.....	176

第14節	災害医療及び救急医療	177
1	基本方針	177
2	DMA T・医療救護班派遣・受入体制	178
3	救護所の設置	181
4	災害時後方医療体制	181
5	重症患者等の搬送体制	181
6	医薬品等及び輸血用血液の供給体制	182
7	医療機関のライフラインの確保	182
8	個別疾患対策	182
第15節	健康管理活動	183
1	基本方針	183
2	実施体制	183
3	健康管理活動従事者の派遣体制	183
4	健康管理活動	183
5	食生活改善活動	184
第16節	救助・救急活動	185
1	基本方針	185
2	実施体制	185
3	惨事ストレス対策	186
4	医療救護活動	186
5	災害救助法による措置	186
6	消防機関の活動	186
第17節	水防活動	187
1	基本方針	187
2	水防本部の組織と機構	187
3	水防計画	187
4	水防活動	188
第18節	災害救助法の適用	189
1	基本方針	189
2	適用基準	189
3	適用手続	190
4	町が実施する救助の種類	190
5	災害救助法が適用されない場合の救助	190
第19節	災害警備及び交通規制	192
1	基本方針	192
2	災害警備	192
3	交通対策	194
第20節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	197
1	基本方針	197

2	行方不明者及び遺体の捜索.....	197
3	遺体の検視（見分）及び処理.....	198
4	遺体の埋火葬.....	199
5	安否確認.....	200
6	警察の措置.....	200
7	海上保安部の措置.....	201
8	災害救助法による措置.....	201
第2 1 節	ライフライン施設の応急対策.....	202
1	基本方針.....	202
2	電力施設.....	202
3	通信施設.....	203
4	ガス施設.....	204
5	下水道施設.....	205
6	鉄道・バス.....	206
第2 2 節	公共土木施設等の応急対策.....	207
1	基本方針.....	207
2	道路施設.....	207
3	河川、海岸、港湾施設.....	208
4	公園、緑地施設.....	208
5	農地、農業用施設等.....	208
6	放送設備.....	208
第2 3 節	給水活動.....	210
1	基本方針.....	210
2	給水対策本部の設置、運営.....	210
3	応急給水活動.....	210
4	施設の応急復旧活動.....	211
5	支援物資の受入れ.....	212
6	災害救助法による措置.....	212
第2 4 節	食料の供給.....	213
1	基本方針.....	213
2	実施体制.....	213
3	応急用食料の確保.....	213
4	共助による食料の確保.....	214
5	支援物資の受入れ.....	214
6	災害救助法による措置.....	214
第2 5 節	生活必需品の供給.....	215
1	基本方針.....	215
2	実施体制.....	215
3	生活必需品等の確保.....	215

4	物資の輸送拠点（配送）の確保と運営	216
5	支援物資の受入れ	216
6	災害救助法による措置	217
第26節	障害物の除去	218
1	基本方針	218
2	実施体制	218
3	障害物除去の実施基準	218
4	障害物除去計画の作成	219
5	障害物除去の方法	219
6	除去した障害物の集積場所	219
7	湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除	219
8	災害救助法による措置	219
9	粉塵等公害防止対策	219
10	障害物除去に関する応援、協力	219
第27節	輸送手段の確保	220
1	基本方針	220
2	輸送の対象	220
3	要員、物資輸送車両等の確保	220
4	災害救助法による措置	221
第28節	こころのケア活動	222
1	基本方針	222
2	実施体制	222
3	D P A T活動	222
第29節	防疫、保健衛生活動	223
1	基本方針	223
2	実施体制	223
3	避難所の防疫措置	223
4	防疫用資材の備蓄、調達	224
5	入浴施設確保対策	224
6	ペット動物の保護対策	224
7	その他	224
第30節	ボランティア活動の支援	225
1	基本方針	225
2	ボランティアの受け入れ	225
3	ボランティア本部の機能	226
4	ボランティア現地本部の機能	226
5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	227
第31節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	228
1	基本方針	228

2	実施体制	228
3	災害の状況把握	229
4	廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	229
5	災害時における廃棄物の処理目標	229
6	野外仮設トイレの設置	230
7	廃棄物の応急的処理	230
8	廃棄物処理施設の復旧	231
第3 2 節	住宅の応急対策	232
1	基本方針	232
2	実施体制	232
3	災害救助法による措置	233
4	住宅確保等の種別	233
第3 3 節	文教対策	235
1	基本方針	235
2	文教施設の応急復旧対策	235
3	応急教育実施の予定施設	235
4	応急教育計画	236
5	児童・生徒への対応	236
6	教材、学用品の調達及び給与方法	237
7	給食措置	237
8	保健衛生	237
9	教職員の健康管理	237
10	避難所運営	238
11	文化財対策	238
第3 4 節	木材流出防止対策	239
1	基本方針	239
2	河川沿いの占用地域内の措置	239
3	占用水面以外の河川及び港内の措置	239
4	公共管理者が管理する貯木場内の措置	239
5	民間業者の所有する貯木場内の措置	239
第3 5 節	農林水産物災害応急対策	240
1	基本方針	240
2	農作物関係	240
3	畜産関係	240
第3 6 節	自主防災活動	242
1	基本方針	242
2	町民のとりべき措置	242
3	自主防災組織のとりべき措置	242
4	事業所のとりべき措置	243

第3章	その他災害対策計画	245
第1節	除雪・雪害対策計画	246
1	基本方針	246
2	組織体制	246
3	除雪体制	247
第2節	道路災害対策計画	250
1	基本方針	250
2	関係機関の対策措置	250
3	町の対策措置	251
第3節	鉄道災害対策計画	254
1	基本方針	254
2	関係機関の対策措置	254
3	町の対策措置	254
第4節	航空機災害対策計画	257
1	基本方針	257
2	関係機関の対策措置	257
3	町の対策措置	257
第5節	海上災害対策計画	260
I	海難事故対策計画	260
1	基本方針	260
2	関係機関の対策措置	260
3	町の対策措置	261
II	流出油等防除対策計画	264
1	基本方針	264
2	関係機関の対策措置	264
3	町の対策措置	266
第6節	危険物等事故災害対策計画	272
1	基本方針	272
2	危険物の定義	272
3	関係機関の対策措置	272
4	町の対策措置	273
第7節	原子力災害対策計画	276
1	基本方針	276
2	予防計画	279
3	応急対策計画	282
第8節	その他突発的事故災害対策計画	298
1	基本方針	298
2	関係機関の対策措置	298
3	町の対策措置	298

第4章 復旧・復興計画	300
第1節 公共施設災害の復旧	301
1 基本方針	301
2 復旧事業の方針	301
3 職員の確保	302
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	303
1 基本方針	303
2 助成制度	303
3 激甚災害の早期指定	303
4 激甚災害指定の手続き	304
5 激甚災害に係る財政援助措置	304
第3節 被災者への支援	306
1 基本方針	306
2 農林漁業制度金融の確保	306
3 中小企業融資の確保	307
4 住宅金融支援機構資金のあつせん	307
5 生活福祉資金の貸付	307
6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	307
7 災害弔慰金等の支給及び貸付	308
8 被災者生活再建支援金の支給	308
9 制度の周知	309
第4節 被災者の生活確保のための緊急措置	310
1 基本方針	310
2 被災者台帳の作成	310
3 生活相談	311
4 こころのケア活動の継続	311
5 罹災証明の発行	311
6 地方税の徴収猶予及び減免措置並びに徴収金の減免措置	314
7 公営住宅等の整備	314
8 被災事業者・農業に対する支援	314
9 国有財産の無償借受等	314
10 災害廃棄物の処理等	314
第5節 災害義援金及び義援物資の配分	316
1 基本方針	316
2 義援物資の募集	316
3 義援金及び義援物資の受付	316
4 義援金の配分・交付	317
5 義援金及び義援物資の輸送	317
6 義援物資保管場	317

第6節	復興計画	318
1	基本方針	318
2	基本方向の決定	318
3	計画的復興の進め方	318
第5章	複合災害対策	320
第1節	基本方針	321
第2節	災害予防対策	322
1	情報の収集・連絡体制の整備	322
2	複合災害を想定した訓練の実施	322
第3節	災害応急対策	323
1	活動体制の確立	323
2	情報の収集・連絡	323
3	避難対策	323
4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	323
第4節	災害復旧対策	324

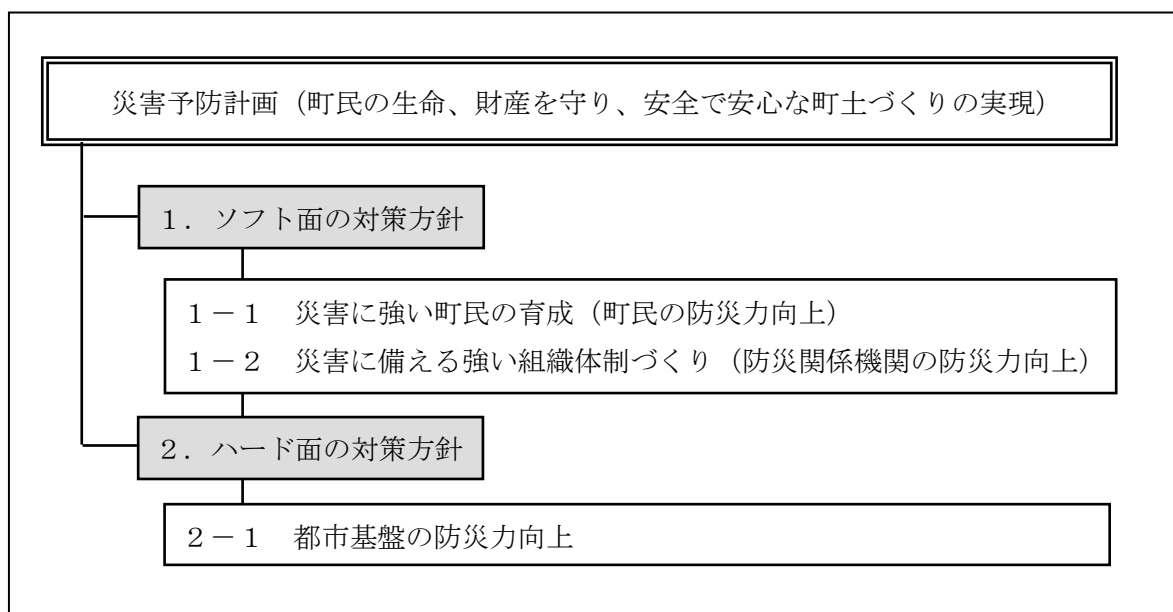
第1章 災害予防計画

【災害予防計画の体系】

風水害などの災害から町民の生命と財産を守り、安全で安心な町土づくり実現のために必要な対策を、県、防災関係機関等と連携しながら一丸となって講じる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

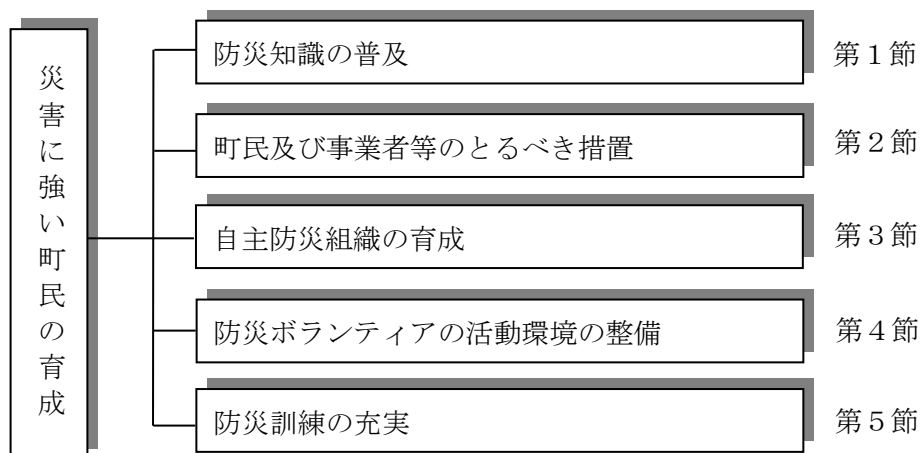


「1-1 災害に強い町民の育成」の構成

町及び防災関係機関等は、防災知識の啓発普及活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や町民の防災対策上の役割と責務を周知する。

災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、町民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

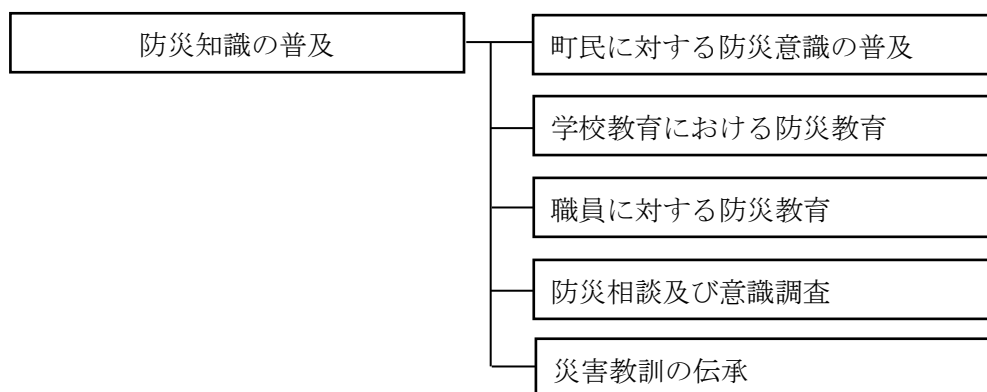
総務課、住民課、学校教育課、消防本部(署)、消防団、自主防災組織

1 基本方針

災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い町民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての町民の理解を促進するため、町民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

【体系】



2 町民に対する防災知識の普及

町は、町民に対して、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、町民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては、町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 災害についての知識とその特性
- ウ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に町民及び事業所のとるべき措置
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動

をとること

- オ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
 - カ 要配慮者に対する配慮
 - キ 自主防災組織等における防災対策
 - (ア) 近隣住民との相互協力体制の確立
 - (イ) 初期消火、救助、避難対策
 - (ウ) 避難行動要支援者避難支援対策
 - (エ) 救命手当、応急手当等の知識及び技術の習得
 - (オ) 電気、ガス、水道が使用不能時でも調理可能な震災食の習得 など
 - ク 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
 - ケ 家庭における防災対策
 - (ア) 最低3日分、できれば1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
 - (イ) 非常持出品、消火器の常備
 - (ウ) 住宅用火災警報器の設置
 - (エ) 出火防止や家具等の転倒及び落下防止
 - (オ) ブロック塀等安全対策
 - (カ) 災害時の家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認
 - (キ) 避難行動要支援者の避難行動要支援者名簿への登録申請
 - (ク) 風水害保険への加入 など
 - コ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
 - サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ス その他防災対策に必要な事項
- (2) 普及の方法
- ア 生涯学習教育を通じての普及
 - 教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。
 - イ 広報媒体等による普及
 - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
 - (イ) 新聞、雑誌による普及
 - (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
 - (エ) ビデオ、スライド、映画による普及
 - (オ) 広報車の巡回による普及
 - (カ) 図画、作文等の募集による普及
 - (キ) 講演会や実地研修、シンポジウム、職員出前講座等の開催による普及
 - (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及

- (ケ) 土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの配布
 - (コ) 啓発パンフレット、広報紙、ポスター等の発行、配布
 - (サ) 自主防災組織や関係団体等の活用
 - (シ) 町ホームページ、内灘町安全・安心情報サービス（メール配信サービス）の活用
 - (ス) その他効果的と考えられる啓発方法
- ウ 社会教育施設の活用を通じた普及
- 公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

3 学校教育等における防災教育

児童及び生徒が正しい防災知識を身につけることは、災害に強い町民を育成する上で重要である。

そのため、特定教育・保育施設及び学校の施設管理者及びそれらを管理監督する組織は、各施設における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、保育活動、学校の教育活動全体を通して、継続的な防災教育を推進する。

なお、学校施設における防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」に位置付け、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童及び生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該施設が所在する地域の実情に応じて、町その他関係機関、地域住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童及び生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用し、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる行動や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
 - カ 災害危険区域、避難場所等の情報
 - キ その他災害対策に必要な事項
- (3) 特定教育・保育施設の児童に対しては、水害、風害等の怖さを理解し、危険な場所には近づかず、災害発生時には保育士、教師または保護者から離れず、その指示に従い行動できるように、保育活動等の機会を通じて、知識等の普及に努める。

また、防災関係機関、防災施設の見学や催し等の見学など、課外活動における保育・教育の充実に努める。

4 職員に対する防災教育

町は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、町及び防

災関係機関の全ての職員等に対し、職員研修等で防災教育を盛り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 招集訓練の実施、町総合防災訓練への参加
- エ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 本計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
- キ 家庭や自主防災組織等における防災対策
- ク その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

町は、その所管する事項について、町民の災害対策の相談に積極的に応じる。また、町民の防災意識を把握するため、必要に応じて災害対策の意識調査の実施に努める。

6 災害教訓の伝承

(1) 町は、令和6年能登半島地震など、過去に発生した災害に関する教訓や災害文化等について、確実に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

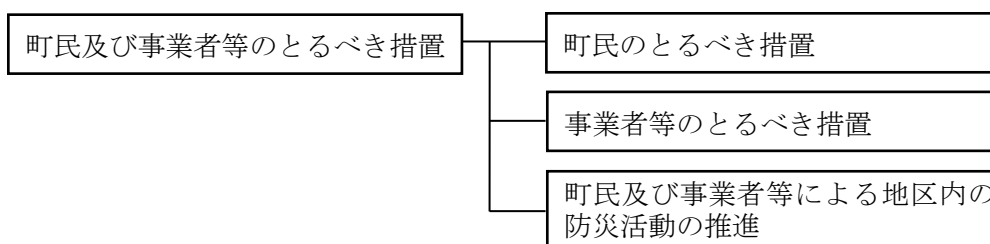
第2節 町民及び事業者等のとるべき措置

総務課、消防本部(署)

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、町民一人ひとりが、また事業者等が自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

【体系】



2 町民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平時の心得	○日頃から出火の防止に努める。 〔 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検 〕
	○消火用具を準備する。 〔 ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 ・住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理 〕
	○窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 〔 ・窓ガラスの古いパテの取り替え ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置 〕
	○側溝や下水を清掃する。 〔 ・日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておくこと 〕
	○食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 〔 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 〕

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <li style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につけ、正しい情報を町民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○まず、わが身の安全を図る。 ○ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○あわてて外に出ないで、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○すばやく火を始末する。 ○火が出たら隣近所で初期消火をする。 ○浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○避難は歩いて、荷物は少なくする。 ○がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護をする。
--------	---

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）及び事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定するとともに、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定の締結に努める。
-------	---

なお、防災計画及び事業継続計画の策定上の留意事項は、次のとおりとする。

防 災 計 画 策 定 上 の	<ul style="list-style-type: none"> ○町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○責任者を明示し、責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災または保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。
--------------------------------------	--

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止、事業の継続に努める。

災 害 時 の 心 得	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○火気使用設備・器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、町民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、トンネル工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
----------------------------	--

4 町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援

体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

総務課、消防本部(署)、自主防災組織

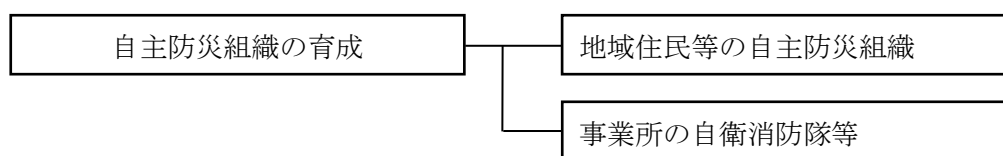
1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性団体等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

【体系】



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

町は、自主防災組織に対し、町民の自主的な防災組織の重要性を認識した地域ぐるみの活動を基本に、町民に対する防災意識の啓発やリーダー等の防災人材育成、強化を図り、共助意識の向上、活動の活性化と地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。必要に応じて、県の自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど指導、援助を仰ぐ。また、町は災害時における自主防災組織の役割について、町民に対し効果的な周知を行う。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努め、必要な財政措置等を講ずる。

さらに、町の自主防災組織や防災士会との連携・交流を促進することで、防災士等のスキルアップを図り、防災士等が中心となった自主防災組織の充実に繋げるほか、災害時に町の自主防災組織や防災士会が相互に連携できるような関係の構築を支援するよう努める。

(2) 地域自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害の発生に備え地域を守るために必要な対策や、組織構成員ごとの

役割と活動について、地域自主防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

(3) 活動内容

自主防災組織は、地域自主防災計画に基づき、平時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平 時	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集伝達体制の確立 ○防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備・器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○地域における避難行動要支援者避難の把握 ○避難所となる施設管理者との連携・情報交換、協力体制の確立 ○炊出し訓練の実施 ○ガス、水道等の使用不能時に備えた震災食の料理研修
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、町民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊出しや救援物資の配分に対する協力

(4) 避難行動要支援者に対する避難支援体制

自主防災組織は、避難行動要支援者の災害時の自力による避難が困難であることから、「内灘町避難行動要支援者避難支援計画」による「避難行動要支援者名簿」を用いた避難支援を行う協力体制づくりを整備する。

また、必要に応じて社会福祉施設等に対する避難支援の協力体制を整備する。

(5) 災害予防活動

ア 防災知識の習得啓発

地域住民が防災に関する正確な知識と自覚を持つため、講演会、研究会その他あらゆる機会をとらえて、実際に役立つ災害の知識、災害情報の性格や内容、平素における防災対策、災害時の心得と対応、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等について、繰り返し、継続した防災知識の習得に努める。

イ 防災訓練

(ア) いつ災害が発生しても適切な防災行動ができるよう、自主防災組織は、平素から計画的に、繰り返し、実践的な防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく。

(イ) 防災訓練は、実施計画を定め、部分・個別・総合訓練など適時、定期的実施し、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊出し訓練等を重点と

する。

(ウ) 防災訓練にあたっては、防災関係機関の協力を得て、計画段階から参加し、正しい知識、技術を習得し、事故防止に努め、事業所等やボランティアとの連携などに十分配慮する。

(エ) 町及び消防本部は、消防団等と連携を図り、自主防災組織が行う訓練等に適切な指導を行う。

ウ 出火防止

日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家庭から絶対に火を出さないことを徹底するとともに、十分な対策を講じておく。

(ア) 火気使用設備・器具等の点検

- a 家庭での火気使用設備・器具の点検と周囲の整理整頓
- b 可燃性危険物の安全保管
- c 地域内での「一斉点検の日」の設定などによる啓発

(イ) 建築物等の点検

- a 建物の安全自己点検の実施
- b 家具の転倒防止や照明器具の落下防止等の措置

(ウ) 防災資機材等の整備

- a 自主防災組織の情報連絡、初期消火、水防、救出、避難、救護、給食給水等の防災活動を的確に行うため、必要な資機材等や防災倉庫を整備する。
また、防災訓練時等に、定期的な点検整備を行う。
- b 災害時に地域内の企業等から資機材等の貸与が得られるよう連携を保つ。

(6) 消防団や企業等との連携協調

消防団その他の地域の関係団体や地域内の企業と連携協調し、一体となった地域自主防災活動の推進に努める。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や貯蔵または取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する施設にあつては、災害発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、県、町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

更に、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

町は地域の安全と密接な関係のある事業所に対し、従業員や利用者の安全を確保するため、事業所等の防災体制の強化を指導する。

(1) 防災体制の強化

町は消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、学校、病院、事業所など不

特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、次に示す防災体制の強化を指導する。

- ア 防火・防災管理者の選任
- イ 消防計画の作成
- ウ 各種訓練の実施（消火、通報及び避難訓練）
- エ 消防用設備の点検及び整備

■ 消防法第 8 条の規定

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の人が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

なお、具体的な活動は概ね以下の内容とする。

- 災害時における組織体制の確立
- 緊急連絡網の整備
- 防災訓練の実施
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 従業員の安全対策及び防災教育
- 避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知
- 救出及び応急救護対策
- 出火防止措置、火災その他の災害予防対策
- 災害応急対策に必要な資機材の確保又は備蓄
- 災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保
- 地域の防災活動への協力

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

子育て支援課、関係課、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

(1) 災害による被害の拡大を防止するため、町、県及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、町民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、自主防災組織（防災リーダー含む）、民生・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。

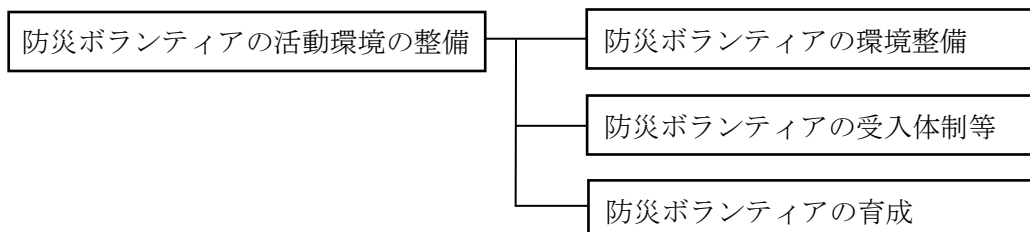
特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する町民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

(3) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。災害ボランティアセンターの設置場所については、内灘町社会福祉協議会内とする。

【体系】



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を

適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、町担当部局は県担当部局や関係機関と連携して環境整備を行う。

業務区分	町担当部局	県担当部局
アマチュア無線通信業務	総務部	危機管理部局
傷病人の応急手当等医療看護業務	町民福祉部	健康福祉部局
被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務	都市整備部	土木部局
通訳業務	教育委員会部	観光部局
その他専門的な技術、知識を要する業務	総務部	生活環境部局等
その他の業務	総務部	生活環境部局等

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

町は、災害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

町及び町ボランティアセンターは、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、町は、石川県被災建築物応急危険度判定協議会と連携しながら、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 町は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても自主防災組織、民生・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 町は、県が行う災害ボランティアコーディネーターの養成並びに研修等に協力する。

(4) 町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制作りを努める。

第5節 防災訓練の充実

総務課、消防本部(署)、関係課、自主防災組織、関係機関

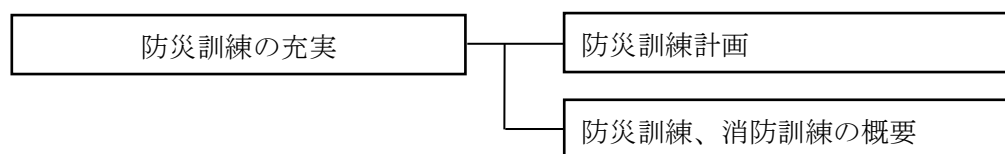
1 基本方針

町は、災害予防の万全を期するため、単独または共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、町は、特に自主防災組織や町民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの町民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

【体系】



2 防災訓練計画

町、防災関係機関及び町民は、それぞれの効率的な任務分担に基づく防災活動の知識・技能を習得し、災害が発生した場合に秩序を維持し適時適切な災害応急対策が実施できるよう、平素から一体となった防災体制を確立し、緊密に協力連携して具体的な訓練計画を立て、体系的・実践的な防災訓練を実施する。

計画を立てる際、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、地震災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整

- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他地震災害対策事務または業務の迅速的確な処理

3 防災訓練、消防訓練の概要

(1) 防災訓練にあたっての留意事項

ア 訓練場所

訓練対象者及び目的、規模等に応じて、訓練場所を決定し、一部の対象者、地域に偏ることのないよう実施する。

イ 訓練日時・種別

気候のよい時期の昼間での実施だけでなく、降雨または積雪期、夜間、休日等に実施可能なD I G（災害図上訓練）の実施にも配慮する。

ウ 訓練対象者及び指導者

計画段階から十分な打ち合わせを行って町民等の積極的な参加を求め、訓練後の検討会により訓練内容の見直し、改善に努める。

正しい知識、技術を習得するため、できるだけ防災関係機関の指導、協力を受ける。

エ 訓練方法

(ア) 実践的な技術を習得する。実動訓練及びイメージトレーニングとなる図上訓練をバランスよく実施し、総合的な防災力の向上に努める。

(イ) 訓練に伴う混乱や事故を防止するため、事前に必要な広報、予備措置を行う。

(ウ) 隣接の自主防災組織や地域の事業者、ボランティアとの連携に努める。

(2) 実地訓練

町民が参加する防災訓練は、総合防災訓練、地域防災訓練、個別・部分訓練、図上訓練の区分に応じて、町または自主防災組織が計画的に実施する。

ア 総合防災訓練

町は、自主防災組織や消防団、自衛隊等の防災関係機関と一体となって、地域特性に留意し、風水害をはじめとする各種自然災害を想定し広く町民に対し防災技術の習得と防災思想の普及高揚を図ることを目的に、総合防災訓練を実施する。

(ア) 訓練対象者

- a 町民
- b 各種団体
- c 町職員（消防本部含む）及び消防団員
- d 警察、自衛隊、電気事業者、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関
- e その他防災活動協力団体・事業者、隣接自治体など

(イ) 訓練内容

- a 災害対策本部訓練
- b 情報収集・伝達訓練
- c 消火訓練、消防・水防訓練
- d 救出・応急救護、医療救援訓練
- e 避難訓練

- f 避難行動要支援者避難支援訓練
 - g 食料、飲料水、生活必需物資供給訓練
 - h 避難所（福祉避難所を含む）開設・運営訓練
 - i ライフライン応急復旧訓練
 - j 道路啓開その他必要な防災訓練
 - k 災害ボランティアセンター開設・運営等訓練
- イ 地域における自主的な防災訓練

自主防災組織及び各種団体は、自主的に防災訓練を開催し、災害発生初動期において、地域において町民が行うべき防災活動についての実践的な訓練を行う。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

(ア) 訓練対象者

- a 自主防災組織及び各種団体
- b 町職員（消防本部含む）及び消防団員
- c 警察、自衛隊、電気事業者、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関

(イ) 訓練内容

- a 情報収集・伝達訓練
- b 消火訓練
- c 救出・応急救護訓練
- d 集団避難・誘導訓練
- e 給食・給水訓練
- f 図上訓練（DIG：Disaster[災害]、Imagination[想像力]、Game[ゲーム]）
- g 避難所開設・運営訓練
- h 安否確認訓練
- i 災害ボランティアセンター開設・運営訓練
- j その他必要な防災訓練

ウ 個別・部分防災訓練

(ア) 個別防災訓練

身近な町会や事業所、各種団体は、独自の機会または集会等を利用して、防災関係機関の指導、協力を得て、近隣住民や事業所、団体レベルで、上記イの(イ)に掲げる訓練の中の個別項目を行う防災訓練を随時に実施する。

(イ) 部分防災訓練

町会や事業所、各種団体は、日常的な機会をとらえて、次に例示する部分訓練を随時に実施する。

- a 消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火活動
- b チェーンソー、バール、鋸等の救助資機材を使用した救助方法
- c 応急手当、人工呼吸などの救命・救護活動
- d テント、簡易トイレの組み立て、浄水装置、炊飯器等の備蓄資機材の使用取扱い
- e 安否確認訓練

(3) 町が機関として行う防災訓練

ア 情報収集伝達訓練

町は、災害発生直後における応急対策を実施するうえで最も重要な要素となる気象情報、災害情報及び避難情報等を迅速かつ的確に収集伝達し、正確な情報の共有化を図るため、県及び防災関係機関等と連携して、定期的に情報収集伝達訓練を実施する。

(ア) 訓練対象者

- a 町（全職員、消防本部職員）
- b 県（防災担当者）、気象台等
- c 警察、自衛隊、電気事業者、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関
- d 民間防災活動協力団体
- e 相互応援協定締結自治体
- f その他防災活動協力団体 など

(イ) 訓練内容

- a 県、気象台等からの気象予報、災害情報及び避難情報等の情報収集訓練
- b 災害対策本部と県（防災担当者）、防災関係機関等との情報収集伝達訓練
- c 災害対策本部と民間防災活動協力団体及び相互応援協定締結自治体との協力・応援要請情報伝達訓練
- d その他同報防災無線を活用した町民への情報伝達訓練

イ 職員動員訓練

災害対策本部を中心とする初動体制を確立し、本計画に定められた防災対応を習熟、検証するため、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき、交通手段の制限、勤務時間内外の条件等を設定して、定期的に職員動員訓練を実施する。

(ア) 訓練内容

- a 災害対策本部設置要員の動員指令及び集合配置
- b 任務に応じた災害対策本部への集合
- c 災害対策本部長への災害状況等の報告、対応等の指示及び本部各部間の情報伝達
- d その他必要な訓練

ウ 災害図上訓練

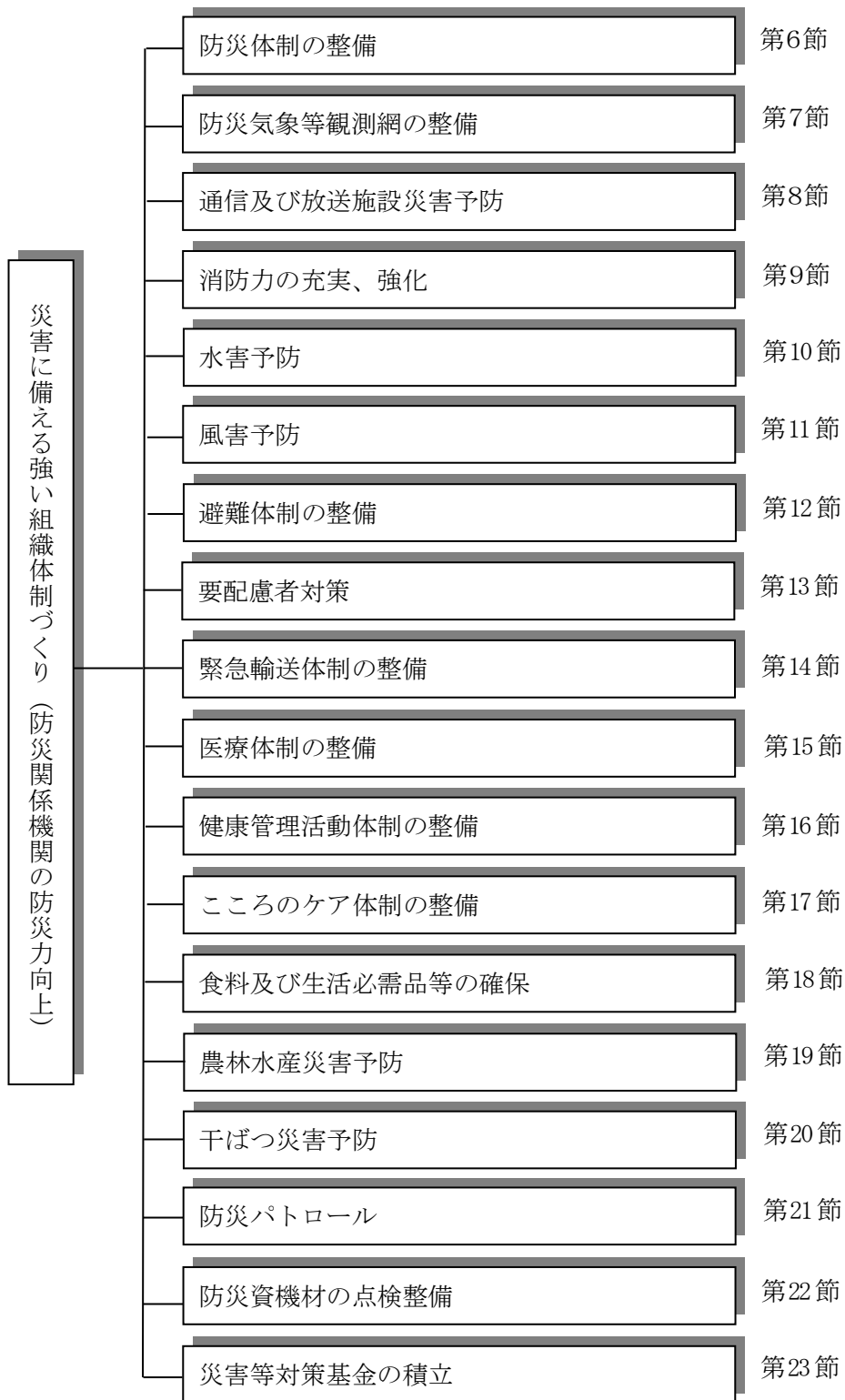
災害のイメージ力と状況判断、即時対応力を養成するため、シナリオ非公開で災害状況の付与により地図上で状況把握し対応を決断するロールプレイング方式の災害図上訓練を実施する。

(ア) 訓練内容

- a 被害状況の把握と災害対策本部の設置
- b 被害状況に応じた避難指示等の発令と避難所の開設
- c 災害対策本部、各局、関係機関の情報共有と対応
- d 時間経過に応じた災害対応方針の決定
- e 参加者の役割等に応じた災害対応（ロールプレイ）

「1-2 災害に備える強い組織体制づくり（防災関係機関の防災力向上）」の構成

大規模な災害に町が迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、災害時における通信や医療、緊急輸送、避難などの体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う。



第6節 防災体制の整備

全課、防災関係機関

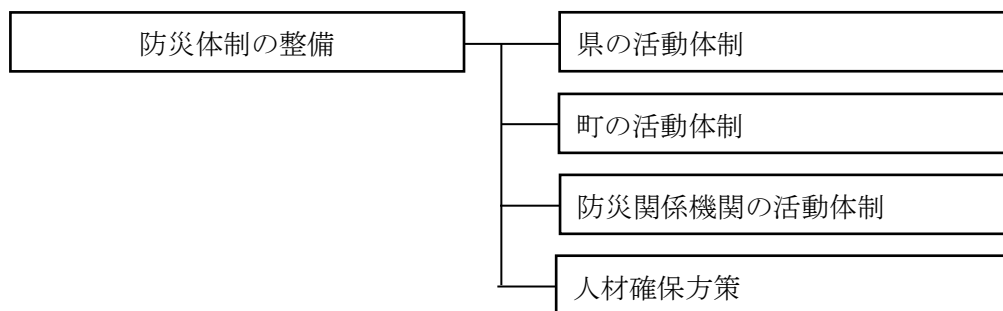
1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設の整備を整備する。

また、町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

さらに、町及び防災関係機関は、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、感染症対策の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

【体系】



2 県の活動体制

県地域防災計画に定めた県の活動体制については次の内容のとおり。

(1) 災害対策本部要員等の確保

県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

ア 即応体制の確立

県は、災害情報の収集、伝達体制を確保するため、当直体制を実施する。

イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

県は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害

発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び登庁不能時の参集場所などを盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を図る。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正する。

(3) 町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築

ア 県各関係課長等は平時から被害状況等の把握や応援要請のため、町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図るなど、実効性の確保に努める。

イ 県は、町と調整の上、町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

エ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から全職員を対象とした訓練や研修等を実施し、職員の災害対応意識の向上を図るとともに、同計画の効果的な運用に努める。

カ 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて町へ県職員を派遣できるよう、職員の派遣に関するマニュアルを作成するとともに、平時から町との円滑なコミュニケーションのあり方を検討し、国や町、関係機関等との合同訓練や研修を実施し、対応力の強化を図る。

(4) 災害対策本部室の整備

県庁舎の災害対策本部室については、国や関係機関等の執務スペースの機能を備え、災害情報を共有し、的確な意思決定を図る。

(5) 組織横断チームの設置

県は、災害時における応急・復旧対策を円滑に推進するために、組織横断チームの設置や危機管理部を中心とした庁内の指揮命令系統及び各部局・職員の役割の明確化を図る。

(6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとと

もに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、体制の整備に努める。また、広域避難の調整や、旅館・ホテル等における2次避難所の設置、一時的な滞在施設となる1.5次避難所の設置・運営に関する具体的な手順等を定めたマニュアルの整備に努める。

ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、災害時における緊急車両の優先供給及び誘導員等の要員の動員について、組合に加入する店舗へ周知するとともに、優先給油できる店舗のリストを実動機関に共有するなど、平時からの連携強化に努める。

エ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(7) 広域防災拠点の指定と整備

県は、災害時において応急対策活動の拠点となる広域防災拠点を指定の上、整備する。広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便のよい所を指定する。

指定にあたっては、石川県の地理的、社会的条件を考慮し、次の3つの広域防災地区を基本とする。

能登地区：羽咋郡以北の地域
石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、野々市市及び白山市の地域
南加賀地区：能美郡以南の地域

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、想定避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

(8) 受援計画の策定等

ア 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、関係機関との情報の共有に努める。

イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとなる会議室等の確保を行う。災害時の会議室の使用にあたっては、事前にルールを定める。また、県及び町は、デジタルを活用した災害対応をより円滑に実施するため、デジタル技術に関して知見を有する者の受援体制の整備に努める。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほ

か、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを整備する。

ウ 県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

エ 県は、受援計画及び業務継続計画等を継続的に見直し、県の人的支援調整に関する対応力の強化を図る。

オ 県は、町への応援職員の派遣を見据え、動員予定者の選定や町との合同訓練の実施に努める。

カ 町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

(9) 業務継続計画の策定等

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、専門人材の育成、定期的な教育・訓練・研修・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積による職員の災害対応への意識醸成や災害対応力・調整能力向上、状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(10) 孤立(要支援)集落への対策強化

県は孤立集落発生時に円滑に救助・避難などの対応ができるよう、孤立集落可能性調査に基づいた孤立集落対策マニュアルの整備や関係機関との研修・訓練等に努める。また、県は孤立集落の発生を見据え、通信、道路等のインフラ整備や備蓄物資、衛星携帯電話、無人航空機（ドローン）の飛行ルート等の整備など、デジタル技術を活用した情報収集・対応の改善を図る。

(11) 安否不明者の氏名等の公表等

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。また、県は、平時から動員予定者を選定の上、訓練を実施するよう努める。

(12) 被災者生活再建支援制度等の周知

県は、町と連携し、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、町民にわかりやすい制度周知に努める。

また、県は、町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(13) 情報のバックアップ化

県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各

種データ（公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

- (14) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援
県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。
- (15) 事業継続力強化支援計画の策定促進
県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と商工会が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。
- (16) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握
県は、あらかじめ町、商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (17) 災害廃棄物の処理体制の整備
県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、町へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。
また、県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (18) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制
県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。
- (19) システムの整備・利活用
県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、国とともに、研修や訓練の実施に努める。

3 町の活動体制

- (1) 災害対策本部要員等の確保
町は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。
また、町は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。
- (2) 組織横断チームの設置
町は、地震災害時における応急・復旧対策を円滑に推進するために、組織横断チームの設置や危機管理部を中心とした町内の指揮命令系統および各部局・職員の役割の明確化を図る。

(3) 国、県との連絡体制等の整備

ア 町は、避難指示等の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 災害情報の収集

町は災害情報の収集にあたっては平時から町会単位に収集・伝達体制を整える。

(5) 情報発信

町は、避難所、町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い

手の確保・育成に取り組む。

(7) 業務継続計画の策定等

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを必要に応じ行う。

(8) 受援計画の策定等

ア 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに、関係機関との情報の共有に努める。

イ 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

エ 町は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

(9) 罹災証明交付体制の確立

町は、本編第4章第4節に規定する「罹災証明の発行」を被災者支援システムにより速やかに罹災証明の交付を行う。また、平時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などの締結に努める。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。

オ 民間の調査要員の確保策について検討する。

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

(10) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

町は、平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。

建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導體制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(11) 災害廃棄物の仮置場の確保

町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。

また、町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(12) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について町民にわかりやすい制度周知に努める。

(13) 情報のバックアップ化

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(14) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(15) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(16) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(18) 代替水源の確保

町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

(19) システムの整備・利活用

町は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

5 人材確保方策

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

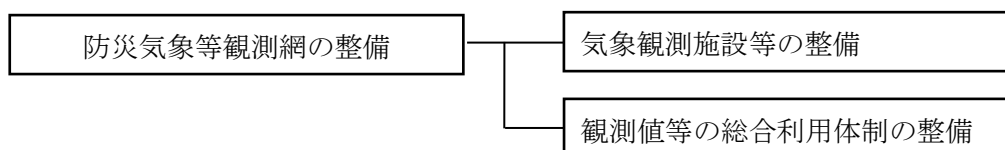
第7節 防災気象等観測網の整備

総務課、消防本部(署)、関係課

1 基本方針

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

【体系】



2 気象観測施設等の整備

町は、金沢地方気象台等が発表する予報に加え、独自に気象観測施設等の整備を行い局地的な災害などの状況を判断し、速やかな応急対策に備える。

3 観測値等の総合利用体制の整備

豪雨時における雨量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、町は気象観測体制の強化を図り、関係機関相互の連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信及び放送施設災害予防

総務課、消防本部(署)、防災関係機関

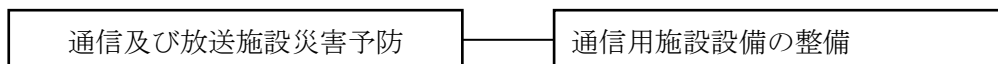
1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により町民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町は、転倒防止策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている地域衛星通信ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

【体系】



2 通信用施設設備の整備

町は、災害関係情報の迅速かつ正確な収集及び伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む）、衛星携帯電話、携帯電話メール配信システム（緊急速報メール含む）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備を図るとともに、インターネット等の活用を進める。特にスマートフォンの活用を図る。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

また、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(1) 防災無線システムの整備

ア 防災行政無線

防災行政無線を活用し、広く町民に対し迅速かつ適切な情報提供を行い、災害の未然防止と被害の拡大防止を図る。

- イ 消防無線等
 - ・平成9年8月・・消防全国共通波・単独波を増波（4波）
 - ・平成19年4月・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町の間で消防通信指令事務協議会を設置
 - ・平成20年4月・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町消防通信指令事務共同運用開始
 - ・平成28年4月・・消防救急デジタル無線運用開始
- (2) 通信システムの整備・活用
 - ア 石川県総合防災情報システム
 - 県内の市町及び消防本部、県関係機関を結ぶネットワークシステムにより気象情報や災害情報の配信をするほか、県への災害関係報告をネットワーク上で行うことにより、情報共有と対応の迅速化を図る。
 - イ 内灘町安全・安心情報サービス（災害情報メール）
 - 災害時の緊急安全確保、避難指示や高齢者等避難、避難場所開設状況等の防災情報及び気象情報等をメールで配信し、町民への災害情報伝達手段の多様化を図る。（平成20年10月運用開始）
 - ウ 携帯電話
 - 情報収集・伝達に機動性の高い携帯電話の整備を図る。
 - また、携帯電話のカメラ機能を使用し、接続により、災害現場の状況画像を本部に送信、記録するシステムの充実を図る。
 - エ IP電話
 - 公共施設間を結ぶ地域イントラネットを利用したIP電話網は、一般の電話の様な回線規制を受けないため、災害発生時は情報伝達手段としての活用を図る。
- (3) コミュニティFM局の活用
 - 当町をエリアとするFMかほくとの間で、災害時の放送に関する協力協定を締結し、災害発生時における避難情報等をFM放送にて町民に伝達することにより、災害時の情報伝達手段の増強を図る。（平成20年12月協定締結）
- (4) 防災関係機関の整備
 - 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。
 - なお、町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- (5) 応急用資機材の整備
 - 町は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。
 - また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルの作成に努めるとともに、平時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(6) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の活用

全国瞬時警報システムにより受信する国民保護情報や緊急地震速報等の情報は、多様な手段により町民へ伝達を図る。

(7) 災害時優先電話の確保

町は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平時から県及び防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

第9節 消防力の充実、強化

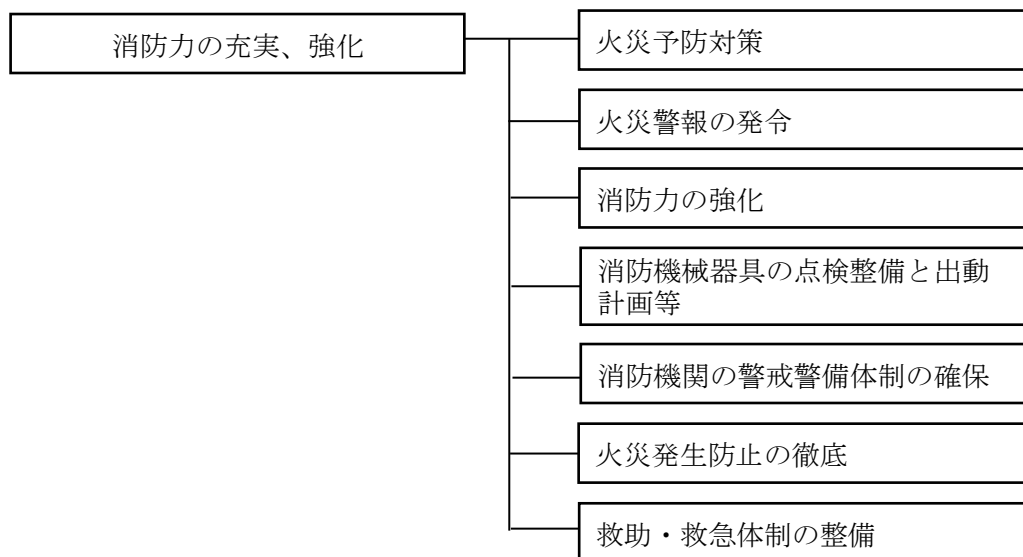
消防本部(署)、消防団

1 基本方針

災害発生時には、火災の発生、土砂災害等の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、町は、消防力の充実、強化を図るとともに、町民に対する火災の防止対策のための普及啓発、危険物施設等の安全確保に努め、災害に強い防災体制の構築を推進する。

【体系】



2 火災予防対策

(1) 消防機関における対策

ア 危険物施設、少量危険物取扱所

危険製造所等の施設の安全向上について指導を行うとともに、関係事業者等を対象に火災発生時における安全対策を徹底する。

イ 不特定多数の者を収容する施設

劇場、雑居ビル、宿泊施設等の不特定多数の人を収容する施設について、スプリンクラー設備等消防用設備等の設置を促進し、立入検査によって個別指導を実施するとともに、防火管理者の適正な選任、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施及び防火管理研修会等の開催により出火防止の徹底を図る。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場または緊急救助用スペースの設置促進に努める。

ウ 病院・社会福祉施設等の要配慮者施設

病院や社会福祉施設等については、入院患者や高齢者、児童、障害のある人など災害時に特に配慮を要する要配慮者が利用、入院していることから、施設防火管理者や施設職員に対し防災教育を実施し、被害の未然防止に努めるよう指導する。

施設管理者は、施設の立地条件や建物の構造等を十分把握し、消防職員の立入検査による指導を受け、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、防災訓練等の計画の策定及び実施により、防火管理・避難誘導體制の充実を図る。

(2) 一般家庭における対策

ア 燃焼器具の対策

(ア) 石油ストーブ

耐震自動遮断装置付以外のものは使用しない。

(イ) 液体燃料器具

使用しないときは、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンク転倒防止のため固定措置を講ずる。

(ウ) LPガス

使用しないときは、LPガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等による容器の転倒防止措置を講ずる。

(エ) 集中LPガス

使用しないときは、元バルブを閉止する。

イ 出火危険のある次の物品については、保管場所に十分配慮し、転落、転倒、漏えい防止措置を講ずる。

(ア) 缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、卓上コンロ用ボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等

ウ 町は、住宅用火災警報器設置指示と設置済み住宅に対する自主点検等の指導徹底を行い、住宅火災における逃げ遅れを防止する。

エ 町は、火気器具の取扱い、住宅用防災機器の常備と使用方法、不燃性材料・防災物品の使用などを指導し、一般家庭からの出火防止対策を図る。

オ 初期消火体制の確立

町は、一般町民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(3) 火災発生防止の緊急広報等

災害発生時には、町民に対して火災発生を徹底するため、防災行政無線、内灘町メール配信サービス、広報用車両や消防車等により緊急広報を行う。

3 火災警報の発令

(1) 火災警報の発令（消防法第22条）

町長は、県知事から火災気象通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、町の区域に在る者は、町条

例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

火災警報は、気象の状況が次の項目の一に該当し、火災の予防上危険であると認められるとき、発令する（町火災警報規則）。

ア 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が40%を下り、最大風速が7mを超え、または超える見込みのとき。

イ 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 前二項目に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上特に危険であると認められるとき。

消防長は、火災警報が発令された場合において、必要と認めるときは、消防分隊の増強、分団消防隊の待機その他所要の措置を講じ、警防体制を強化する。

(2) 災害警報の伝達（災害対策基本法第56条）

町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、自ら災害に関する警報をしたとき、または県知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合、町長は必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知または警告をすることができる。

(3) 火災警報等の緊急広報

町民に対する火災警報の発令等は、防災行政無線、内灘町メール配信サービスや広報車及び報道機関の協力を得て、火災予防上必要な事項について緊急広報を行う。

4 消防力の強化

町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数維持を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所に対する消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対す

る啓発等を推進することにより、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

町は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 町消防の広域化

消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき策定された「石川県消防広域化推進計画」により、消防の広域化に関する施策を推進する。

5 消防機械器具の点検整備と出動計画等

町長は、消防機関に多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項について、あらかじめ計画の策定に努める。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防車両に対する要員の待機についても、計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

6 消防機関の警戒警備体制の確保

町長は、台風の接近などによる強風時、またはフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、警戒警備計画の策定に努める。

この計画は、概ね次の事項について策定する。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員招集または伝達方法

(4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画

(5) 消防無線、有線放送等の通信の確保

(6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

7 火災発生防止の徹底

台風の接近などによる強風時、またはフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下においては、地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 予防広報等

町長は、広報用車両による巡回予防広報及び防災行政無線等を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について町民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

(2) 特別予防査察

町長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し、火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

8 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、県や関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 町長は、災害発生時の救急事案に的確に対応するため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の養成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

第10節 水害予防

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課、消防本部(署)、消防団、防災関係機関

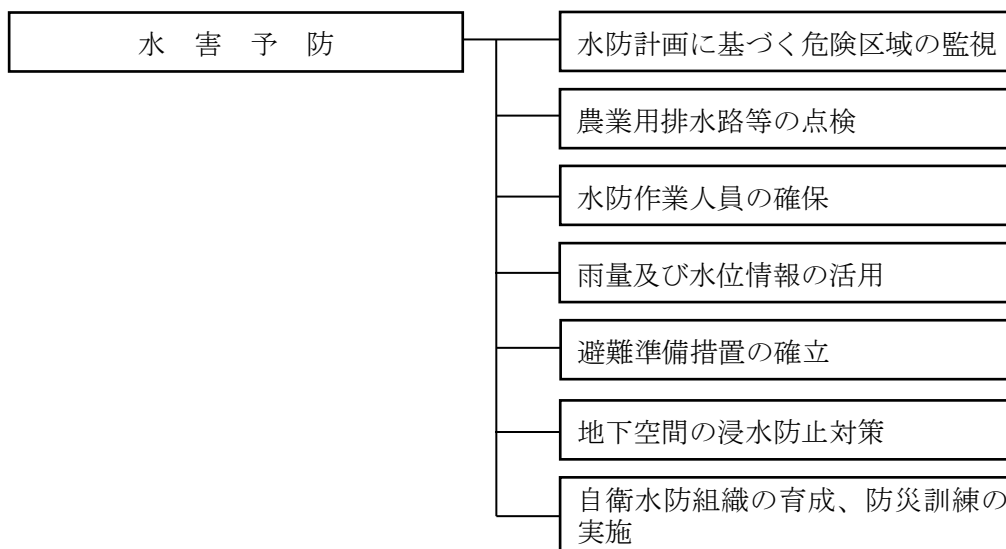
1 基本方針

水害を予防するため、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨に伴う河川の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画及び内灘町水防計画の定めるところにより、所要の警戒措置をとる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

【体系】



2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者（町長）は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、または石川県水防計画に定める指定河川である大野川、浅野川、河北潟に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画及び内灘町水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて消防職員及び消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、本計画等にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に

定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 農業用排水路等の点検

町または土地改良区等の管理に係る農業用排水路池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

4 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、または石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、水防管理者は、使用后直ちに不足分を補充する。

5 水防作業人員の確保

水防管理者（町長）は、豪雨等により河川の水位が上昇したときは、内灘町水防計画に定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

水防管理者（町長）は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

6 雨量及び水位情報の活用

水防管理者（町長）は、町設置の雨量計の情報及び石川県河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報等の発表前にあつても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

7 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、または石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある町民、滞在者その他の者に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命または身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は町長が行う避難指示等の指示の判断を支援するため、町長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

(2) 本計画において定める事項

町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があつたときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(3) 浸水想定区域に係る情報伝達等

町は、浸水想定区域及びその周辺住民に対し、避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき避難判断水位等に達したときは、避難指示等の伝達を同マニュアルの伝達方法により行う。

(4) 洪水ハザードマップの作成・活用

町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、町地域防災計画に定められた上記（3）の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、町民に周知する。

なお、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努める。

また、洪水浸水想定区域に変更等があった場合は、洪水ハザードマップの修正を行う。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう務める。

(5) 企業防災の促進

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

8 地下空間の浸水防止対策

(1) 町は、ビルの地階等の地下空間について、浸水防止対策を推進するため、施設の具体的な事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

(2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができる

- よう避難誘導計画等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

9 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時の水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。なお、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

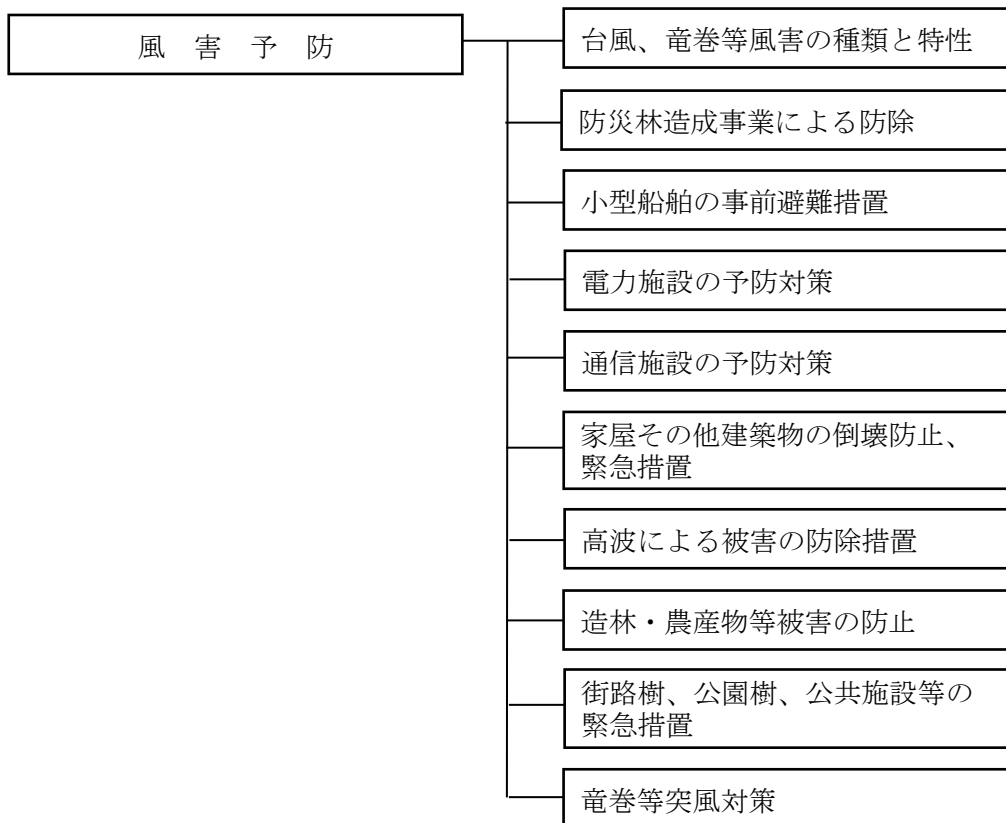
第 1 1 節 風害予防

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課、関係機関

1 基本方針

風害の予防は防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

【 体 系 】



2 台風、竜巻等風害の種類と特性

風がもたらす災害について、発生状況、主な原因等を挙げると概ね次のとおりである。

風害の種類	発生状況等	主な原因
(共通)	強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊が生じる。	
暴風・強風	風の影響は、原因である熱帯低気圧の移動に伴い広域(数百～数千km)に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。	台風(最大風速が約17m/s(34ノット)以上の熱帯低気圧)等強い低気圧の通過
突風	風の影響は局所的な範囲(数十m～数十km)に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることもある。粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニールハウスの損壊等の軽微な被害を及ぼすことがある。	竜巻、ダウンバースト、ガストフロント(寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生) じん旋風(主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生)

3 防災林造成事業による防除

海岸地帯は絶えず季節風、台風、海陸風とあらゆる風が通過し、海浜地の砂や塩分を内陸部に移送して後方の人家、産業施設、農耕地等に対して慢性的あるいは急性的に甚大な災害をもたらしている。

町は、風浪の状況に応じ必要があると認めるときには、海岸防災林造成事業の実施等により、潮害や海岸の飛砂等の防止を図り、公共施設、農耕地、人家等の被害低減に努める。

4 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報によりあらかじめ危険の察知されるときは、遭難防止のため出港を見合わせる等、所要の措置を講ずる。

石川県漁業協同組合内灘支所は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、事前に組合員と申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線電話による警告、標識による警告等所要の措置を講ずる。

海上保安部は、航行船舶に対して、周知可能な方法によって警告を行う。

5 電力施設の予防対策

電力施設の風害予防対策については、本章第25節「公共施設災害予防」に準ずる。

6 通信施設の予防対策

通信施設の風害予防対策については、本章第8節「通信及び放送施設災害予防」に準ずる。

7 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて町長は本計画の定めるところによりそれぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁などには、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。

(1) から (3) までの緊急措置の徹底が困難であるかまたはこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の現在者に対して町長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

8 高波による被害の防除措置

町長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水害計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業要員の確保、避難準備措置の確立に努める。

9 造林・農産物等被害の防止

町は県と協力し、海岸防災林造林事業を実施するとともに、潮害や海岸の飛砂等の防止を図るため、国、県事業の促進を図る。

また、町は、風害により造林の倒壊や農産物の被害を生じた場合には、迅速に被害状況の調査を行い、復旧対策と二次被害の防止措置に努める。

10 街路樹、公園樹、公共施設等の緊急措置

風害により、街路樹、公園樹等が倒壊し、公共施設に被害を生じた場合には、迅速に被害状況の調査を行い、道路の障害物除去や屋根のシート掛けなど必要な緊急対策措置を講じ、二次被害の防止に努める。

11 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲または積雲に伴って発生し、類似した現象として、ダウンバースト、ガストフロントがある。竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表され、最も切迫したタイミングで発表されるのが「竜巻注意情報」である。

しかし、竜巻に関する気象情報は、台風等に比べると非常に規模が小さくまれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、気象情報と合わせて空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。

(1) 町民への啓発普及

町は、町民に対し、竜巻等突風の特性や竜巻等の突風から身を守ることに関する知識の啓発普及を図る。また、町民は、竜巻から身を守る方法について一人ひとりが十分に理解し、発生に備えておく。

■竜巻等突風の特性

	竜巻	ダウンバースト	ガストフロント
固有特性	<ul style="list-style-type: none"> ・発生のタイミングが突発的である。 ・被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。 ・被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。 		
現れ方	<ul style="list-style-type: none"> ・回転を伴う突風である。 ・1か所での突風の継続時間は短い。 ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や、砂塵や飛散物等で地上の付近の渦が目撃される場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発散性の突風である。 ・1か所での突風の継続時間は短い。 ・強雨やひょうを伴うことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ一定方向の突風である。 ・1か所での突風の継続時間は比較的長い（数分から数10分）。 ・降水を伴うこともある。
音や体感	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゴー」というジェット機のような轟音が、突風の前後に聞こえる。 ・気圧の変化で耳に異常を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音は特にないか、風切り音等が突風とほぼ同時に聞こえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音は特にないか、風切り音等が突風とほぼ同時に聞こえる。

■町民が行う対策

- 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに次の行動を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。
 - ※住宅内では
 - ・雨戸、カーテン、シャッターを閉める。
 - ・窓から離れる。
 - ・地下室か最下階へ移動する。
 - ・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
 - ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - ※外にいるときは
 - ・近くの頑丈な建物に避難する。
 - ・そのような建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - ・物置や車庫・プレパブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
 - ・上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされるおそれがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

(2) 町が行う対策

町は、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を即時に収集し、重要な情報は消防機関や警察等に情報提供を行う体制を整備する。

その他の予防対策については、竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第12節 避難体制の整備

総務課、福祉課、学校教育課、文化スポーツ課、警察、防災関係機関

1 基本方針

町は、建物倒壊及び出火・延焼等の災害、感染症対策等を踏まえ、に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、自主防災組織等を通じて町民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設の整備に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルの活用・普及に努める。

この際、町民等への普及にあたっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

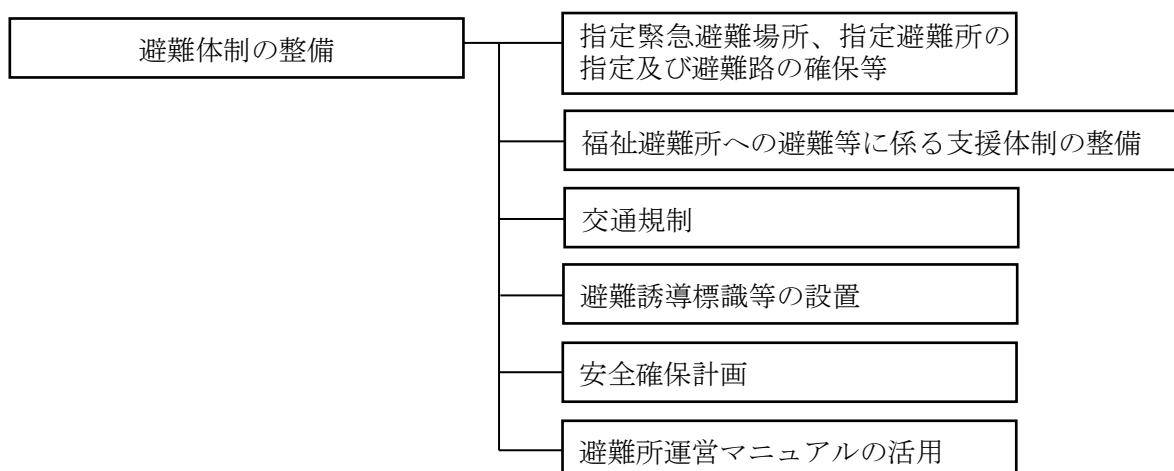
なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、町民等が避難するための施設を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

なお、トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用するほか、物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討する。

さらに、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

【 体系 】



2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び避難路の確保等

町は、災害時に町民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難場所、指定避難所等をあらかじめ指定し、避難路を確保するとともに、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること

ウ 次の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、浸水などの危険性がない所であること

(イ) 高潮、高波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること

エ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきこと

(2) 指定避難所

- ア 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること
- イ 速やかに避難者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること
- オ 火災に対する安全性等
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること
- カ 施設・設備や体制の整備
避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- キ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- ケ ペット動物の飼育場所等について検討する。
- コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
- サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ス 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進める。
- セ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
- ソ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
- タ 町は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努める。
- チ 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、

あらかじめ、検討するよう努める。

ツ 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

テ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 避難路

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、浸水などの危険性がない所であること
- イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと
- ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと
- エ 高波や浸水の危険のない道路であること
- オ 自動車の交通量が少ない道路であること

(4) 避難情報の発令基準の策定等

ア 町長は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に定めるとともに必要に応じて見直すよう努める。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。さらに、町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

イ 町は、躊躇なく避難指示等を発令できよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

3 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障害者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

町は、避難場所等について、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識の設置に努める。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。このため、県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童及び生徒の安全確保

ア 特定教育・保育施設及び学校の管理者は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町及びPTA等の保護者組織と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

イ 特定教育・保育施設及び学校の管理者は、竜巻災害に備えて、児童及び生徒の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するよう努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所、または勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認、避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの活用

町は、別に定める避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営の円滑化及び避難者が安心できる場所の提供を図る。

また、マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、課題を整理し見直しを行う。

8 被災者支援業務の迅速化・効率化

町は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

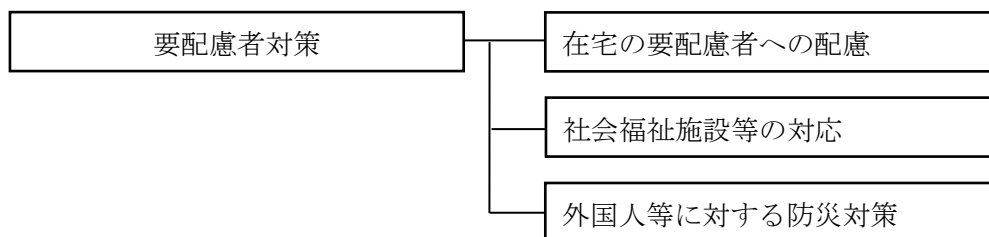
第13節 要配慮者対策

総務課、福祉課、文化スポーツ課、関係課、民生・児童委員、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

風水害等の災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人などは、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

【体系】



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町は、本計画に基づき、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局の連携の下、平時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な

措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の推進

ア 町は、別に定める「内灘町避難行動要支援者避難支援計画」により、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）、同意者名簿の作成並びに円滑な避難支援を行うため要支援者一人ひとりの個別計画を作成し、自主防災組織等の協力により避難支援を行う。要支援者名簿、同意者名簿及び個別計画については、毎年更新する。

また、要支援者名簿及び個別計画を用いた避難支援訓練を実施し、訓練による問題点の整理、要支援者及び避難支援を行う者などの関係者に意見も聞き、定期的に制度の見直しを行う。

個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、個別計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 町は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(4) 防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の啓発普及及び災害時に活用できる、防災マップの作成に努める。

(5) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

町は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(6) 福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定拡充を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(7) 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

3 社会福祉施設等防災体制の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を町の地域防災計画等により定め、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における特定教育・保育施設等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を備える施設については、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練について

も配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備を推進するとともに連携を強化する。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援体制や救助体制の整備などに努める。
- (6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。

5 障害者に対する情報伝達等

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第14節 緊急輸送体制の整備

企画振興課、都市建設課、消防本部(署)、県、警察

1 基本方針

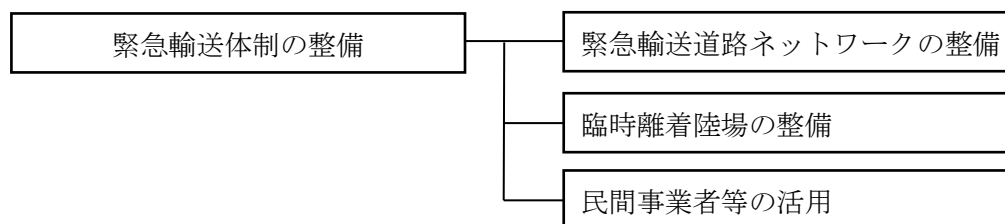
町及び県は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定めるとともに整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

また、道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討する。

また、町及び県は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

【体系】



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県において選定した緊急輸送道路ネットワークのほか、次の輸送にかかる道路の整備を、都市計画街路、道路事業等各種の公共事業により、主要幹線道路の総合的な計画整備を推進する。（資料編第5章 11 緊急輸送道路ネットワーク図参照）

(1) 緊急輸送の対象

- ア 傷病者
- イ 避難者
- ウ 各資機材
- エ 水、食料、生活必需品

- オ 救援物資
- カ 遺体
- キ その他

3 臨時離着陸場の整備

町長は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。（資料編第5章 1 ヘリポート参照）

4 民間事業者等の活用

(1) 町は、平時から緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

(2) 町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて普及を図る。

第15節 医療体制の整備

総務課、福祉課、保険年金課、消防本部(署)、消防団、自主防災組織、県、医師会、医療機関

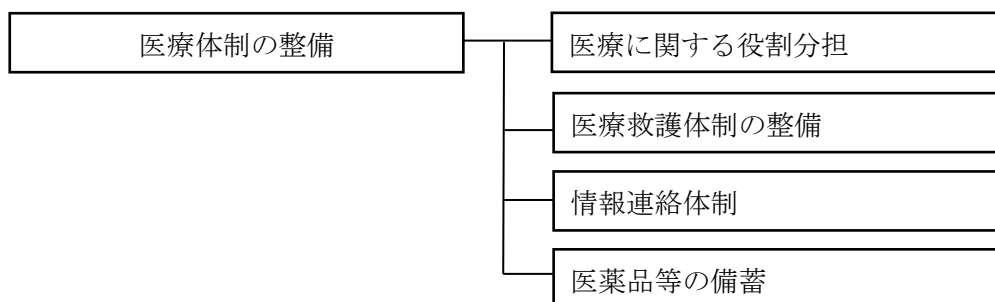
1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、町民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

【体系】



2 医療に関する役割分担

(1) 町が実施すべき事項

- ア 医療救護班の派遣等医療救護計画の作成
- イ 河北郡市医師会等との医療救護班編成についての協議
- ウ 医療救護所で使用する資機材の備蓄または調達計画の作成
- エ 重傷病者の収容計画及び搬送計画の作成
- オ 医療救護所等における被災者の健康対策、精神保健に関する計画の作成
- カ 医薬品の拠点備蓄と分散備蓄の推進
- キ 自動体外式除細動器（AED）の設置促進及び普及

(2) 町民が実施すべき事項

- ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品の準備
- イ 医療、救護を受けるまでの応急処置、救急看護技術の習得
- ウ 献血への協力

(3) 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- ア 応急救護活動を行う体制の整備
- イ 医療関係団体等の協力により、応急処置、救急看護技術の習得

ウ 担架、救急医療セット等の応急看護資機材等の整備

(4) 医療機関が実施すべき事項

ア 病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

イ 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

ウ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努める。

エ 防災訓練の実施

3 医療救護体制の整備

(1) 町

町は、医療救護計画の策定に努める。策定にあたり次のとおりとする。

ア 町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成しておく。

イ 町は、医療救護班編成にあたっては、河北郡市医師会及び金沢医科大学病院の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定める。なお、町等で編成した医療救護班については、県に報告する。変更した場合も同様とする。

エ 町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定める。

オ 町は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定する。

カ 町は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行う。

キ 町は、避難所における救護所の設置を、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定める。

(2) 医療関係団体

河北郡市医師会等の医療関係団体は、町からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

4 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 災害時通信手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

(3) 医療救護班等連絡会の設置及び運営に関する訓練等

町は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平時から、医療救護班等連絡会の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

5 医薬品等の備蓄

医薬品、透析液、血液等の医療資材については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握しておくとともに、災害発生時における調達方法を関係医療機関等と協議しておく。

(1) 町は、医療救護所用として被害想定に応じた医薬品等の備蓄に努める。

(2) 備蓄する医薬品等の品目については、あらかじめ町長と河北郡市医師会長が協議して定める。

(3) 医療機関は、可能な限り医薬品等の在庫に努める。

6 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第16節 健康管理活動体制の整備

保険年金課、福祉課、関係機関

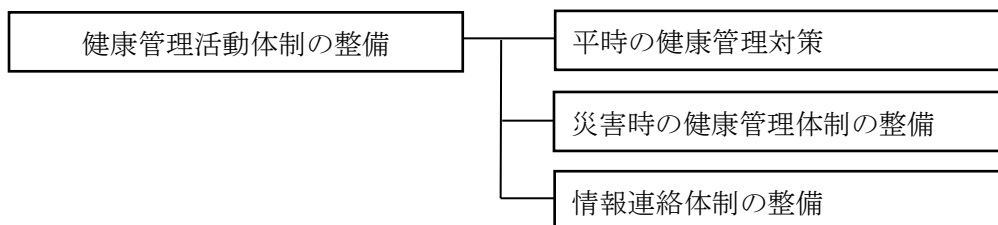
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から震災の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

【体系】



2 平時の健康管理対策

(1) 町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。

また、平時から広報・ホームページ等において、災害時の健康管理に関する啓発普及を行う。

(2) 町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生・児童委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。

(3) 町民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳、救急医療情報キットの活用により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、県の保健活動マニュアルを基に、災害時の町の保健活動マニュアル等の作成を進めるとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第17節 こころのケア体制の整備

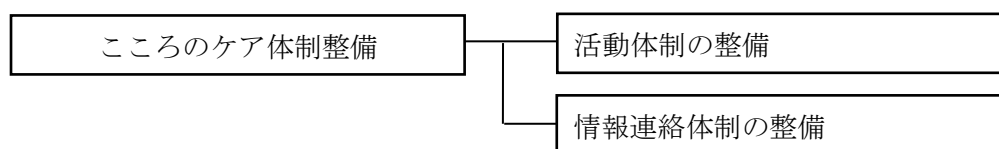
保険年金課、福祉課、県

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した町民は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

町は、県が行う精神保健医療体制の整備に協力する。

【体系】



2 活動体制の整備

町は、平時から町民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

3 情報連絡体制の整備

町は、県及び精神科医療機関とともに、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」等を踏まえながら、石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第18節 食料及び生活必需品等の確保

総務課、税務課、自主防災組織、関係機関

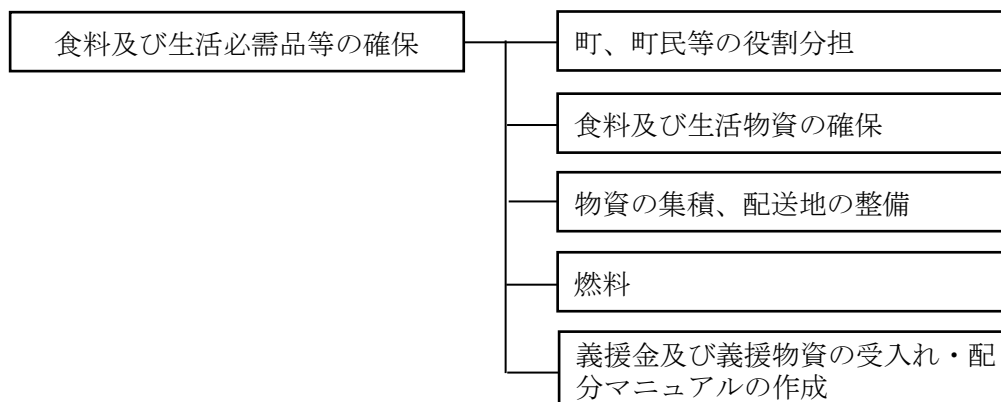
1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資（生理用品など）の備蓄・供給や町民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

【体系】



2 町、町民等の役割分担

(1) 町が行うべき食料及び生活必需品の整備

ア 町は、避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く町民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、県の地震被害想定を基に想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊

避難者等を含む)と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

イ 町は、被災町民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

(2) 町民が行うべき食料及び生活必需品の整備

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもと個人また又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

(3) 事業所が行うべき食料及び生活必需品の整備

事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。

(4) 町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

(5) 町は、新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

3 食料及び生活物資の確保

町は、災害により、食料や生活必需品等の確保に苦慮する被災者に対して速やかに物資が供給できるよう、平時から家庭備蓄、公共備蓄、流通備蓄の各方面において計画的な備蓄を進める。

(1) 町が実施すべき事項

町は、大規模な地震災害に備え、防災備蓄倉庫(拠点備蓄)と学校備蓄倉庫(分散備蓄)の設置を計画的に進め、発災初期の対応に十分な量の物資の備蓄に努める。

備蓄は、要配慮者向けの柔らかい食品、乳児用の粉ミルクやアレルギー対応の食料、洋式仮設トイレ等の避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資の拡充を図る。

また、災害時の調達を円滑に行うため、事業者等と「災害時における食料物資等の供給協力に関する協定」の締結を進め、緊急に調達し得る調達体制の整備を講じておく。

(2) 町民が実施すべき事項

大規模災害時には、町が発災直後から生活関連物資を円滑に確保、供給することは不可能であることから、家庭や職場において、3日間程度生活ができる食料等の備蓄に努め、非常持出し品を準備しておく。

(3) 飲料水等の確保

ア 町が実施すべき事項

(ア) 水道の基幹施設の耐震化と復旧用資機材の備蓄

(イ) 仮設給水施設、給水袋等の応急給水質機材の整備

(ウ) 町民、自主防災組織に対する貯水、応急給水についての指導

(エ) 隣接市町との災害時相互給水に関する協定の締結

イ 町民が実施すべき事項

(ア) 家庭における貯水

a 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準。世帯人数の3日分を目標とする。

b 貯水は、水道水等衛生的な水を使用する。

c 容器は衛生的で安全性が高く、水漏れ、破損しないものを用いる。

(イ) 自主防災組織における飲料水の確保

a 応急給水を円滑に行う体制を整備する。

b 非常時に利用予定の井戸等の水は水質検査を実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

c 給水ポンプ、ポリタンク等応急給水に必要な資機材の整備と操作訓練により、取扱いに習熟する。

4 物資の集積、配送地の整備

町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるよう、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路等を考慮し、それぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地として、次の支援物資集積拠点を使用する。

なお、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、支援物資集積拠点は地域内輸送拠点にも指定する。

また、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

■支援物資集積拠点

集積拠点	所在地	航空手段(臨時ヘリポート)	備考
内灘町総合体育館	内灘町字鶴ヶ丘2丁目381	内灘町総合グラウンド	

5 燃料

町は、ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス等の燃料供給に関し、関係機関と協力協定を締結する等、優先的確保に努める。

6 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、本編第4章第5節「災害義援金及び義援物資の配分」に定めるもののほか、具体的な受け入れ配分に関するマニュアルを作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

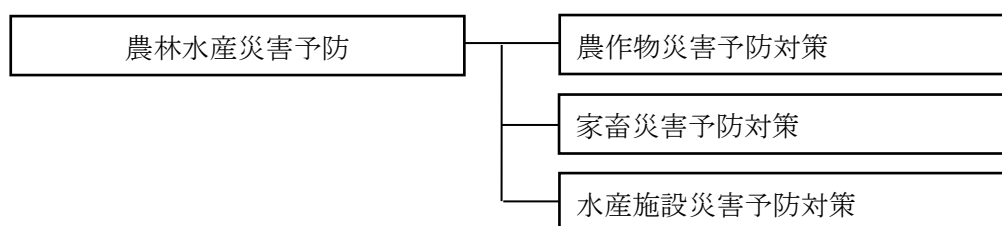
第19節 農林水産災害予防

企画振興課、関係機関

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

【体系】



2 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稲

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病虫害発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ 台風対策

台風の来襲が予想される時は、フェーンや強風による被害の軽減を図るため、事前には場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあっては草刈りの励行等を実施する。また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。また、病害が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があったときは、サイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置にあたっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

4 水産施設災害予防対策

- (1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいため、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。
- (2) 漁具、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。
- (3) 事故または原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

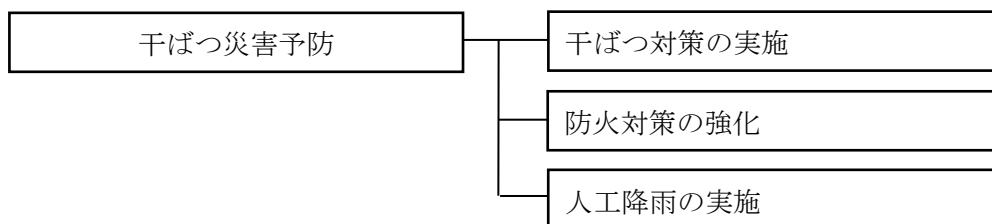
第20節 干ばつ災害予防

企画振興課、都市建設課、消防本部(署)

1 基本方針

干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

【体系】



2 干ばつ対策の実施

- (1) 町は、事前に県から農林水産物の干ばつ被害の防止技術等の防止対策について指導を受ける。
- (2) 渇水時には、町民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下または井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、給水車などによる生活用水の給水に万全を期す。

3 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、町は防火体制の徹底や消火用水の確保を促すとともに、町民に対し火災予防の周知徹底を図る。

4 人工降雨の実施

異常渇水が長期間継続することが予想される場合は、県と協議して人工降雨の実施を検討する。

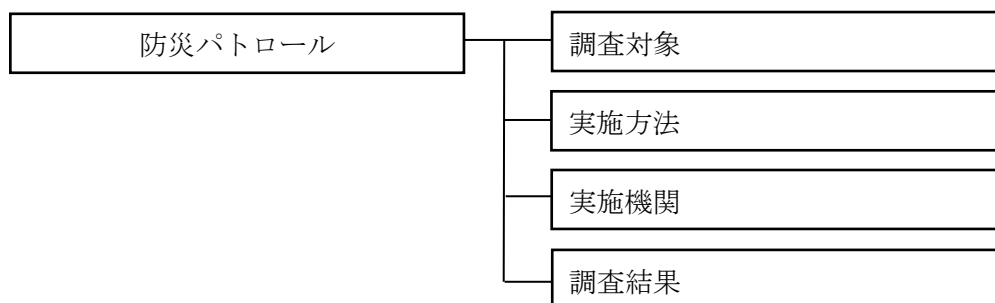
第21節 防災パトロール

企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部(署)、警察

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

【体系】



2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) 地すべり、がけ崩れ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- (3) 臨時離着陸場

3 実施方法

町及び防災関係機関は、現地へ出向き、またはヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

4 実施機関

- (1) 町 関係各課、消防機関
- (2) 県 関係各課（出先機関）
- (3) 国 金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所、海上保安部
- (4) 警察 本部、津幡警察署
- (5) 自衛隊 陸上自衛隊第14普通科連隊

5 調査結果

町は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。他の機関が管理する施設等に関する結果は、その内容を通知し、適切な予防措置を講ずるよう求める。

第2章 防災資機材の点検整備

総務課、企画振興課、都市建設課、消防本部(署)、関係課、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

【体系】



2 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

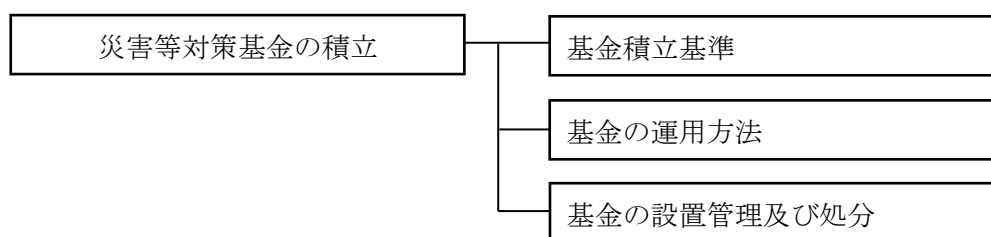
第23節 災害等対策基金の積立

財政課

1 基本方針

町は、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害または大規模な事故から守り、または復旧するために災害等対策基金の積立を行い、的確な運用を図る。

【体系】



2 基金積立基準

基金に積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

3 基金の運用方法

内灘町災害等対策基金条例施行規則（平成10年規則第1号）第3条（経費の種別）に規定する費用に充てる。

4 基金の設置管理及び処分

基金の設置管理及び処分に関しては、内灘町災害等対策基金条例（平成9年条例第18号）及び内灘町災害等対策基金条例施行規則の定めるところによる。

「2-1 都市基盤の防災力向上」の構成

「都市基盤の防災力向上」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業など、その町土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。



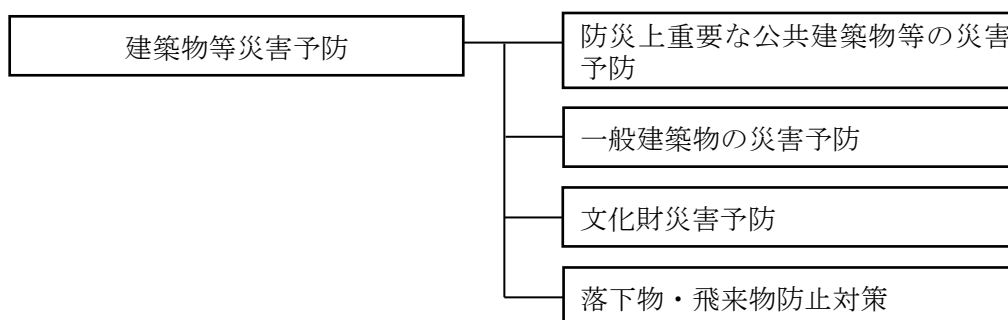
第24節 建築物等災害予防

都市建設課、文化スポーツ課、消防本部(署)、関係課、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

災害に強いまちづくりを行うにあたって、町は公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

【体系】



2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、町は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 避難所及び災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

町及び県は、災害による建築物被害の未然防止と火災等による延焼拡大防止を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 不燃性建築物の建築促進

不燃性建築物対策としては、必要な地域については都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力的に推進する。

(2) 中高層建築物の防火対策

ア 整備方針

(ア) 建造物の位置、構造及び設備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は消防法等の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

- (イ) 建造物に対して、法令に基づく立入検査を年2回以上実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持及び管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

イ 指導方針

- (ア) 高層建築物の不燃化
- (イ) 火気設備及び火気管理の規制
- (ウ) 防災設備の集中管理
- (エ) 避難計画

ウ 防災管理体制の強化

- (ア) 防災計画の樹立
- (イ) 自衛消防訓練の実施
- (ウ) 避難管理

エ 具体策

- (ア) 消防訓練特に避難訓練の実施の徹底

オ その他

- (ア) 特別避難階段の設置
- (イ) 排煙口の確保
- (ウ) 消防隊進入口の確保
- (エ) 消防専用エレベーターの運行の確保
- (オ) 既存防火対象物等に対する消防用設備等の設置の指導

(3) 建築物避難施設対策

- ア 敷地の道路に対する基準の確保
- イ 宅地または敷地内通路の基準の確保
- ウ 廊下及び直通階段の基準の確保
- エ 出入口または非常口の基準の確保
- オ 避難階段、直通階段等の施設または廊下の基準の確保
- カ 防火壁、防火区画または特定防火設備及び防火設備の設置の確保
- キ 排煙設備または非常用照明設備の設置の確保
- ク 非常用進入口の基準の確保
- ケ その他旅館、マーケット、病院、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

4 文化財災害予防

(1) 建築物等予防対策

町教育委員会は、指定文化財のうち建築物については、次の事項について、県教育委員会、消防機関及び警察と協力して所有者・管理者等を指導する。

- ア 防災管理体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。

- エ 火災の危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
 - オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
 - カ 消火設備を完備する。
 - キ 警報設備を完備する。
 - ク 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
 - ケ 消防用水の確保措置を講ずる。
 - コ 消防車両の進入道路を確保する。
 - サ 消火塀、防火帯を設ける措置をする。
 - シ 消火壁、防火戸を設置する。
 - ス 自衛消防組織の訓練を実施する。
 - セ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。
 - ソ 建築物の不燃化、倒壊防止対策を講ずる。
 - タ 延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。
 - チ 文化財を安全な場所へ移すことを検討する。
- (2) 美術工芸品等予防対策
- 美術工芸品等はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置や転倒・転落防止対策の措置をとるよう指導する。
- (3) 史跡、名勝、天然記念物等予防対策
- (1)、(2) 同様の措置をとる。
- また、災害が発生しても、人命に被害の及ばぬよう平時の管理を万全にするよう指導する。
- (4) 事前対策
- ア 未指定文化財目録の作成
- 未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。
- イ 防災対策の意識啓発と予防対策
- 町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。
- また、文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。
- ウ 文化財保護
- 県教育委員会、町または町教育委員会は、文化財保護のため、平時から、民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

5 落下物防止対策

町は、風水害や竜巻等突風発生時における建築物からの落下物防止のため、建物管理者等に対し、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう啓発を図る。

6 所有者不明土地対策

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第25節 公共施設災害予防

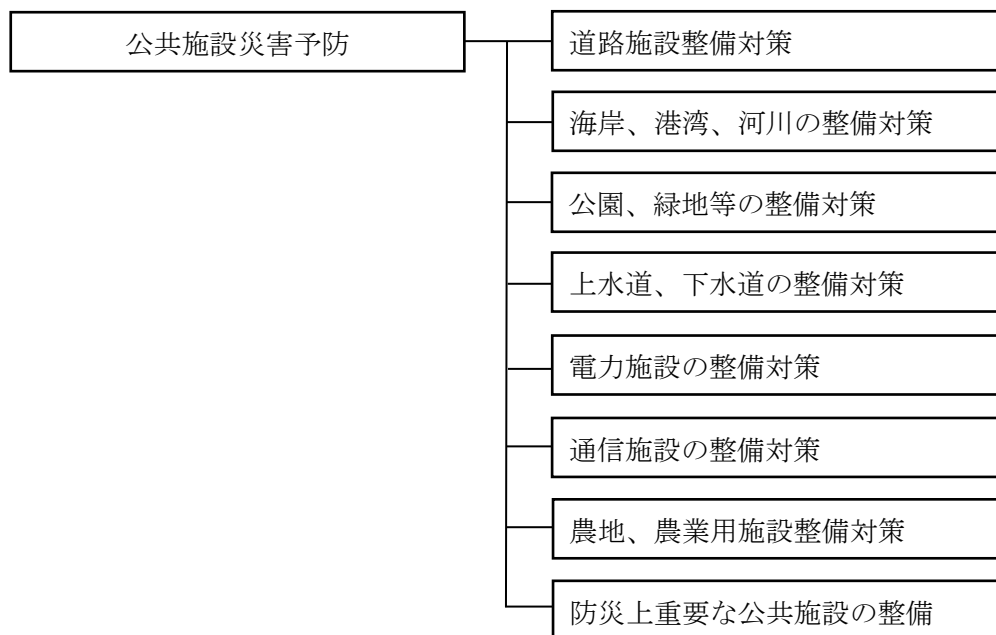
総務課、住民課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、学校教育課、文化スポーツ課、関係課、防災関係機関

1 基本方針

道路、海岸、港湾、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

これらの公共施設を管理する機関は、施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し強靱化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾等の交通施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

【体系】



2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁等が破損することは、災害時における町民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を考慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられ、これらの災害が想定される箇所に対して、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。また、橋梁の新設にあたっては、最新の仕様を準用し、建設する。

(3) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(4) アンダーパス部等の整備

道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

3 海岸、港湾、河川の整備対策

(1) 海岸、港湾の整備

ア 管理者は、人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、整備する。

イ 管理者は、安全性の劣る施設または老朽化が著しい施設岸壁等の施設の改築を促進する。

また、緊急物資の集積及び町民の避難等のための広場等を改築するなど整備を促進する。

ウ 管理者は、水害対策として、背後地の町民を守るための海岸保全施設等を整備する。

(2) 河川の整備

ア 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

イ 災害時におけるえん堤等の破損により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても安全性の劣る施設または老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できる。

このため、公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

(2) 耐震性能の確保

公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、町（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

(イ) 町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 県及び町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、防災行政無線等の使用体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

町（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平時から次の措置を行う。

(ア) 町（水道事業者）

- a 水道施設の安全性の確保に努める。
 - b 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。
 - c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。特に、災害用井戸を登録するなど、災害用井戸の活用に努める。
 - d 応急給水または応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。
 - e 応急給水及び施設復旧等には、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。
 - f 自主防災組織及び町民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。
- (イ) 県が行う措置
- 町（水道事業者）に対して、次の措置について指導する。
- a 水道施設の安全性の確保
 - b 緊急時給水拠点の確保
 - c 近隣の水道事業者間での相互融通施設または緊急用水源の確保
 - d 応急給水及び応急復旧用資機材の確保

(2) 下水道の整備

町民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道施設耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平時から電力設備の防護対策に努める。

また、町は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者が倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として実施する、事前伐採等の実施にあたっては協力に努める。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時の要員の確保
- (イ) 非常招集方法
- (ウ) 応援要請方法
- (エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、町は、県、電力供給事業者及び電気通信事業者が倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として実施する、事前伐採等の実施にあたっては協力に努める。

(1) 電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

災害時において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

(ア) 初動時駆け付け要員の確保

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（KU-1CH）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（TZ-403）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

(イ) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。

(ウ) 応急復旧ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ 電気通信設備の点検

災害等に備え、次の設備、資機材の点検を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

(イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備

(ウ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配

(エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ システムとしての信頼性向上

(ア) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。

(イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

- ア 耐火性の強化
局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。
 - イ 伝送路の強化
通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。
また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。
 - ウ 装置、機材の充実
予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。
 - エ 定期的な点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施する。
 - オ 防災訓練等の実施
通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。
- (3) 非常通信
- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。
- ア 非常通信協議会の拡充強化
 - イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練
 - (イ) 全国感度交換訓練
 - (ウ) 北陸地方非常通信訓練
 - (エ) 石川地区非常通信訓練
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）
- 県、町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達的手段として、各防災関係機関が開設するLアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。
- ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。
 - イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。
- (5) 放送
- 放送は、非常災害時における町民への情報伝達手段として極めて有効であるので、災害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。
- ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐火性の強化を図る。
 - イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講ずる。
 - ウ 放送設備等重要な設備については、代替または予備の設備の整備を推進する。
 - エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。
 - オ 建物、構築物、放送設備等の耐火性等についての定期点検を実施する。

8 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。

9 一般廃棄物処理施設整備対策

町等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

10 防災上重要な公共施設の整備

災害発生時に、応急救護に関する病院をはじめ、避難場所となる学校施設等については、災害後の救命活動や避難活動等に直接大きな影響を与えることから、施設・設備の不燃性の向上をはじめ、防災拠点機能の強化を図る。

(1) 病院施設の整備

ア 災害発生後の医療救護機能を維持するため、消防防災設備の更新を促進し、地域の医療救護所と有機的に連携した医療活動の迅速、的確化を図る。

イ 発災後における医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、医療救護所の整備及び応急救護医薬品等の備蓄に努め、常に点検を行っておく。

(2) 学校施設の整備

ア 学校においては、第一義に災害から児童、生徒の安全確保を図るとともに、学校が避難所となる役割も考慮し、計画的に消防防災機能の整備を行う。

イ 校舎内外の施設・設備、防火施設等について安全総点検を定期または随時に実施し、落下や転倒防止措置等の安全対策を講ずる。

ウ 災害時に備えて、FAX通信やパソコンネットワークなど、学校と災害対策本部間の情報連絡体制と手段の整備を図る。

(3) 社会教育・体育施設等の整備

ア 社会教育・体育施設等の公共建築物を利用する町民の生命の安全を守り、また公民館は災害時には避難所となることから、消防防災機能の整備を進める。

イ 施設、設備の安全総点検を定期的実施し、落下や転倒防止等の安全対策を講ずる。

(4) 社会福祉施設の整備

ア 社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者を災害から守るため、必要に応じて施設の消防防災機能の整備を進める。

イ 施設内外の安全点検を定期的実施し、転倒防止、ガラスの飛散防止等の安全措置を講ずる。

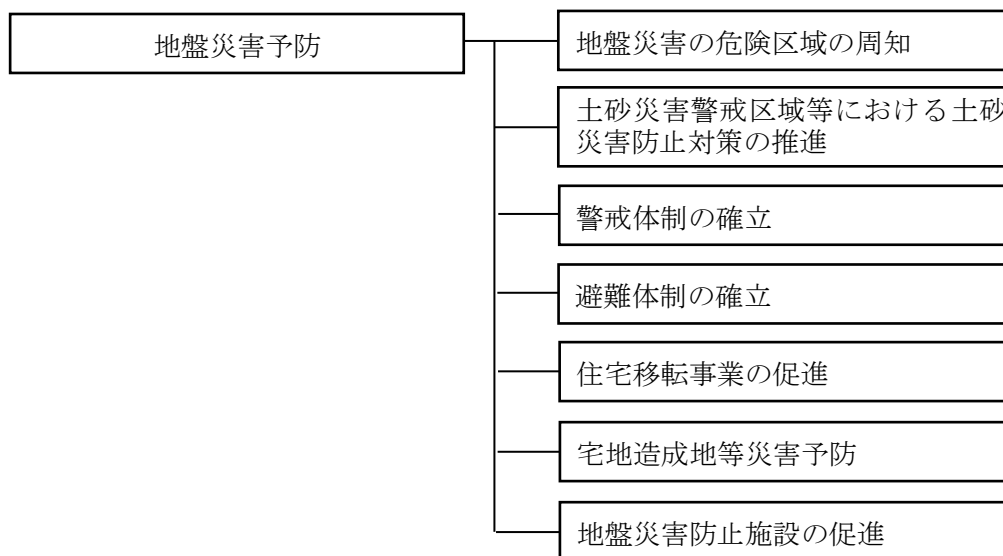
第26節 地盤災害予防

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、県

1 基本方針

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を防止するため、県及び町はこれらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導するよう努める。

【体系】



2 地盤災害の危険区域の周知

町は、土砂災害から町民の生命、財産を保護するため、県が指定した危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を本計画に明示し、危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 基礎調査の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害により町民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、その結果を関係市町長に通知するとともに公表する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 町は、警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

- イ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
- ロ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は、前項(エ)に記載する事項を定めるときは、本計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 町長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等本計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、町民に周知する。

オ 町は県と協力して土砂災害に対して町民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。

また、町は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、町民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。

また、県等は次の措置を講ずる。

- (ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

4 警戒体制の確立

(1) 町は、県と合同または単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、土砂災害の未然防止に努める。

(2) 町は、土砂災害警報情報が発表されたとき、または地すべり、がけ崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、本計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒にあたるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

(3) 雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。

5 避難体制の確立

町長は、大雨警報や土砂災害警報情報が発表された場合、または地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の町民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、当該地域の町民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段、方法等については、広報紙、パンフレット等により町民に対して周知徹底を図る。

また、町は県と協力して土砂災害に対して町民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。

町は、危険区域内に高齢者等の要配慮者施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

6 住宅移転事業の促進

町及び県は、危険箇所に住居する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修または補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により町民の生命に危険を及ぼすおそれのある箇所に住居する危険住宅の移転の促進に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、町民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

7 宅地造成地等災害予防

町及び県は、宅地の造成や盛土・切土等に伴うがけ崩れまたは土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成盛土等に伴う災害により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。

また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告または改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に

関する許可に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域内のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

ア 町は、本計画において土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

8 地盤災害防止施設の促進

町は、地すべり、土石流の発生が予測される地域において、県と合同で危険箇所の警戒パトロールを実施するとともに、危害を未然に防止する地すべり防止、土石流防止等の国、県事業の促進を図る。

第2章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行う。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

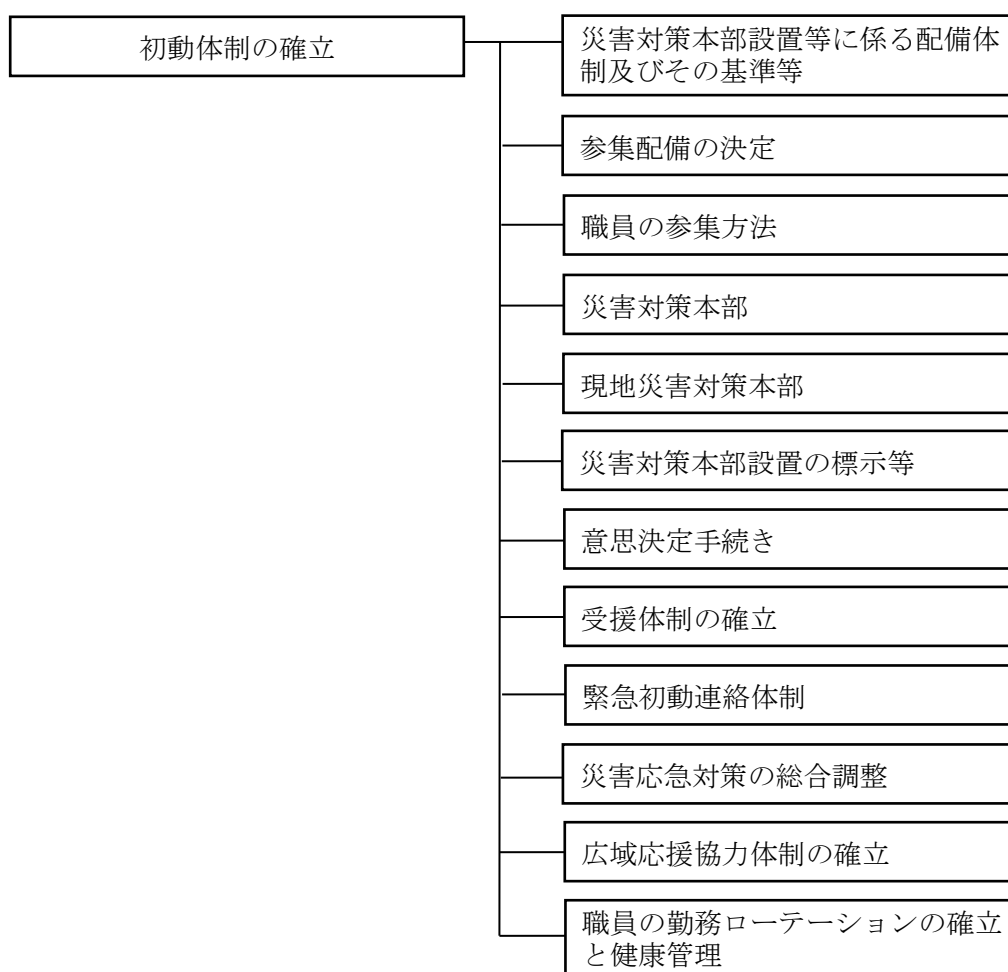
全課

1 基本方針

町長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、県、他市町村、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

【体系】



2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

内灘町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等は次のとおりとする。

■一般災害の職員参集基準

本部設置	配備体制	配備基準	活動内容	配備人員	
設置前	注意配備	○町内に次の注意報が発表されたとき ・強風注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報	・災害情報の収集、整理、伝達 ・局地的災害の注意、警戒 ・警戒配備への移行準備	指定された職員	総務課 消防本部
	警戒配備	○町内に次の警報が発表されたとき ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報	・災害情報の収集、整理、伝達 ・局地的災害の警戒または避難誘導 ・勤務時間外の必要な対策要員への連絡 ・災害対策活動 ・本部設置準備並びに第一次非常配備への移行準備		総務課 消防本部 企画振興課 都市建設課 復興まちづくり推進課 地域再建整備課
		○町内に次の特別警報が1以上発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・大雪特別警報	・同上		・同上
設置後 ※町長が本部の設置を認めたとき	第一次非常配備	○局地的な災害が発生したとき(河川氾濫、土砂崩れ等) ○広範囲にわたる災害が予想または事態が切迫したとき ○重大な事故が発生したとき	・災害情報の収集、伝達 ・局地的な応急対策活動(被災者の救出救護、避難誘導) ・第二次非常配備への移行準備	全職員	
自動設置	第二次非常配備	○広範囲にわたる災害が発生したとき ○災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されるような災害が発生したとき	・災害情報の収集、伝達 ・広域的な応急対策活動(被災者の救出救護、避難誘導、応急復旧) ・地域防災計画に定められた活動		

3 参集配備の決定

2の「災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等」の各配備体制の参集配備の決定は次のとおりとする。

配備体制	参集配備の決定基準
注意配備	関係する部長の判断により決定
警戒配備	総務部長の判断により決定
第一次非常配備	本部長の判断により決定（不在の場合、副本部長が決定）
第二次非常配備	自動設置（町内に甚大な災害が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、災害対策本部体制の配備につく）

4 職員の参集方法

(1) 注意配備体制の場合

関係する各部長の判断で、2の「災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等」にて指定された職員は、気象情報または携帯電話、携帯Eメール等の連絡により参集する。

(2) 警戒配備体制の場合

総務部長の判断で、2の「災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等」にて指定された職員は、気象情報または携帯電話、携帯Eメール等の連絡により参集する。

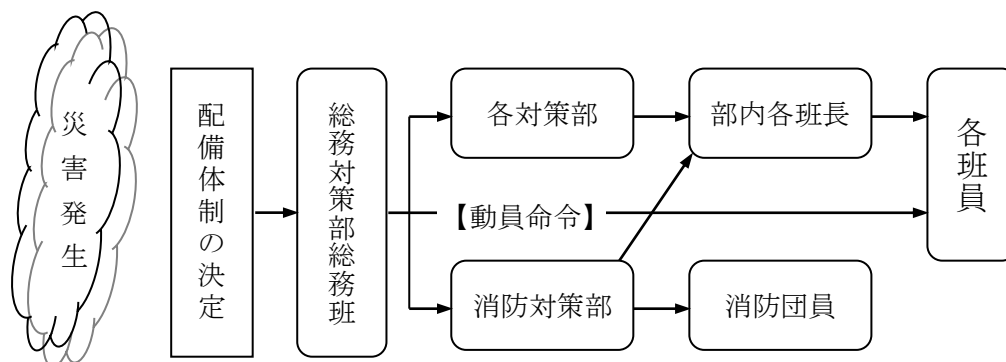
また、災害対策活動が必要で指定した職員では対応が出来ない場合、予め定めた職員を携帯Eメール等の連絡により参集し、活動にあたらせることができる。

(3) 第一次非常配備の場合

2の「災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等」による第一次非常配備体制となったときは、職員の動員伝達等により全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能の場合は、最寄りの町機関に登庁する。

この際、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。



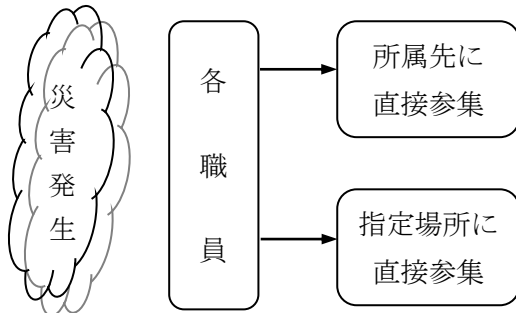
※伝達手段は、電話、メール等を利用する。

(4) 第二次非常配備の場合（自動配備）

2の「災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等」による第二次非常配備体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能の場合は、最寄りの町機関に登庁する。

この際、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。



(5) 参集の報告

各班長または各課長は、各配備体制により参集した職員の状況を、総務班または総務課へ報告する。

5 災害対策本部

(1) 内灘町災害対策本部の設置

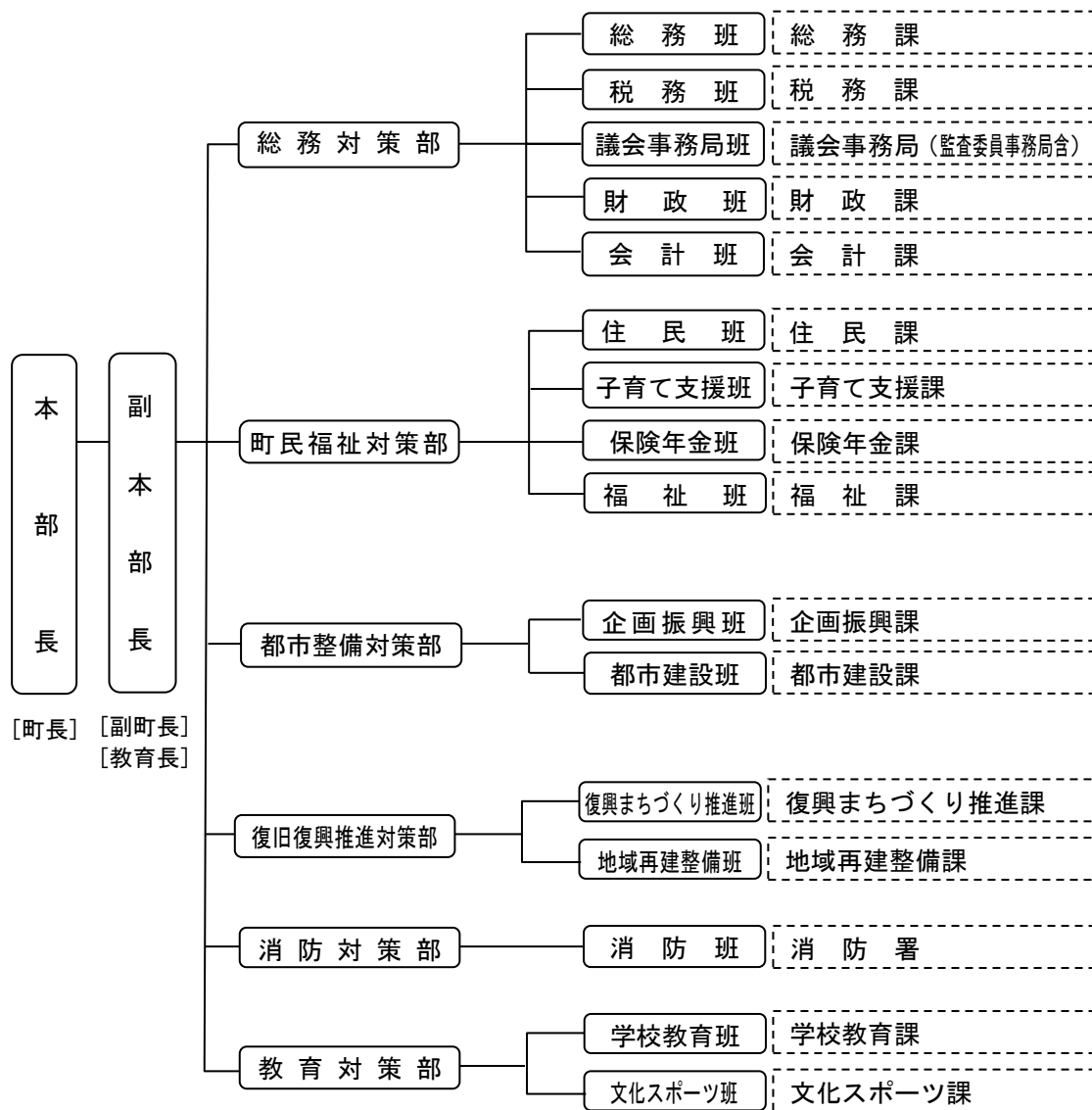
町長は、2の「災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等」に定める災害等が発生した場合は、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、内灘町災害対策本部条例（昭和37年条例第15号）、内灘町災害対策本部運営要綱（昭和36年告示第23号。以下「運営要綱」という。）及び本計画の定めるところによる。

(3) 災害対策本部は、町長を本部長として、副本部長、各対策部の部長及び部課職員で構成し、災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として内灘町役場4階に設置する。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合、内灘町消防署又は内灘町文化会館に設置する。

(5) 災害対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



※[]内は、平時の職名を表す。

※各対策部の部長は、それぞれの部長級職員があたる

※各班の班長は、それぞれの課長級職員があたる。ただし、議会事務局班は議会事務局長級職員が、消防班は消防署長級職員があたる。

(6) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画に定めるところにより、町防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。なお、各班の事務分掌は、資料編第1章を参照する。

- 気象情報、災害状況その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達
- 県災害対策本部等への要請、報告等
- 災害応急対策を実施すべき者に対する警戒区域の設定等の指示
- 町民等に対する避難の指示
- 避難者等の救護
- 交通確保、緊急輸送の実施
- 被災者等に対する食料、飲料水及び生活必需品の確保、配分
- 災害時における医療救護・健康管理活動等
- 県や他市町村からの支援を受けるための受援計画
- 防災関係機関との連携
- 自主防災組織等との連携
- 消防計画及び水防計画に基づく消防・水防活動
- その他災害応急対策の基本に関する事項

6 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

内灘町災害対策本部条例第4条の規定に基づき、本部長は災害の規模や程度から現地災害対策本部の設置の必要を認めるとき、これを設置する。

ア 構成等

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 分担事務

本部長は、被災地において機動的かつ迅速に処理することが適当な本部長権限について、現地災害対策本部長に権限の委譲を行い、現地災害対策本部の対処に必要な措置を講ずる。

現地災害対策本部は、本部長権限の事項を処理し、防災関係機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

ウ 開設場所

現地災害対策本部は、必要に応じ被災地に近いところに設置し、学校・公民館などの公共施設を使用する。

エ その他

現地災害対策本部を設置した場合は、開設場所に「内灘町現地災害対策本部」の標識板等を掲示する。

7 災害対策本部設置の標示等

- (1) 災害対策本部を設置した場合は、庁舎正面入り口に「内灘町災害対策本部」の標識板等を掲げ、本部員室、避難所、救護所等の設置場所を明示し、県、防災関係機関及び報道機関等に通報するとともに町民等に周知する。また、各部局に対しては、口頭または職員連絡網にて速やかに伝達する。

なお、廃止した場合も、遅滞なく通報するとともに町民等に周知する。

8 意思決定手続き

本部長（町長）に事故がある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	代理者
第1位	副町長
第2位	教育長

※上記2名の者が代理することが出来ない場合、総務部長が職務を代理する。

9 受援体制の確立

町は、災害時において、県、自衛隊、他市町、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

- (1) 知事に対する要請（災害対策基本法第68条）

ア 要請の手続き

知事に応援要請または応急措置を要請する場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対して県防災行政無線または電話等をもって要請し、後日速やかに文書（資料編様式10）を送付する。

イ 要請の事項

要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援を要する理由
- (ウ) 応援を要請する区域及び範囲または内容
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要な事項

- (2) 自衛隊の派遣要請

本部長は、応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し、本章第11節「自衛隊の災害派遣」に基づき要請する。

- (3) 他市町長への要請

ア 相互応援協定締結市町長への要請

(ア) 本部長は、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき、他の市町長等に対し、応援要請を行う。

(イ) 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭または文書（資料編様式11）により応援を要請する。

口頭により応援を要請した場合には、後日速やかに文書を送付する。

- a 災害の状況及び通行可能経路
- b 必要とする食料、資材、機械、その他職員の派遣等の種類及び数量
- c 必要とする期間
- d 希望する場所
- e 連絡先及び担当者氏名

(ウ) 災害時相互応援協定締結市町

現在、町が締結している応援協定は資料編第2章のとおりである。

イ 他市町長への要請（災害対策基本法第67条）

(ア) 本部長は、必要と認めるときは、災害対策基本法第67条相互応援協定に基づき、他の市町長に対し、応援要請を行う。

(イ) 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭または文書（資料編様式12）により応援を要請する。口頭により応援を要請した場合には、後日速やかに文書を送付する。

要請は、次の事項を明らかにして行う。

- a 災害の状況
- b 応援を要する理由
- c 応援を要請する区域及び範囲または内容
- d 応援を必要とする期間
- e その他必要な事項

ウ 受入体制

他市町の応援の受入れについては、総務班が中心に行い、応援隊等の宿泊場所、燃料の確保、支援資機材等の集結場所その他応援を受けるために必要な受入体制については、本章第11節「自衛隊の災害派遣」に準じて行う。

(4) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請（災害対策基本法第29条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17）

(ア) 本部長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。応援要請は、次に掲げる事項を口頭または文書（資料編様式15）により応援を要請する。口頭により応援を要請した場合には、後日速やかに文書を送付する。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 本部長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、地方自治法第252条の17に基づき、他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、応援要請は、次に掲げる事項を口頭または文書（資

料編様式16) により応援を要請する。口頭により応援を要請した場合には、後日速やかに文書を送付する。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん（災害対策基本法第30条）

本部長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を口頭または文書（資料編様式17）により、指定地方行政機関または他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんに求める。口頭によりあっせんに求めた場合には、後日速やかに文書を送付する。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ 受け入れ体制の確立

本部長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- (ア) 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- (イ) 派遣職員等の宿舎を提供する。
- (ウ) 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

(5) 消防機関に対する応援要請

石川県消防広域応援協定及び緊急消防援助隊の応援要請については、本章第10節「消防活動」に定めるところにより、応援要請を行う。

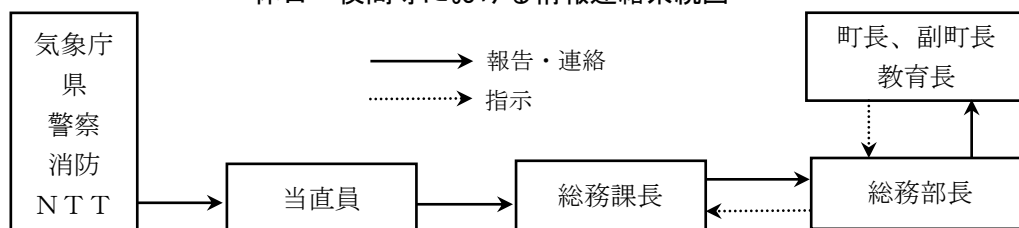
(6) 経費の負担

援助に関する経費は、自衛隊の災害派遣に伴う経費負担を除き、法令及び相互応援協定の定めによるもののほか、原則として町が負担する。

10 緊急初動連絡体制

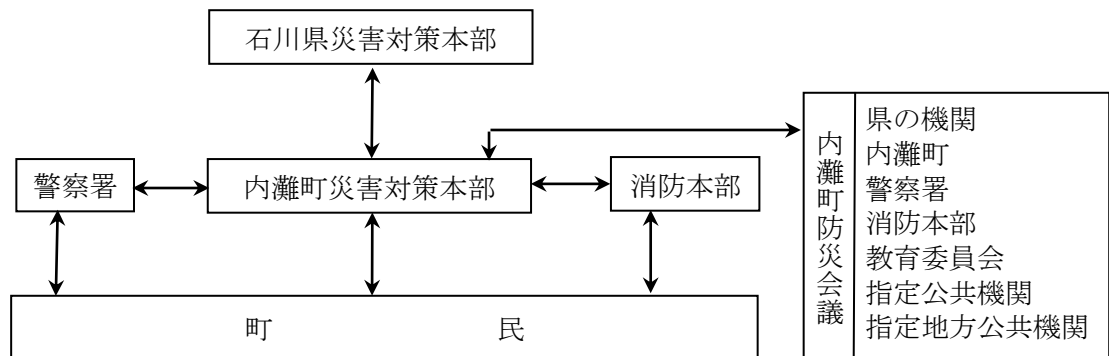
休日、夜間等の閉庁時に災害が発生した場合、当直員は直ちに状況を把握し、総務課長に報告するとともに、総務課長は総務部長に報告し、指示を受け、災害応急対策の円滑な遂行を期する。

休日・夜間等における情報連絡系統図



11 災害応急対策の総合調整

- (1) 町は、必要に応じて災害対策本部会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。



12 広域応援協力体制の確立

- (1) 県及び町は、大規模な災害等が発生し、県下市町または他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等に考慮した職員の選定に努める。
- (2) 町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

13 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

- (1) 職員や家族の安否確認

職員の自宅またはその地域で相当規模の被害が予測される災害が発生した場合には、原則として本人が所属する課の課長へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

- (2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

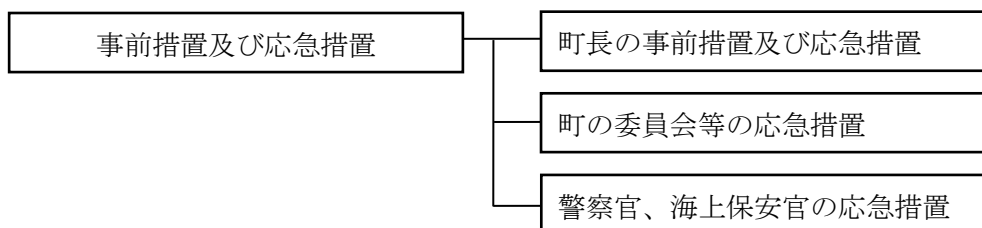
第2節 事前措置及び応急措置

総務課、消防本部(署)、警察、海上保安部

1 基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋または物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

【体系】



2 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令または本計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

- ア 消防機関に対して出動の準備をさせ、または出動を命ずること
- イ 地域内の災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう、要請または求めること（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(3) 避難の指示

本章第12節「避難誘導」に定める。

(4) その他応急措置

応急措置に関する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）
- イ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令（昭和37年政令第288号）第24条）
- ウ 工作物の除去、保管等、（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）
- エ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法

7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）

オ 災害対策基本法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の吏員

カ 損失補償

町長はイによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。（災害対策基本法第82条第1項）

キ 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町は、町長または警察官等が警戒区域の設定のため、当町の区域内の町民または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

3 町の委員会等の応急措置

町の委員会または委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当町の地域に係る災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、または町長の実施する応急措置に協力しなければならない。（災害対策基本法第62条第2項）

4 警察官、海上保安官の応急措置

(1) 警戒区域の設定

警察官または海上保安官は、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。警察官または海上保安官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は町長が行う。

(2) 応急公用負担

警察官または海上保安官は、災害対策基本法第64条第7項または同法第65条第2項に基づき、応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

5 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、または被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このために、町はその消防機関、水防団その他市町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関または指定地方公共機関等は、その業務に係る災害

に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生または拡大の防止にあたり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）または第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれにあたり、事態の推移に応じて、それぞれ災害応急対策責任者は、知事に対して状況報告をするとともに応援のあつせんを求める。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命または財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する。

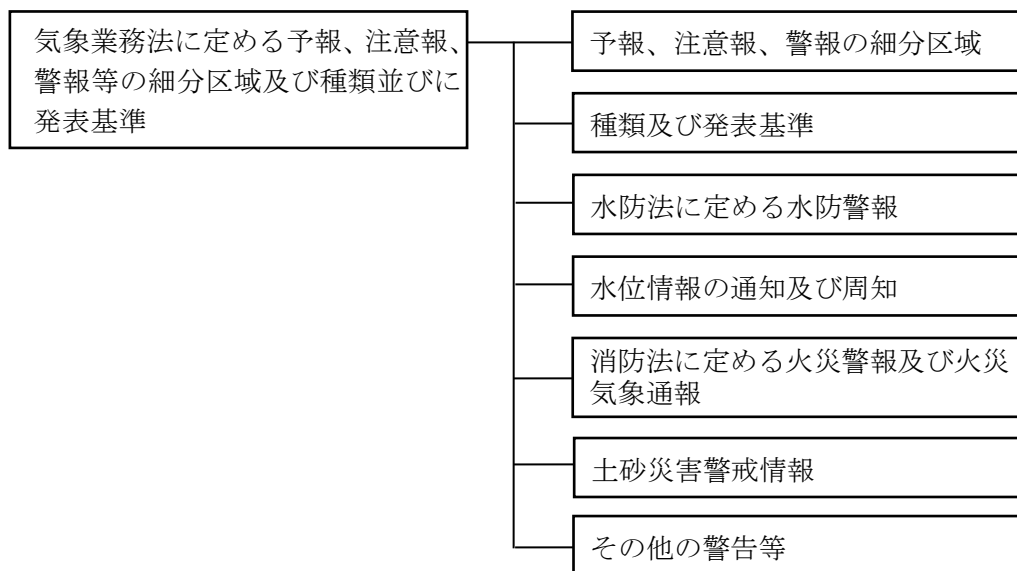
第3節 気象業務法に定める予報、注意報、警報等の細分区域及び種類並びに発表基準

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部(署)、関係課

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。町は、この情報について、「石川県総合防災情報システム」等により把握する。

【体系】



2 予報、注意報、警報の細分区域

(1) 細分区域に含まれる範囲

石川県	一次細分区域	市町をまとめた地域	二次細分区域の名称
	加賀	加賀	加賀北部
加賀南部			小松市・加賀市・白山市・能美市・川北町・野々市市
能登		能登北部	輪島市・珠洲市・穴水町・能登町
		能登南部	七尾市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町
沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）			

注) ・一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

・市町村等をまとめた地域は、大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町

村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

3 種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、朝雨小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル5に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	

特別警報・警報・注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再認識等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報または大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報または津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報または高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（または著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

警報等の基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

参考1：雨に関する各市町の50年に一度の値一覧（令和4年3月24日現在）

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。
 注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。
 注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとめて出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214

「50年に一度の積雪深」の地点別一覧

令和6年11月1日現在

注1) 「※」が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。
 注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。
 注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
 注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
 注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	85	110
石川県	金沢	133	181
石川県	珠洲	136	159
石川県	七尾	87	74
石川県	白山河内	260	308
石川県	加賀中津原	227	246

内灘町 警報等の発表基準一覧表

(令和7年5月29日現在、金沢地方气象台)

発表官署	金沢地方气象台	
府県予報区	石川県	
一次細分区域	加賀	
市町村等をまとめた地域	加賀北部	
警報	大雨	表面雨量指数基準 18 土壌雨量指数基準=146
	洪水	流域雨量指数基準 大野川流域=19.6
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 25 cm
	波浪 (有義波高)	5.0m
	高潮	1.1m
注意報	大雨	表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準=115
	洪水	流域雨量指数基準 大野川流域=15.6 複合基準 大野川流域=(7, 12.5)
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 15 cm
	波浪 (有義波高)	3.0m
	高潮	0.8m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20 mm以上
	濃霧 (視程)	陸上 100m、海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%
	なだれ	①24時間降雪の深さが50 cm以上あって気温の変化の大きい場合 (昇温) ②積雪が100 cm以上あって金沢地方气象台の日平均気温5℃以上、または昇温率(+3℃/日)が大きいとき (ただし0℃以上)
	低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-4℃以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100 mm	

- 注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 風に関する基準については、金沢地方气象台、輪島特別地域気象観測所とも観測機器が高所に設置してあるため、値はこれとは別に設定している。
- 4 大雨及び洪水警報・注意報基準値の見方
- (1)本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2)警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町等に対して発表する。

- (3)大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4)表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5)表中において、対象の市町等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6)大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7)大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町等の域内において単一の値をとる。
- (8)大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9)洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10)洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町等において主要な河川は存在しないことを表している。
- (11)洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (12)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報または氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13)高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14)地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクルの種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報について

県内で、大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクルの(危険度分布)「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルについては、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすき気象状況になっているときに天気予報と同じ区域（加賀・能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（加賀・能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 水防法に定める水防警報

(1) 知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報が県央土木総合事務所長または津幡土木事務所長より発表される。

■水防警報が発表される河川

河川名	区	域	発表者
大野川	金沢市湊1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	県央土木総合事務所長
浅野川	金沢市田上本町 川放水路	浅野 大野川合流点まで	県央土木総合事務所長
森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで	県央土木総合事務所長
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟（東部承水路） 合流点まで	津幡土木事務所長

(2) 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、または現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必要な警報を発表する。

段 階

準 備: 水防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの

出 動: 水防団員または消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの

状 況:水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの

解 除:水防活動の終了を通知するもの

(3) 警報を發表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

ア 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位

河川名	観測所名	地 先 名	位置	氾濫注意水位
大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	機具橋	0.80m
浅野川	天神橋	金沢市材木町	天神橋	1.70m
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.80m
河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目地先	貯木場(内)	0.90m
	潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	0.90m
	八 田	金沢市才田町	八 田	0.90m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m

5 水位情報の通知及び周知

水防法第13条第2項に基づき、知事は、県管理である大野川水系の次頁の河川において、避難判断水位（特別警戒水位）等への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）に指定している。

水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

(1) 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長または土木事務所長が発表する。

(2) 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長または土木事務所長が発表する。

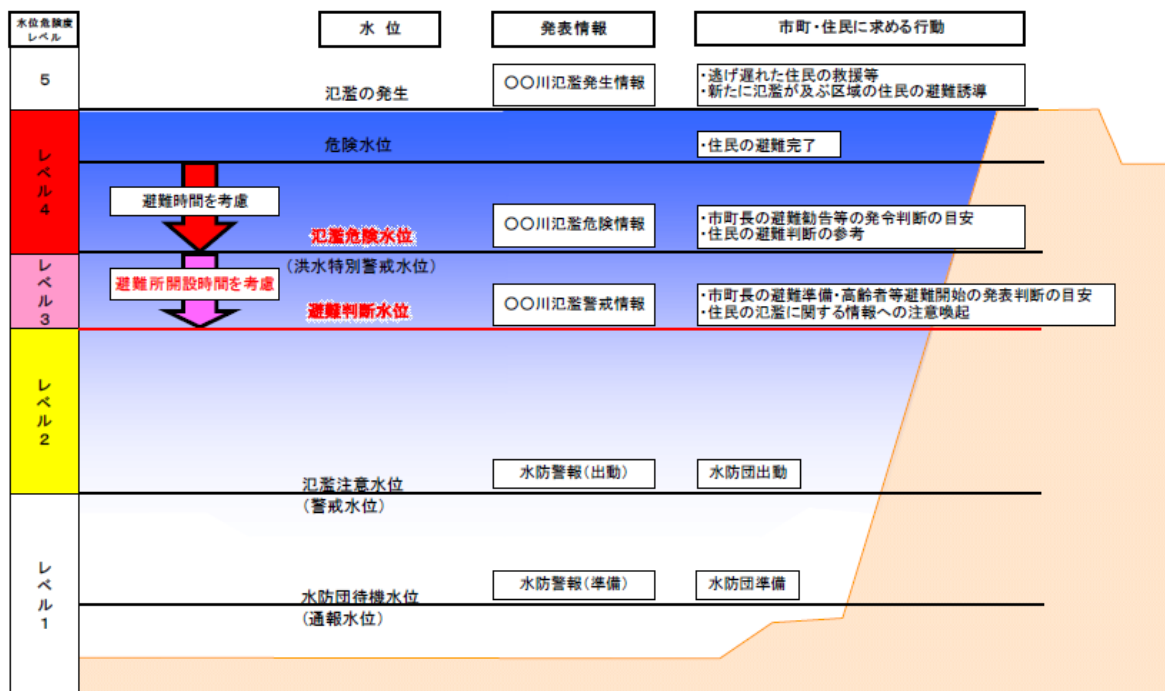
(3) 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長または土木事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地 先 名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位
大野川	機具橋	金沢市湊3丁目	機具橋	1.00m	1.10m
浅野川	天神橋	金沢市材木町	天神橋	1.90m	2.20m
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.90m	3.60m
河北潟	貯木場(内)	金沢市湊1丁目地先	貯木場(内)	1.10m	1.20m
	潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	1.10m	1.20m
	八 田	金沢市才田町	八 田	1.10m	1.20m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.60m	2.90m

参考図



6 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、町の区域を対象として町長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 町が定めることができる、警報を発する場合の基本的基準については、第1章「第9節 消防力の充実、強化 3 火災警報の発令」による。
- (3) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて町や各消防本部に伝達される。
- (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。
 - ア 気象官署（金沢）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になる見込みのとき
 - イ 気象官署（金沢）における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速11m/s（金沢）を超える見込みのとき
 - ウ 気象官署（金沢）における平均風速が11m/s以上で、1時間以上連続して吹く見込みのとき

ただし、降雨・降雪を伴うときは、通報しないこともある。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 発表対象及び単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、町民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

ア 震度5強以上の地震を観測した場合

イ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、町は、土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象地区をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行われる。

8 その他の警告等

町長は、3から7以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生またはそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

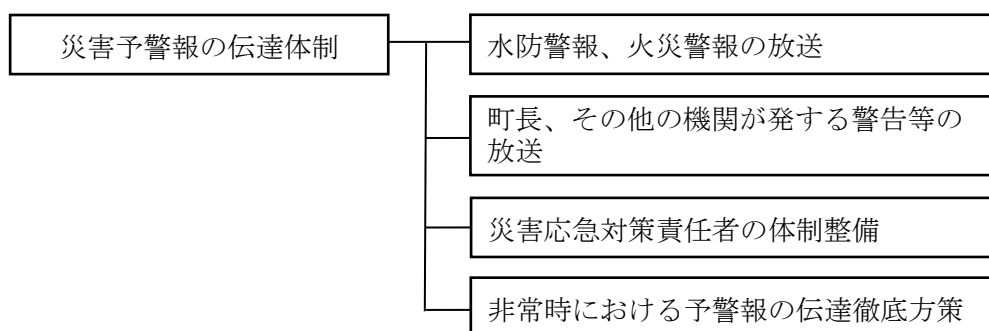
第4節 災害予警報の伝達体制

総務課、消防本部(署)、県

1 基本方針

町は、県、報道機関等と相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、石川県が県内放送機関と締結した「災害時における放送要請に関する協定」(以下「放送協定」という。)に基づき、県に対し放送機関に災害予警報の伝達を要請するよう依頼する。

【体系】



2 水防警報、火災警報の放送

県が発する水防警報及び町が発する火災警報について、町は必要があると認めた場合、放送協定に基づき県を通じて放送機関に要請するよう依頼する。

3 町長、その他の機関が発する警告等の放送

町及びその他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、町は、県を通じて放送機関に放送を行うよう要請する。

4 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

5 非常時における予警報の伝達徹底方策

(1) 災害のため通常の警報等の伝達系統によりがたい場合における県から町への警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、概ね次の要領により行われる。

ア 非常通信による伝達

北陸地方非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を経て、最寄りの無線局に非常通信により伝達される。

この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定

される。

イ バイク徒歩等による伝達

非常通信により受信した無線局から町役場への伝達、交通駅等から町役場への伝達は、無線局または交通機関が行うが、通信施設がない場合は、直接または町民の協力により徒歩またはバイク等により伝達する。伝達することができない場合に緊急伝達の必要があるときは、隣接市町がバイク等により町へ伝達する。

- (2) 災害応急対策責任者は、トランジスタラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。

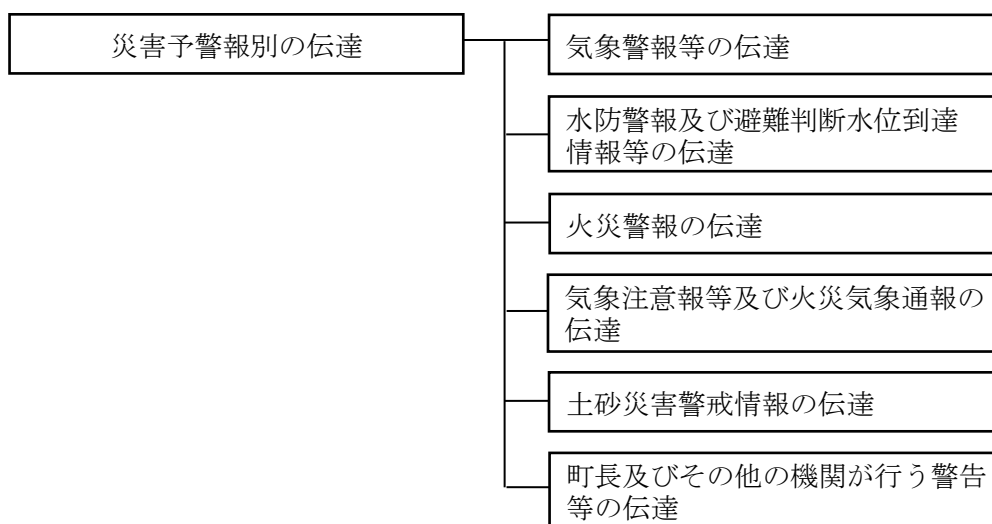
第5節 災害予警報別の伝達

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部(署)、関係機関

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

【体系】



2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、「気象警報等伝達系統図」に示すとおり、関係機関に速やかに伝達する。

(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、または解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平時の加入電話または防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行われる。

(2) 県は、石川県総合防災情報システム、FAX通信網等により速やかに町へ伝達する。

町は、本計画に定めるところにより、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を使用し、直ちに町民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等に伝達する。

(3) 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

(4) NTT西日本株式会社は、一般通信に優先し、町へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

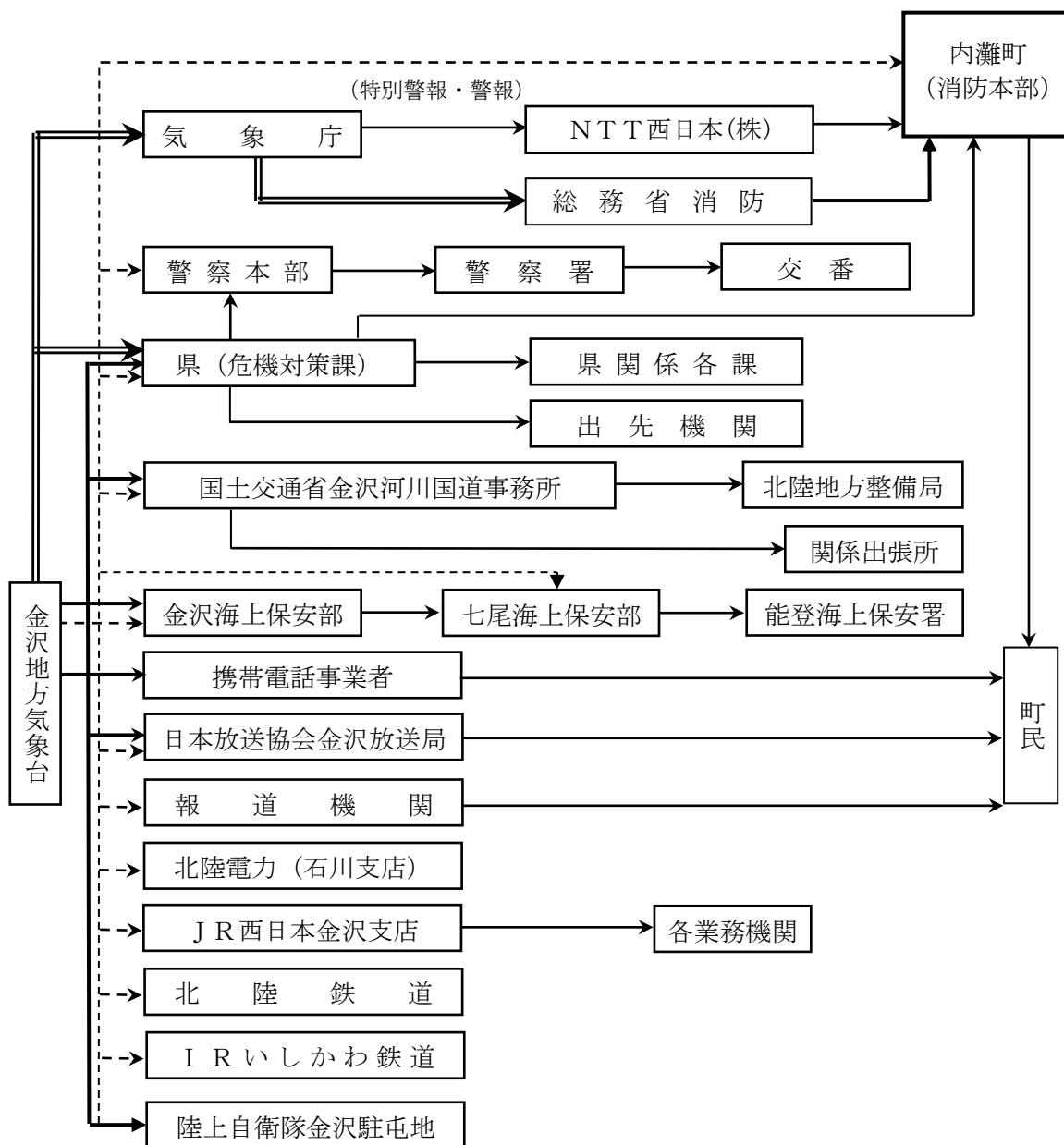
■ 警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同 略 号	警報解除の種類	同 略 号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(5) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、または緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

(6) その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



- (凡例) 厚い実線 → 気象情報伝送処理システム
- 点線 → 防災情報提供システム (インターネット) (注)
- 実線 → 防災情報提供システム (専用線)
- 細い実線 → 各機関伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) 緊急速報メールは、気象等 (大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪) に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

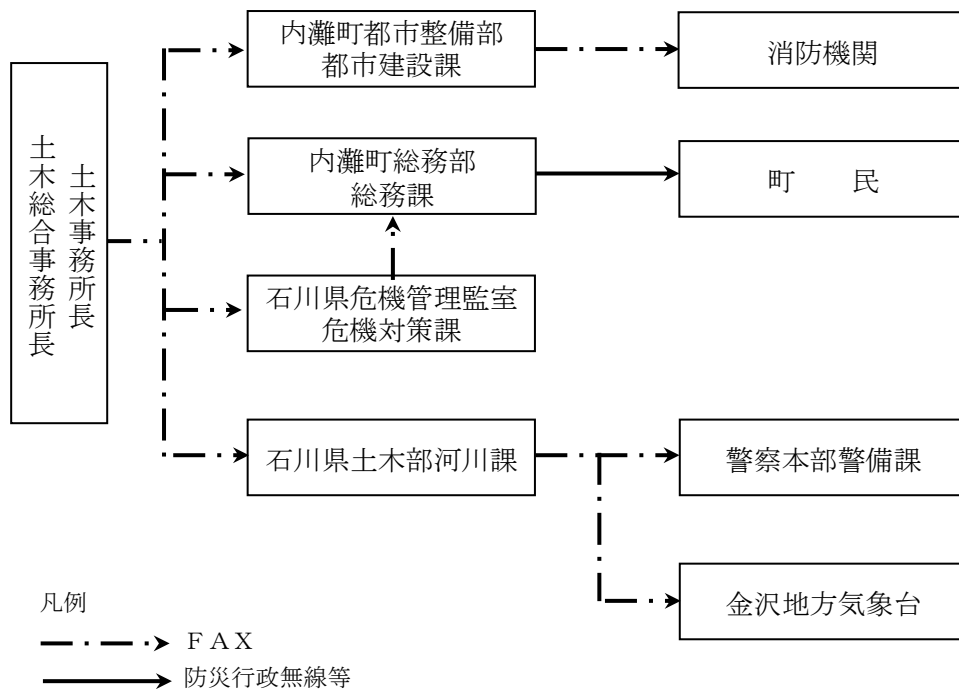
3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達

水防警報の伝達については、次のとおりとする。

- (1) 県 (関係土木総合事務所、土木事務所) は、水防警報及び避難判断水位到達情報を発表したときは、水防計画の定めるところにより、町及び関係機関に速やかに伝達する。

- (2) 町は、県からの水防警報及び避難判断水位到達情報を発表により避難指示等を発令し町民に周知する。
- (3) 県は、自ら発し、または受領した水防警報及び避難判断水位到達情報について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- (4) 県が水防警報を発しない河川の予防予知については、各管理者が行い、必要がある場合は、警報により措置する。

水防警報等伝達系統図



4 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、または解除した場合には、防災行政無線等により、町民及び関係機関に周知し、県に通報する。

5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

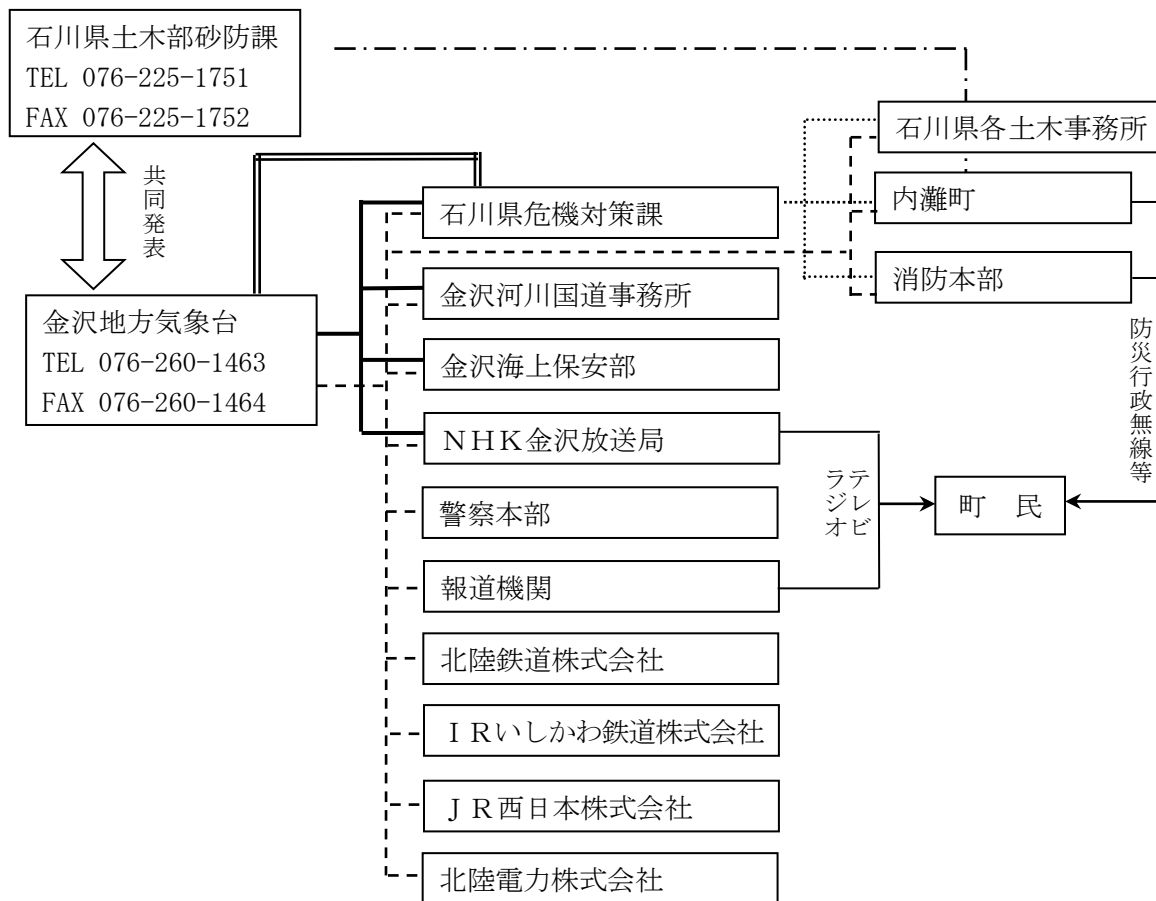
- (1) 金沢地方気象台が発表、切替または解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。

ただし、NTT西日本株式会社の行う町への伝達は行わない。

- (2) 県から町への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報を取捨選択されることがあり、火災気象通報の解除については、原則として行われない。

6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を参考となる警戒レベルと併せて作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。

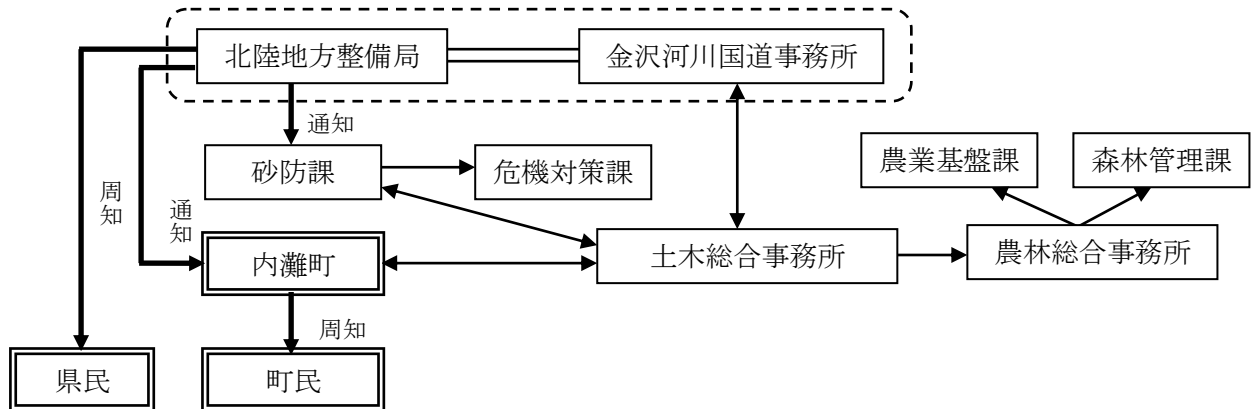


- 防災情報提供システム（専用回線）
 - - - - - 防災情報提供システム（インターネット（注））
 - 防災行政無線FAX
 - · - · - 一般加入電話
 - ==== 気象情報伝送処理システム
- （注）インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

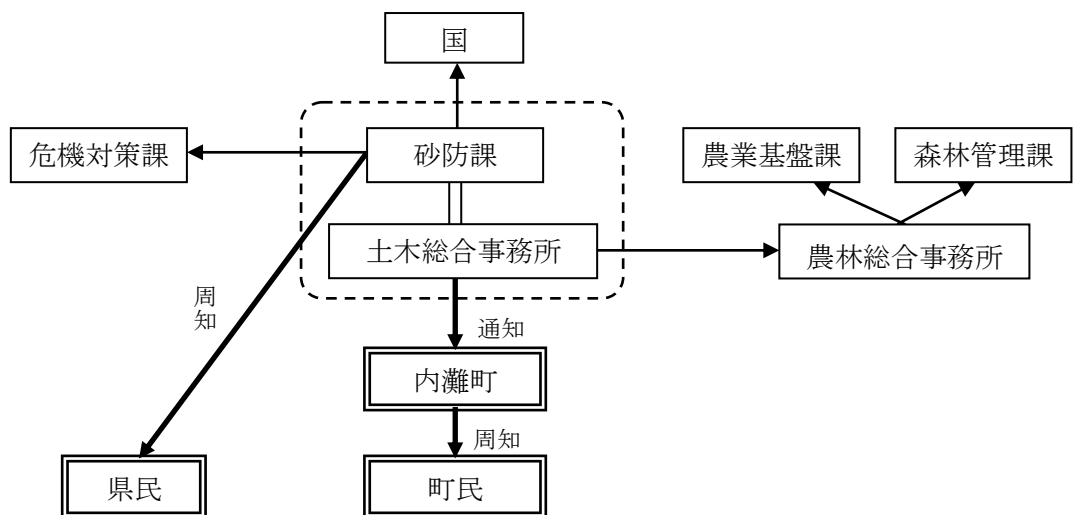
7 土砂災害緊急情報の伝達

国または県は、大規模な土砂災害が急迫している場合には、緊急調査の結果に基づき、土砂災害緊急情報を次のとおり速やかに関係機関に伝達する。

(1) 国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



(2) 県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



8 町長及びその他の機関が行う警告等の伝達

気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知または要請のうち町長及び町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設による。

町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、本計画に定めるところによる。町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における町長の放送要請は、県を通じて行う。

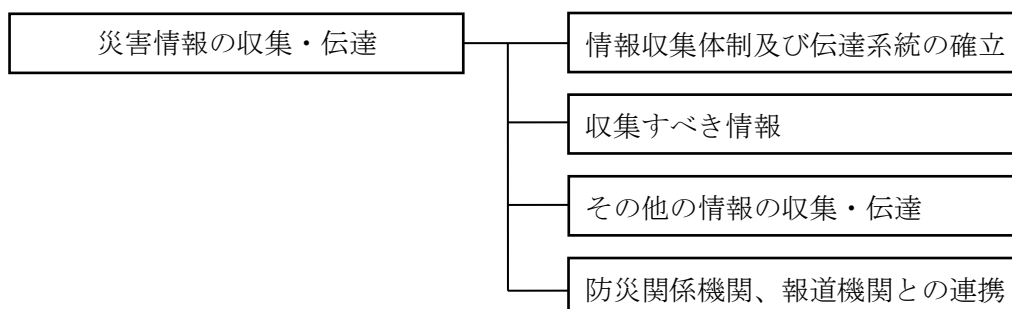
第6節 災害情報の収集・伝達

総務課、消防本部(署)、関係課、警察、海上保安部

1 基本方針

町は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

【体系】



2 情報収集体制及び伝達システムの確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る状況の情報

町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害情報センターへの報告

町災害対策本部は、県が開設した災害情報センターに、被害状況や応急対策状況等を随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る実施事項等

ア 町長は、管内の災害情報、被害の状況及び応急措置の実施状況を県危機対策課または県の出先機関に報告する。

イ 町長は、上記報告の概要を町内の防災関係機関に連絡する。

ウ 町は災害対策本部と現地災害対策本部など被災地との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

エ 町及び町内の防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告にあたって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣

すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

オ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(4) 安否情報の収集等

ア 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(5) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、町長、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。

町長及び消防本部がこの通報を受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官が受けた場合は町を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な自然現象

(ア) 異常な出水、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき

(イ) 異常な突風、竜巻、強いひょうがあったとき

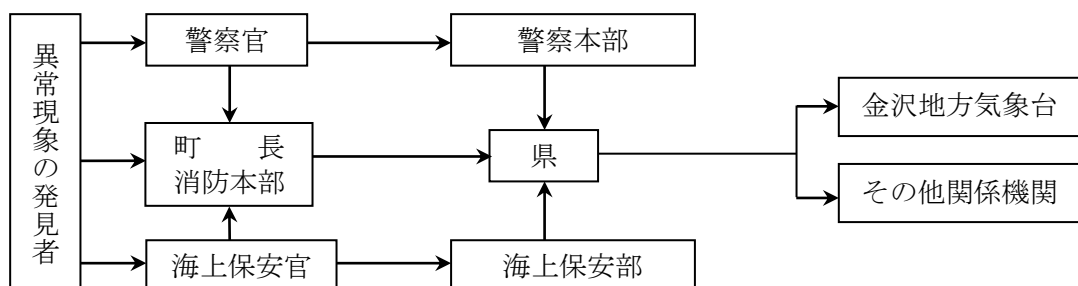
イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油

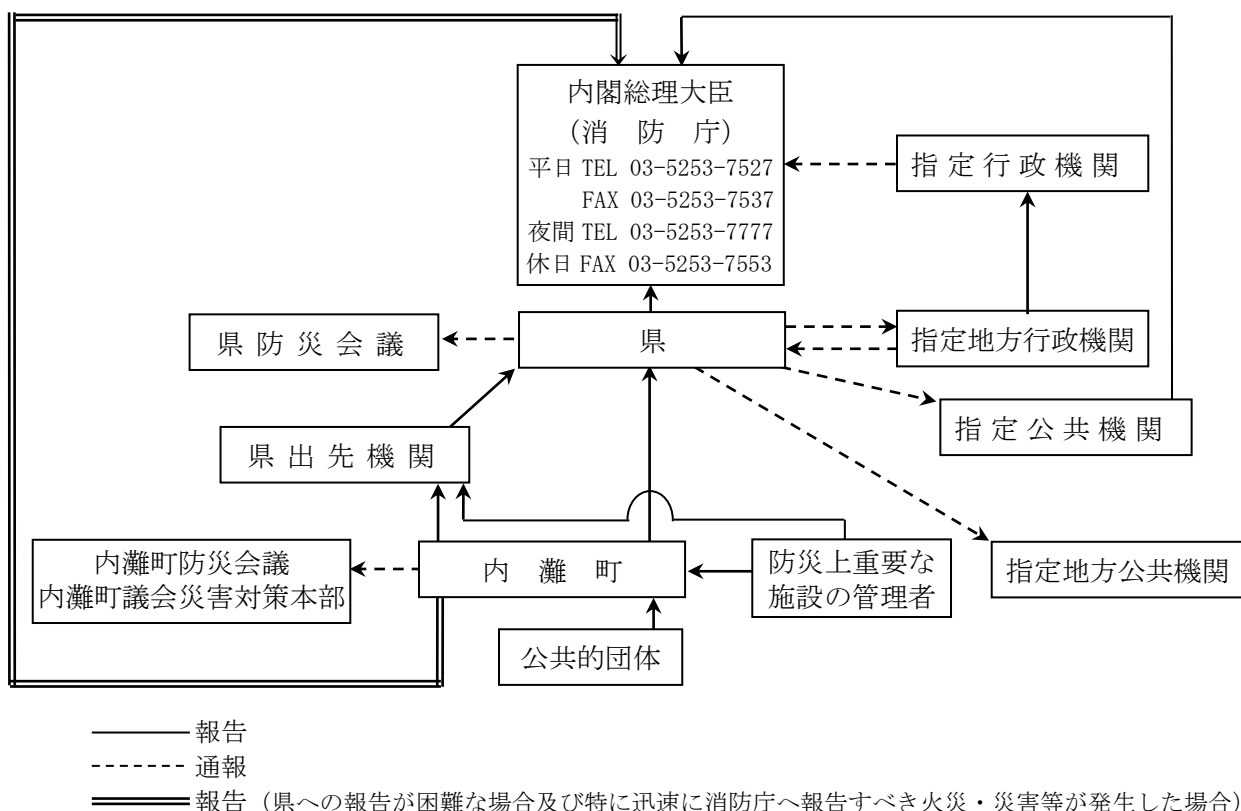
(イ) 都市ガス等の大量漏洩

(ウ) 火災、その他異常と思われるもの

異常現象発見者の通報系統図



(6) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



3 収集すべき情報

町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 町が災害対策本部を設置したもの
- 災害が2市町以上にまたがるもので、本町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

(2) 被害状況等の報告

石川県危機対策課へ次のとおり報告する。

ア 概況報告

災害の覚知後、直ちに第一報として、被害規模に関する概括的情報と災害の態様を口頭及び文書（資料編様式1）にて報告する。

イ 災害状況報告

(ア) 事項別の報告

被害の詳細が判明した段階、事項別の災害状況を口頭及び文書（資料編様式3）にて報告する。県から特に指示がない限り、報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

また、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）または都道府県に連絡する。

(イ) 状況報告

被害の全容が判明した段階、文書（資料編様式4）にて報告する。取りまとめを行う都度報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況が確定した段階、文書（資料編様式5）にて県危機対策課へ報告する。

(3) 被害状況等の報告先

ア 石川県危機対策課

(ア) 電話

一般加入回線 076-225-1482

(イ) FAX

一般加入回線 076-225-1484

イ 総務省消防庁応急対策室

(ア) 電話

一般加入回線 03-5253-7527

※夜間・休日の場合

一般加入回線 03-5253-7777

(イ) FAX

一般加入回線 03-5253-7537

※夜間・休日の場合

一般加入回線 03-5253-7553

(4) 被害状況等の判定基準

「(2) イ (イ) 状況報告」と「ウ 災害確定報告」の報告に用いる被害状況等の判断基準は次のとおりである。

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

被害等区分		判定基準
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	非住家被害	非住家
公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。

被害等区分		判定基準
河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
海岸		国土を保全するため防護することを必要とする海岸またはこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶		ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道		上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
下水道		下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス		ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
ブロック塀		倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。

被害等区分		判定基準
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

4 その他の情報の収集・伝達

- (1) 消防団員及び自主防災組織の責任者等は、地域における災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を迅速、的確に収集し、町災害対策本部へ通報する。
- (2) 町職員は、自宅から庁舎等に参集するルートにおける災害の状況及び災害応急活動が必要な情報を収集し、町災害対策本部へ連絡する。
- (3) 町災害対策本部は、有線、無線、ラジオ、テレビ等あらゆる手段を通じて、災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を収集、伝達する。
- (4) 町災害対策本部は、災害に関するすべての情報を受理し、災害状況を整理分析し、災害に関する全体状況の把握に努める。

5 防災関係機関、報道機関との連携

(1) 防災関係機関との連携

町災害対策本部は、各種の防災関係機関と緊密な連携のもとに、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

(2) 報道機関との連携

町災害対策本部は、報道機関に対して情報を提供し、ラジオ、テレビ等による情報伝達に努める。

第7節 通信手段の確保

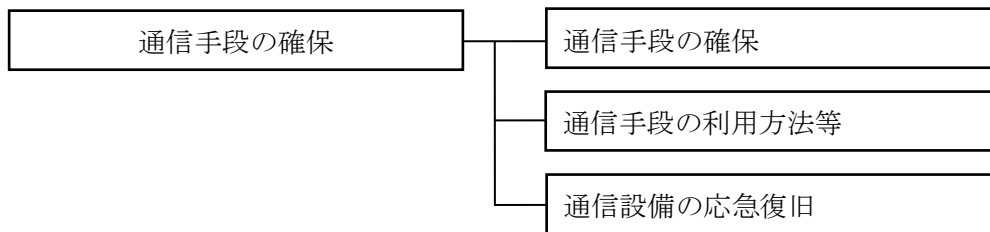
総務課、財政課、消防本部(署)、関係機関

1 基本方針

町は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

【体系】



2 通信手段の確保

(1) 情報収集伝達の手段

情報の収集、伝達は、あらゆる手段を有効に活用して行う。

ア 防災無線システム

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 消防無線
- (ウ) 石川県防災行政無線（衛星系）

イ 有線電話、携帯電話システム

- (ア) IP電話（内灘町公共施設IP電話網）
- (イ) 衛星携帯電話
- (ウ) 携帯電話

ウ 「内灘町安全・安心情報サービス」（災害情報メール）による情報伝達

エ 広報用車両及び消防車等による情報伝達（警鐘、サイレンを含む）

オ 報道機関の協力による情報伝達

カ 自主防災組織等を通じた情報の収集、伝達

キ NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用

ク 携帯電話災害用伝言板サービスの活用

3 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、概ね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 町は、災害時における緊急通信のため、NTT西日本株式会社北陸支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、局番なし102番に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 内灘町役場、内灘町消防署及び内灘町文化会館が承認を受けた災害時優先電話番号は次のとおり。

災害時優先電話番号	場 所
076-286-1116	内灘町役場4階防災対策室
076-286-0219	内灘町消防署
076-286-2990	
076-286-1123	内灘町文化会館

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本株式会社支店等（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

町は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法（昭和22年法律第226号）第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関は、資料編第5章に記載する北陸地方非常通信協議会を構成する機関とする。

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局の次の条件に適合するものを第1次的に利用する。

(ア) 公共機関であること

(イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること

(ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有する等の条件に適合するものを第1次的に利用すること

ウ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、NTT西日本株式会社等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・ 石川県防災会議会長及び町防災会議会長
 - ・ 石川県災害対策本部長及び町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

県、町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶または途絶のおそれがあるとき、県、町及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防無線の活用

町は、消防機関と緊密な連携を図り、消防無線の活用に努める。

4 通信設備の応急復旧

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討する。災害により防災行政無線等が途絶した場合、町及び県は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努める。

(1) 町は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

ア 有線・無線通信施設等

直ちに防災行政無線等の重要通信設備の状況を点検調査し、通信設備に障害を生じた場合には、保守業者に要請し、防災関係機関の通信回復を最優先に応急回復措置及び臨時代替措置を講ずる。

イ コンピュータ・システム

コンピュータ・システム及びネットワークの状況を点検調査し、障害が生じた場合には速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車または大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

第8節 消防防災ヘリコプターの活用

総務課、消防本部(署)、県

1 基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを機動的に活用する。

【体系】

消防防災ヘリコプターの活用

石川県消防防災ヘリコプターの支援要請

2 石川県消防防災ヘリコプターの支援要請

町長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日締結）」の定めによる。

(1) 支援要請

町長は、防災活動を有効に展開するため必要があると判断したときは、知事（石川県消防防災航空隊）に対し石川県消防防災ヘリコプターの緊急出動の支援要請を行う。

ア 緊急出動の要請は、運航責任補助者（県航空消防防災グループ）に対して行う。

イ 前号の要請は、電話等で次の事項を報告し、消防防災航空隊緊急出動要請書（資料編様式18）のFAX送信により行う。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

■要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

(2) 受入体制

緊急運航を要請した場合は、航空消防防災グループと密接な連携をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

■消防防災ヘリコプターの緊急運航基準（石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第3）

(1) 災害応急対策活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集活動
- イ 救援物資、人員等の搬送活動
- ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報宣伝活動
- エ 消防庁、他縣市等からの災害応援要請に基づく活動
- オ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が必要と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 捜索又は救助活動
- イ 高層建築物火災による救助活動
- ウ 陸上から接近できない被災者の救出活動
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる救助活動が必要と認められる場合

(4) 救急活動

- ア 遠距離の救急患者の搬送
- イ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
- エ 移植のための臓器の搬送
- オ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動が必要と認められる場合の基準については、別に定める。

第9節 災害広報

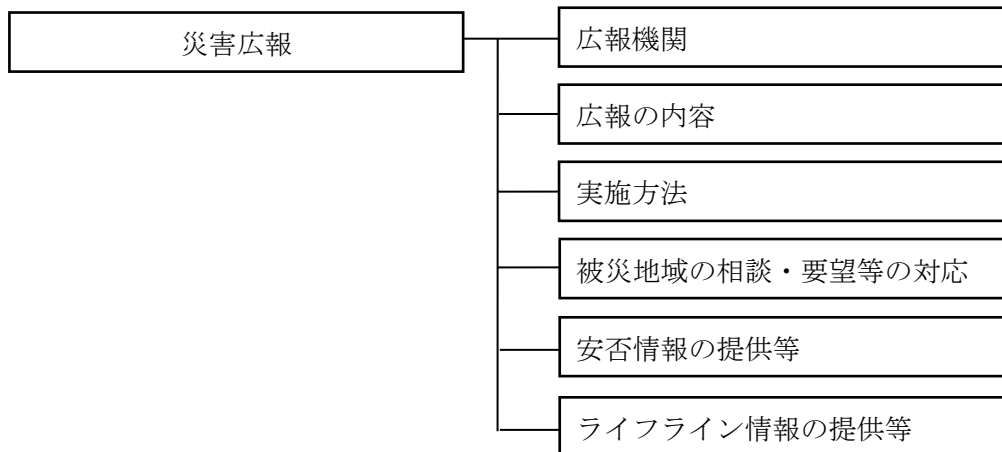
総務課、消防本部(署)、関係機関

1 基本方針

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、町民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

町及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施する。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

【体系】



2 広報機関

災害対策本部設置時には、総務班が被害状況その他の災害情報等を収集・整理し、広報活動を行う。

3 広報の内容

広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、町民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、町民の適切な判断と行動を促進する。

(1) 災害発生直後の広報

- ア 被害状況及びその他の災害情報
- イ 災害応急対策及び活動状況
- ウ 出火防止はじめ災害時の行動や注意事項
- エ 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- オ 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等

- カ 車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請
- (2) 被災者に対する広報
- ア 町地域内における災害の発生等被害状況の概要
 - イ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
 - ウ 医療機関の診療状況
 - エ 電気等ライフラインの復旧状況
 - オ 交通機関、金融機関等の復旧状況
 - カ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
 - キ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
 - ク 被災者生活支援に関する情報
 - ケ 犯罪情勢及び予防対策
 - コ 被災事業者向けの情報
- (3) 支援者に対する広報
- ア ボランティアの募集に関する情報
 - イ 義援金・寄付金の募集に関する情報
 - ウ 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

■災害時に伝達、広報する主要情報と情報整理

主 要 情 報
1. 災害情報、避難等情報 (1) 気象情報、災害情報、高齢者等避難、避難時注意情報 (2) 避難指示、緊急安全確保、警戒区域設定情報 (3) 二次災害防止情報 2. 救援活動情報 (1) 自主防災組織、団体等への防災活動実施要請 (2) 救援活動情報、防災関係機関の対応状況 (3) 民心安定のための呼びかけ (4) 町長からのメッセージ情報 (5) ボランティア活動要請情報 3. 災害被害情報 (1) ライフライン被害、復旧情報 (2) 公共交通機関の被害、代替情報 (3) 道路情報（被害状況、交通規制、通行止め） (4) 金融機関等の復旧状況 4. 生活情報 (1) 被災者の安否情報、遺体安置情報 (2) 避難場所等情報 (3) 水、食料、生活必需物資配給情報 (4) ごみ、し尿処理情報、仮設トイレ情報 (5) 生鮮食料品その他物資情報、商工業等の経済情報 (6) 医療情報 (7) 応急危険度判定、危険建物立入禁止等情報 (8) 教育情報（学校の休校、再開等情報） (9) 各種相談窓口情報 (10) 犯罪情勢及び予防対策 (11) その他生活情報、行政サービス情報 5. 行政施策情報 (1) 災害対策本部情報 (2) 罹災証明 (3) 各種減免・延期措置情報 (4) 災害義援金・見舞金・弔慰金等情報 (5) 経済活動支援情報 (6) 被災者生活支援に関する情報 (7) 各種融資制度・災害対策その他の情報

4 実施方法

(1) 広報の手段

災害応急対策に必要な事項の周知は、本部が行う。なお、豪雨時等には、下記の手段のうちアヤイは聞き取れないことがあることに注意し、他の複数の手段を組み合わせで町民への伝達を行う。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提

供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行い、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者や観光客に対する情報提供にも努める。

- ア 防災行政無線
- イ 広報用車両、消防車
- ウ 避難所や自主防災組織を通じた連絡
- エ ホームページによる情報提供：詳細な情報を提供するプル型の発信
- オ SNS：注目を集め、情報の拡散を図るプッシュ型の発信
- カ 内灘町安全・安心情報サービス（災害情報メール）による情報提供
- キ 携帯電話の活用
- ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用
- ケ コミュニティFM局への緊急放送要請
- コ 掲示板広報や臨時災害対策広報誌の発行
- サ ラジオ、テレビ、新聞等による広報
- シ 紙媒体による情報提供
- ス 電光情報表示システムの活用
- セ 相談窓口による情報提供

（2）報道機関による情報提供

石川県が各報道機関と締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」により、町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという町民のニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

（3）外国人や要配慮者への広報

被災外国人に対しては、国際交流団体（ボランティア含む）等の連携協力を得て、外国語による情報提供に努める。

聴覚、視覚等の障害のある人に対しては、障害者団体（ボランティア含む）等の連携協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳の情報提供に努める。また、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

（4）県に対する広報要請

災害応急対策上必要に応じて県に要請する。

（5）災害に関する記録

広報活動や情報活動等を通じて、災害の救援・復旧・復興に関する資料を収集、整理し、災害活動に関する総合的な記録整理を行う。

5 被災地域の相談・要望等の対応

町は、臨時相談窓口を設置して町民の相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望の把握に努め、対策を講ずる。また、その対策を積極的に広報す

る。

6 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

町及びライフライン事業者は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

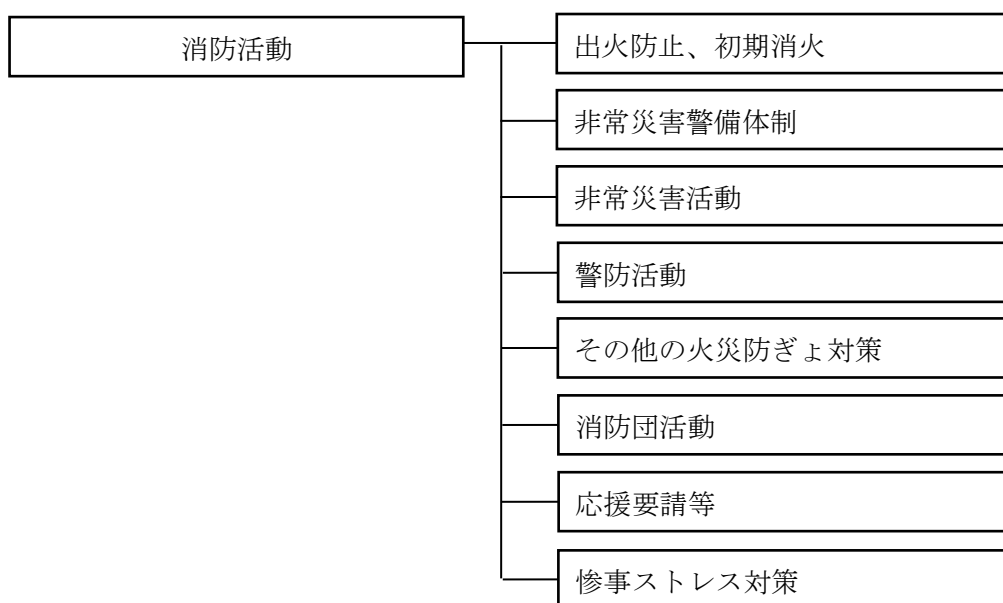
第10節 消防活動

総務課、消防本部(署)、消防団、関係機関

1 基本方針

町民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより町民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して町民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災ぎょ活動にあたり、被害の軽減を図る。

【体系】



2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、町民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、町民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

また、町は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなど、町民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

3 非常災害警備体制

(1) 非常災害警備体制

非常災害が発生するおそれがある場合または発生した場合には、以下のとおり非常災害警備体制をとり、被害発生未然防止または被害の軽減を図る。

(2) 消防非常災害警備本部準備室の設置

消防長は、非常災害が発生するおそれがある場合は、消防非常災害警備本部準備室を消防本部に設置し、初期情報の収集、体制の強化及び消防非常災害警備本部への移行のため

の準備をすることができる。

消防非常災害警備本部準備室の事務分掌

1 消防非常災害警備本部への移行体制の確立 2 気象及び災害発生状況等の情報の収集 3 町災害対策本部準備室との情報の共有 4 各計画及び資料の確認 5 必要に応じた増強体制の確立 6 長時間が予測される場合の交替職員の確保

(3) 非常災害警備体制の発令

非常災害警備体制は、次の基準により消防長が発令する。

- ア 内灘町災害対策本部が設置され、消防長が必要と認める場合
- イ その他消防長が、必要があると認めた場合

(4) 非常災害警備体制の解除

消防長は、非常災害に対する警防活動が完了したと認めるときは、非常災害警備体制を解除する。

(5) 消防非常災害警備本部の設置

- ア 消防長は、非常災害時における警備を行うため必要があると認める場合は、消防非常災害警備本部を消防本部に設置する。
- イ 消防非常災害警備本部は、警備本部長及び警備本部員をもって編成し、非常災害時において統括した指揮を行う。
- ウ 警備本部長は、消防長をもって充てる。
- エ 警備本部員は、消防本部の課長及び課長補佐をもって充てる。

消防非常災害警備本部の事務分掌

分 類	任 務
警防に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等との情報共有 ○災害対策本部等と連携した警防活動方針及び作戦の策定 ○職員の招集 ○指揮隊等の増強、削減及び運用の決定 ○必要に応じた増強体制の確立 ○防災関係機関との調整 ○他課の支援及び特命任務 ○資機材、食糧及び燃料等の調達 ○活動記録の作成 ○災害対策本部等への報告資料の作成 ○災害対策本部等の広報資料の提供 ○庁舎の保全

分 類	任 務
情報指令に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の覚知及び出動指令 ○気象及び災害発生状況等の情報収集 ○各種情報の収集及び伝達 ○通信の運用及び無線統制の運用 ○通信施設の保全
職員の管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間が予測される場合の交替職員の確保 ○職員の労務管理 ○消防職員・団員の公務災害関連

(6) 非常警備体制の確保

ア 警備本部長は、非常災害活動が長期にわたると予想される時は、部隊の編成、職員の交替等について配慮し、非常災害警備体制を確保する。

イ 非常警備体制が発令されたときの部隊編成等については、消防長が別に定める。

(7) 消防現地本部

ア 警備本部長は、必要があると認めるときは、消防現地本部を設置する。

イ 消防現地本部は、警備本部長が指名する消防現地本部長及び消防現地本部員をもって編成する。

4 非常災害活動

(1) 夜間、休日等における初動措置

夜間、休日等において、非常災害警備体制が発令されたときは、当直責任者は、初動措置について職員に指示するとともに、任務を統括しなければならない。

夜間、休日等における初動措置

<ul style="list-style-type: none"> ○気象及び災害発生状況等の情報収集 ○職員の招集 ○庁舎、車両等の安全確保 ○資機材の確認及び増強 ○署所周辺の災害状況の把握及び報告 ○出動経路の確認（道路状況、交通状況等） ○計画及び資料の確認・活用
--

(2) 緊急消防援助隊等への要請

警備本部長は、現有する消防力をもって対処し得ないおそれがある場合または対処し得なくなった場合は、石川県消防広域応援基本計画に基づく石川県消防広域応援部隊または緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、緊急消防援助隊の受け入れについては、内灘町緊急消防援助隊受援計画による。

(3) 関係機関への協力要請

警備本部長は、必要に応じて、他の防災関係機関及び医療機関と緊密な連絡を図るもの

とし、他の関係機関の活動の必要があると判断した場合は、災害対策本部等にその旨を要請する。

(4) 報道広報

報道広報は、原則として災害対策本部等に一元化するものとし、警備本部長は必要な情報の提供を適宜行う。

(5) 住民広報及び避難誘導

警備本部長は、災害対策本部等から避難指示の発令に伴う住民広報または避難誘導について協力の要請があった場合は、次に定めるところによる。

ア 住民広報

原則として、広報の対象区域を管轄する消防団に要請するものとし、必要に応じて消防署も出動させる。

イ 避難誘導

避難誘導の対象区域を管轄する消防団に要請するとともに、警備体制に支障のない範囲で消防署隊も出動させる。

(6) 交通障害への対応

非常災害活動時に道路施設の被害、信号機能の停止などによる渋滞、交通障害に遭遇した場合は、消防用緊急通行車両の通行を確保するための緊急措置を講じるとともに、速やかに警備本部等へ報告し、適切な交通対策を要請する。

5 警防活動

火災その他の災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合において、その被害を最小限にとどめるため、以下の活動を行う。

(1) 警防体制

ア 消防長は、警防業務及び警防活動を統括する。

イ 消防署長（以下「署長」という。）は、警防業務及び警防活動を掌理し、かつ、消防署の署長補佐を指揮監督し、警防施策の万全を期すとともに警防指針を示さなければならない。

ウ 消防本部の課長は、署長の行う警防施策に参画し、警防業務の調整及び指導並びに警防活動の効率的推進を図らなければならない。

エ 署長は、消防職員（以下「職員」という。）を指揮監督し、警防業務及び警防活動の万全を期さなければならない。

オ 署長は、警防活動に必要な行動及び警防機器操作の習熟を図るため、計画的に警防訓練を実施しなければならない。

カ 署長補佐は、署長の行う警防業務及び警防活動を補佐しなければならない。

(2) 警防活動の計画

警防活動計画は、防ぎよ上重要な消防対象物、施設及び地域（以下「消防対象物等」という）の実態を把握し、これに対応する警防上の方策を事前に策定することによって、火災等が発生した場合に最も効果的な警防活動を行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

ア 特殊建築物

多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建築物、木造の大規模な建築物、高層建築物、地下街(大規模な地下室を含む。)及び大規模な敷地に存する消防対象物をいう。

イ 危険物等施設

危険物、高圧ガス、有毒ガス、火薬類、放射性物質、有毒物質等を貯蔵し、または取扱う施設をいう。

ウ 水利の不良な地域その他の警防活動が困難な地域

エ その他、人命に危険を及ぼし、または延焼拡大のおそれ特に大きいと消防署長が認める消防対象物等

(3) 警防活動の原則

ア 人命の危険排除を優先した活動を行うこと

イ 消防長の統括指揮の下に統制ある活動を行うこと

ウ 各隊相互の連携を密にし、警防資機材及び消防対象物の施設の効果的な活用を行うこと

エ 警防活動計画に基づく活動を行うこと

(4) 火災防ぎょ活動の原則

ア 先着隊は、延焼危険の最も大きな方面を防ぎょすること

イ 後着隊は、各隊相互の連絡を密にして、包囲態勢をとること

ウ 注水は、効果的に行い、水損防止に努めること

(5) 現場指揮者

火災等の現場における指揮隊等の指揮者(以下「現場指揮者」という。)は、現場本部が設置された場合を除き、署長をもって充てるものとし、夜間等において署長が現場に到着するまでの間は、現場にいる指揮隊長又は消防隊長が現場指揮者としてその指揮にあたる。

なお、現場指揮者は、火災等の現場全般の状況を速やかに把握し、これに適応するよう指揮隊等を配置する。

(6) 現場指揮所

現場指揮者は、火災等の状況から必要があると認めるときは、火災等の現場に現場指揮所を設置し、現場指揮者、指揮隊長及び指揮隊の隊員をもって指揮隊を編成する。

(7) 現場本部

消防長は、火災等の状況により、必要があると認めるときは、警防活動を統括するため現場本部を設置する。

現場本部は、現場本部長、幕僚及び指揮隊をもって編成し、火災等の現場において統括した指揮を行い、現場本部長は、消防長をもって充て、幕僚は、消防司令以上の階級にある消防吏員、団長及び副団長をもって充てる。

なお、現場本部を設置したときは、指揮権は現場指揮所から移行する。

(8) 現場本部の任務

ア 警防活動の方針の策定

イ 火災等及び警防活動の状況の把握並びに警防活動の作戦の決定

- ウ 局面担当指揮者の指定
 - エ 指揮隊等の配備
 - オ 指揮隊等の増強及び削減の決定
 - カ 警戒区域設定範囲の決定
 - キ 必要な資機材の確保
 - ク 広報活動
 - ケ 関係機関との連絡
 - コ その他必要があると認める事項
- (9) 消防警戒区域の設定
- 現場指揮者は、消防警戒区域を設定する必要があると認めるときは、次により消防警戒区域を設定し、区域内からの町民の退去等必要な措置をとらなければならない。
- (10) 火災警戒区域の設定
- 現場指揮者は、可燃性ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散等により火災警戒区域を設定する必要があると認められるときは、消防警戒区域の規程を準用して迅速に火災警戒区域を設定し、次の措置をとり二次的災害発生の防止に努めなければならない。
- ア 災害広報
 - イ 区域内における火気の使用禁止
 - ウ 町民等に対する避難指示
 - エ 火災警戒区域内への進入禁止
 - オ その他必要な措置
- (11) 水防活動
- 水防活動は、町水防計画等に定めるところにより行う。
- (12) 救助・救急活動
- 災害発生時の救助・救急活動は、次の原則に基づき行う。
- ア 救命活動優先の原則
- 災害時の救助隊又は救急隊の活動は、他の警防活動に優先して行う。
- イ 重症者優先の原則
- 救助、救急活動は、救命活動を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。このとき、負傷者を重症度、緊急度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決める(トリアージの実施)。
- ウ 火災現場付近優先の原則
- 同時に多数の救助、救急事故が発生したときは、火災現場付近を優先して行う。
- エ 大量人命危険事象の原則
- 同時に多数の救助、救急事故が発生したときは、一度に多数の人命を救護できる事象を優先して行う。

6 その他の火災防ぎょ対策

(1) 強風下火災防ぎょ対策

ア 町民等の協力

(ア) 飛火警戒

強風下の火災は、飛火により拡大し、大火に発展することが極めて多いので、風下居住者は、飛火により着火危険のある建物部分若しくは物件の監視警戒にあたり、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火、出火の早期発見及び消火等を行って、災害の拡大防止に協力する。

(イ) 消防活動の支障排除

強風下の消防活動は、防ぎょ位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車の通行支障とならないよう処置するとともに、野次馬的行為は厳に慎む。

(ウ) 自衛消防隊の活動

特殊防火対象物の自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の消火、飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

(エ) 協力の徹底

平時における広報活動を通じて、事前に町民等の協力の徹底を図るほか、現場に出動した車両の拡声装置等を通じて協力の確保を期す。

イ 消防隊の防ぎょ及び飛火警戒要領等

(ア) 防ぎょ活動

- a 現場本部の指揮により有機的な部隊運用を図るとともに、火災の状況に応じて延焼防止を第1とし、重要方面、風下方面の延焼阻止を重点とする。
- b 風向、風速を勘案して、風横方面からの有効注水に留意する。
- c 火災防ぎょの要けつ、原則を守り、状況変化に即応する部隊の増強、転進の配慮を必要とする。
- d 火災の状況により、防ぎょ線及び消防警戒区域の設定を強化する。

(イ) 飛火警戒

- a 飛火警戒は、現場本部の指定した分団消防隊が担当し、警戒範囲は現場本部が指示する。
- b 飛火警戒隊は、飛火の早期発見、鎮圧のほか、予備注水を行うとともに、付近住民を啓発して、ア(ア)の自主的な飛火警戒を指導する。

(ウ) 延焼拡大時の対策

- a 火勢が消防力を上まわり、初期の防ぎょ線を突破されるおそれのある場合は、部隊増強、転進配置を行って、新たに防ぎょ線を定め、部署に指定して防ぎょにあたる。
- b 防ぎょ線の設定にあたっては、道路、空地、河川等を活用する。
- c 飛火警戒隊をさらに風下に下げて警戒配置をとるとともに、町民の避難誘導に注意を払う。
- d 消防力の劣勢から、火災の鎮圧が困難となり他に適当な防ぎょ手段がない場合で、

破壊消防が有効と認められるときは、消防長の命により破壊消防を行う。

(2) 積雪時の火災防ぎょ対策

ア 事前対策

- (ア) 消火栓の位置を明示する消火栓標識柱を逐次設置する。
- (イ) 可搬動力ポンプその他の機材の雪上搬送準備を整える。
- (ウ) 消防車両に、除雪に必要な機材を積載し、スリップ止チェーンを装着する。
- (エ) 消防用水利付近の除雪について広報を行い、町民の協力を得る。

イ 防ぎょ行動等

- (ア) 出動には幅員の広い道路を選定する。
- (イ) 積雪時であっても、消防隊の水利部署、進入、注水は平時火災に準じて行う。
- (ウ) 消防ポンプ車の水利接近困難な場合は、消火栓についてはホース直結、その他の水利については、可搬動力ポンプを使用して防ぎょにあたる。
- (エ) 火炎が上昇しないことがあるので、状況判断を誤らないよう注意する。
- (オ) 先着隊は、延焼危険大なる方面に部署する。

(3) 中高層建築物火災防ぎょ対策

中高層建物火災においては、煙、有毒ガスの発生により人命危険大であることから、防ぎょ初期には総力を挙げて人命検索救出、救助を行うことを原則とする。

ア 事前対策

- (ア) 特殊建築物の警防活動計画を樹立するとともに、高層建築物等火災防ぎょの指針に基づく事前任務等と合わせ、その内容を消防隊員に周知徹底する。
- (イ) はしご車、屈折車、その他特殊車両の部署可能場所の確保について関係者の指導を行う。

イ 防ぎょ行動

(ア) 人命救助活動

- a はしご車、屈折車等の活動を優先する。
- b 救助隊は消防隊に先行して人命検索を行うと共に、救助、救出に呼吸保護器具、はしご、ロープ、その他の救助用資機材を最大限に活用する。
- c 状況に応じて隣接建物からの救助、救出を行う。
- d 指揮者は隊員の安全確保に留意するほか、人命に対する情報等について関係者の積極的な協力を得る。

(イ) 消火活動

- a 初期には機を失せず、屋内に進入して一挙鎮滅を図るとともに、拡大経路の遮断に留意する。
- b 風上の開口部から同時に2隊以上進入することを原則とし、必要に応じて、排煙のための高圧噴霧注水を行う。
- c 状況により高発砲装置を使用して、消火及び排煙を行うほか、消火活動に伴う水損の防止に十分留意する。

ウ 関係機関との協力

- (ア) 配電線がはしご車等の架ていの支障となる場合で必要のあるときは、電力会社の協

力により一定区間の停電措置を講ずる。

(イ) 屋上避難者がある場合で、他に救出手段のないときは、石川県消防防災ヘリコプターの出動を知事に要請する。

(4) 危険物火災防ぎょ対策

ア 事前対策

各施設等について「危険物施設等の警防活動計画」を樹立する。

イ 大量危険物火災防ぎょ

(ア) 防ぎょ上の留意点

- a 現場到着と同時に、危険物の種類、数量、燃焼状況を速やかに把握し、関係者と連絡をとって、状況判断の正確を期する。
- b 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
- c 大規模な油タンクの場合は、底部からの排送を図り、減量して制圧する。
- d 防油堤、配管接合部からの漏洩流出に注意する。
- e 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる数量の薬剤を確保して計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し、注水を避ける。
- f 防ぎょ隊員は、必要に応じて耐熱服を着用する。
- g 付近住民の避難誘導を考慮する。

(イ) 部隊運用等

- a 防ぎょは消防本部等の消防隊を中心とし、分団消防隊は主として延焼防止その他の業務を担当する。
- b 消防署で保有している消火薬剤で制圧できないと判断されたときは、県並びに関係業者等の協力により調達する。
- c 消火薬剤の緊急輸送、消防警戒区域の設定にかかる車両、人員等確保の手配を行う。

7 消防団活動

(1) 本部の設置

- ア 団長は、非常災害警備体制が発令されたときは、非常災害消防団警備本部を設置するとともに、各分団消防隊による活動の体制を確立する。
- イ 団警備本部長は、団長をもって充てる。
- ウ 団警備本部長は、非常災害警備体制が解除されたときは、団警備本部を解散する。

(2) 団員の招集

団長は、非常災害警備体制が発令されたときは、団員の招集を行うものとし、参集状況を警備本部長に報告する。

(3) 団員の参集

- ア 団員は、招集を受けたときは各分団格納庫に参集する。
- イ 団員は、参集途上において火災または救助救急事案に遭遇したときは、警備本部へ通報し、町民の協力を求めて、初期消火活動または救助活動を行う。
- ウ 分団長は、団員の参集状況を団長に報告する。

(4) 初動措置

- ア 車両積載資機材の増強
- イ 有線電話、携帯電話等の試験
- ウ 管内広報（パトロール）の実施
- エ 情報の収集及び報告
- オ 全無線局の開局

(5) 情報収集・伝達要領

団員は、災害の早期把握に努めるとともに、必要な情報は、消防無線、伝令員、有線・無線電話等あらゆる手段により、警備本部、消防現地本部または直近の消防署隊等に伝達する。

(6) 分団消防隊の活動の原則

- ア 消防無線等で管轄する区域の災害の状況を把握し、資機材等を有効に活用する。
- イ 警備本部、消防現地本部または消防署隊等と連携を密にして行う。
- ウ 活動の範囲は、管轄する区域を原則とし、警備本部または団本部から指示がない限り、他の管轄する区域へは出動しない。

(7) 交通障害への対応

各種災害による通行障害、道路施設の被害、信号機能の停止などによる渋滞、交通障害に遭遇した場合は、消防用緊急通行車両の通行を確保するための緊急措置を講ずるとともに、速やかに警備本部等へ報告し、適切な交通対策を要請する。

8 応援要請等

(1) 相互応援協定による相互応援

町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

- ア 消防長は、災害が発生した場合に、町の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防ぎよまたは救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行う。
- イ 応援要請を受けた消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行う。
- ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、連絡する。

(3) 緊急消防援助隊の受入れ

- ア 緊急消防援助隊の受入れについては、内灘町消防本部受援計画によるものとし、県内、県外応援消防隊等の円滑な受入れ体制を整備する。
 - (ア) 応援消防隊消防車両待機場所の確保
 - (イ) 応援隊野営場所の確保

また、これに加え必要な資機材の確保など可能な限り準備する。

イ 緊急消防援助隊の宿泊施設及び車両等の集結場所については次のとおり。

集結場所：蓮湖渚公園（字大根布 5 丁目 289 番地 4 他） 内灘町消防本部防災広場（白帆台 1 丁目 1 番地 1） 内灘町総合グラウンド（字鶴ヶ丘 2 丁目 743 番地） 内灘町総合公園パークゴルフ場（字宮坂に 459 番地） 石川県立自転車競技場（字宮坂に 460 番地）
--

9 惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、県に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第11節 自衛隊の災害派遣

総務課、消防本部(署)、県、自衛隊

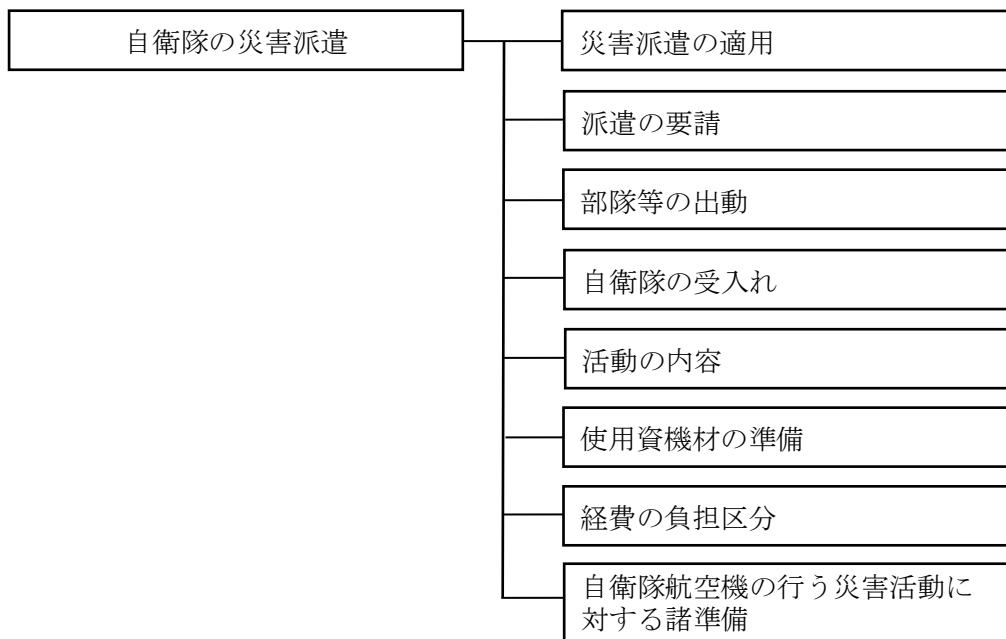
1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請にあたっては、県、町及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）――一部抜粋――

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

【体系】



2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命または財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている。（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））
 - ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
 - ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること
 - エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること
- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣の要請

(1) 町長から知事への要求

ア 町長は、町内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、下記(ア)の要請事項のほか、(イ)のその他の連絡事項を明らかにした文書（資料編様式13）で知事あて（危機対策課）に要求する。

ただし、緊急を要する場合には、電話または口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 要請事項

- a 災害の情况及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

(イ) その他の連絡事項

- a 現に実施中の応急措置の概況
- b 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- c 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

イ 通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、町内に係る災害状況を防衛大臣またはその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣またはその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

■派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-5171 (内線 235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部 第3幕僚室長	0773-62-2250 (内線 2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101 (内線 231)

ウ 町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨を通知する。

(2) 知事による要請

知事は、町長からの要求、または県の機関の判断により人命または財産の保護のため必要があると認めたとき、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

4 部隊等の出動

(1) 2の(2)により知事から要請を受けた部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独でまたは他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく指定部隊等の長の独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。この場合において部隊等の派遣を命じた者は、その旨を速やかに知事に連絡し、この連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊等の活動する区域の市町長その他の関係機関に連絡する。

(3) 派遣された部隊等の長との総括的な連絡調整は、知事またはその指名する者が行い、必要に応じて県は自衛隊幹部の派遣を求めて連絡室を設置する。

5 自衛隊の受入れ

(1) 町の受入れ体制

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入れ体制をとる。

ア 連絡窓口

総務班を自衛隊受入れの担当とする。派遣自衛隊から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。

イ 作業計画

(ア) 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。

(イ) 必要な資機材を確保する。

(ウ) 作業に関係する施設の管理者の了解をとる。

(エ) ヘリポートを開設する。

ウ 受入場所

自衛隊の受入れ場所は、以下の施設・空間を確保できる場所を指定する。

- (7) 宿舎、屋内施設
 - (イ) 資材置場、炊事ができる広場
 - (ウ) 事務のできる部屋、駐車場
- (2) 撤収要請

町長は、自衛隊派遣要請の目的を達成したときまたはその必要がなくなったときは、速やかに知事に対し、文書（資料編様式14）をもって災害派遣部隊の撤収要請を行う。

6 活動の内容

災害派遣活動は、人命または財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官、海上保安官がその場に行かない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を町長に通知する。

■自衛隊の災害派遣活動の内容

(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、または指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
(6) 道路または水路の啓開	道路または水路が破損し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8) 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 給食及び給水	要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
(10) 入浴支援	要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。
(11) 救援物資の無償貸付または譲与	要請があった場合または指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、または譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(13) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて町が準備する。
- (2) 災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、町が準備する。

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

9 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

- (1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡する。なお、異常のない場合は、旗は振らない。

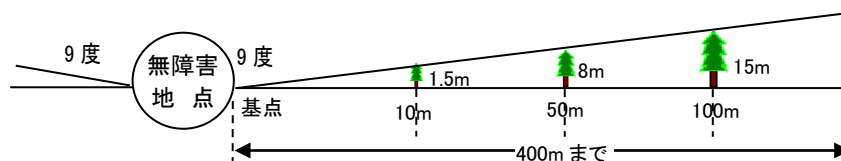
- ア 急患が発生している場合 赤 旗
- イ 食糧が極度に不足している場合 青 旗
- ウ 両方とも発生している場合 赤青両旗

- (2) ヘリコプター発着場の設定

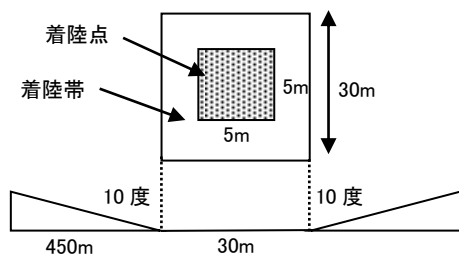
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

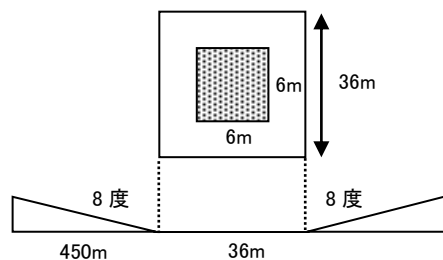
- (ア) ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障害地点の基準



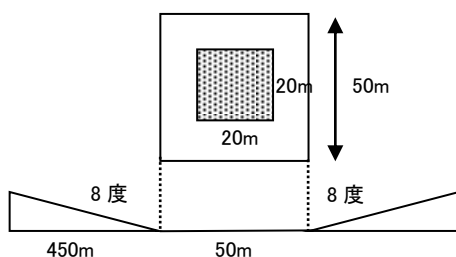
a OH-6



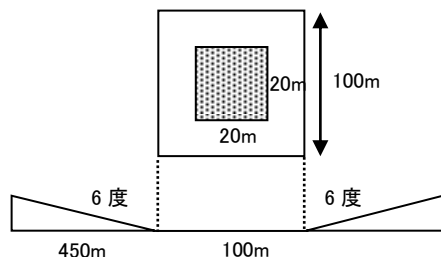
b UH-1



c UH-60



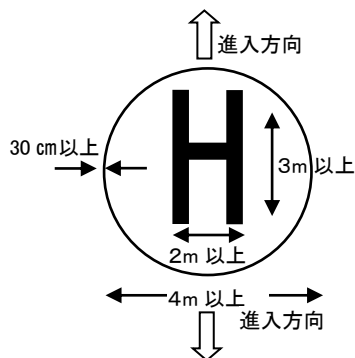
d CH-47



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること

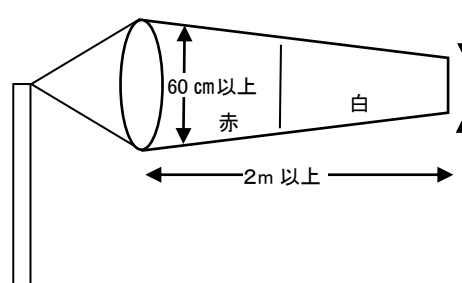
イ 着陸地点には、次の基準の(H)記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に表示

(イ) 吹き流しの基準



・生地は繊維
・型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合、吹き流しに準ずる規格の旗を掲載

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

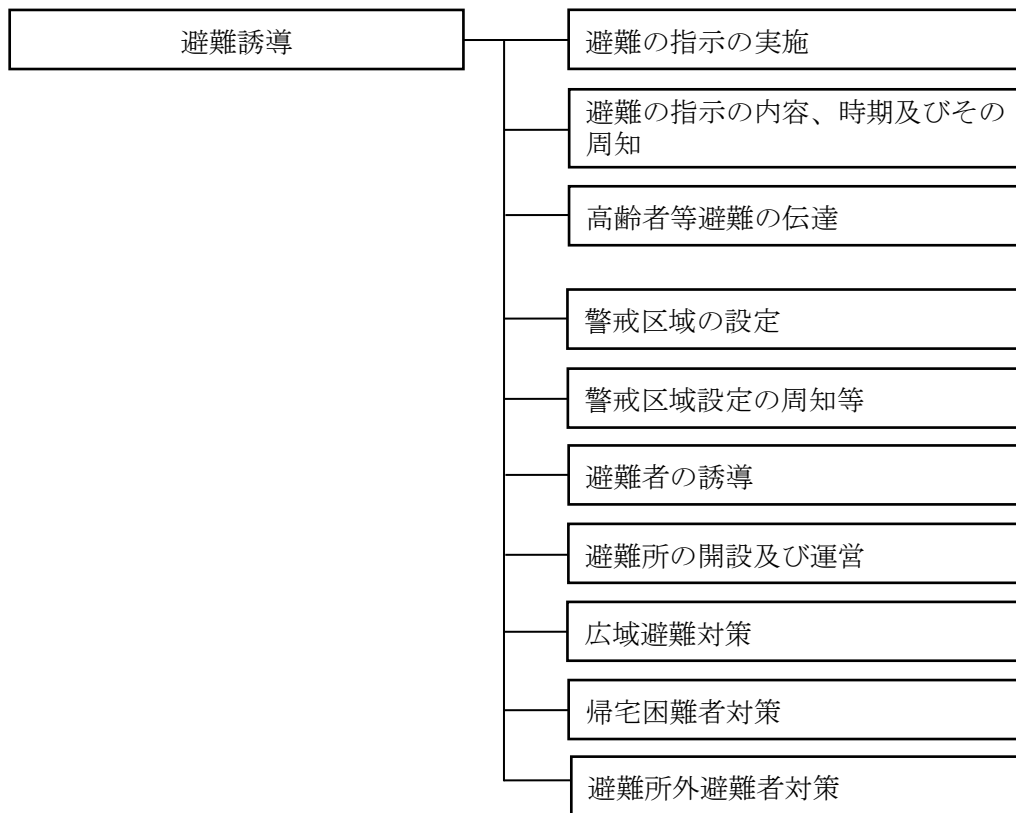
第12節 避難誘導等

総務課、住民課、福祉課、文化スポーツ課、消防本部(署)、消防団、警察、海上保安部、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

災害により火災、危険物の漏えい、地すべり、崖くずれ等の危険から町民の生命、身体の安全を確保するため、町長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

【体系】



2 避難の指示の実施

(1) 町長（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事（県危機対策課）に口頭及び文書（資料編様式6）にて報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事（県危機対策課）に口頭及び文書（資料編様式7）にて報告する。

イ 災害の発生により、町長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は町長に代わって本計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、町長に代わって避難等の指示等を実施したとき、または避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

エ 町長は、避難のための立ち退きを指示し、または「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 指定地方行政機関の長または知事（災害対策基本法第61条の2）

町長から避難指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長または知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第18条）

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、また町長から要求があったとき警察官及び海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きまたは「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官及び海上保安官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(4) 水防管理者（水防法第21条）

溢水または破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。

(5) 知事またはその命を受けた職員（水防法第21号、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水または破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。

(6) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(7) 相互の連絡協力

(1) から (6) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合に、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

さらに、町は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専

門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(8) 避難指示等実施責任者の代理

町長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理順位は次のとおりとする。

代理順位	代理者
第1位	副町長
第2位	教育長

※上記2名の者が代理することが出来ない場合、総務部長が職務を代理する。

(9) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令にあたっては、町民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長等は次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

町長は、避難の指示を行う場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に従い、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、町民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知する。

(3) 町民への周知

町長は、避難の指示を行う場合には、本章第9節「災害広報」及び「避難指示等の判断・伝達マニュアル」より、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、

高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努める。

4 高齢者等避難の発令

町長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、町は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、本節2及び3を準用する。

5 警戒区域の設定

町長等は、次の措置を講じる。

(1) 町長（災害対策基本法第63条第1項）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、町民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止し、または退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、警察官または海上保安官は、町長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

6 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 町長は、警察官等の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、

防火のためのパトロールを実施する。

7 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、町防犯と交通安全推進隊隊員及び町の職員等が行い、各地区の単位ごとの集団避難に心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

8 避難所の開設及び運営

(1) 町は、避難所の開設が必要な場合、本計画及び別に定める「避難所運営マニュアル」により、関係機関と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

災害が発生していない場合であっても、町民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者、迷い人、ホームレス等

(3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を口頭及び文書（資料編様式8）にて県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容
- 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D

(4) 避難等の状況把握

町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

ア 避難所を開設した場合、別に定める「避難所運営マニュアル」により避難所運営委員会を結成し、避難所の運営を行う。運営にあたっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用を努める。

イ 避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

ウ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。

エ 専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

オ 町は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

カ 町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

キ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等

の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。

ク 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

ケ 避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

コ 避難所運営委員会には、次の運営班を置きその業務を行う。各運営班は、要配慮者や女性に配慮した運営に努める。

運営班	業務内容
総務班	避難所運営業務全般のとりまとめ 避難所運営委員会の事務局業務
避難者管理班	避難所収容者名簿の作成・管理
情報班	各種情報の収集・提供
施設管理班	施設管理、設備・資機材の調達
食料物資班	生活物資や食料の調達・管理・配布
救護班	医療救護、被災者への精神的な対応
避難行動要支援者避難支援班	避難行動要支援者及び要配慮者からの相談・要望に対応
衛生班	衛生管理への対応
ボランティア班	ボランティアの受け入れ対応

(6) 仮設トイレ等の設置

町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その確保が困難な場合は、県に要請する。

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮する。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

避難所避難所に要配慮者がいると認めた場合は、別に定める「内灘町避難所運営マニュアル」により、自主防災組織、介護職員等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難者の健康不安または体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(11) 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(12) 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(13) ホテル・旅館等の活用

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(14) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(15) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努め

る。

(16) 避難所を閉鎖したときは、次の事項を口頭及び文書（資料編様式9）にて県に報告する。

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 閉鎖した避難所の名称
<input type="radio"/> 閉鎖した日時
<input type="radio"/> 収容した世帯数及び人員
<input type="radio"/> 開設した期間
<input type="radio"/> その他 |
|--|

9 広域避難対策（災害発生前）

(1) 町の対策

- ア 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- イ 町が避難者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から他地区における避難所（以下、広域避難所という）の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたり引率者として同行させる。
- ウ 町は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- エ 広域避難所の運営は、移送元の町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。
- オ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める

(2) 広域一時滞在（災害発生後）

- ア 広域一時滞在のための協議・調整
- (ア) 町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (イ) 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (ウ) 町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

10 帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、町は、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な情報を提供するとともに、帰宅困難者の一時滞在施設の確保など、企業との防災に関する協力協定の締結や、必要となる飲料水、食料及び毛布等の物資の備蓄に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第13節 要配慮者の安全確保

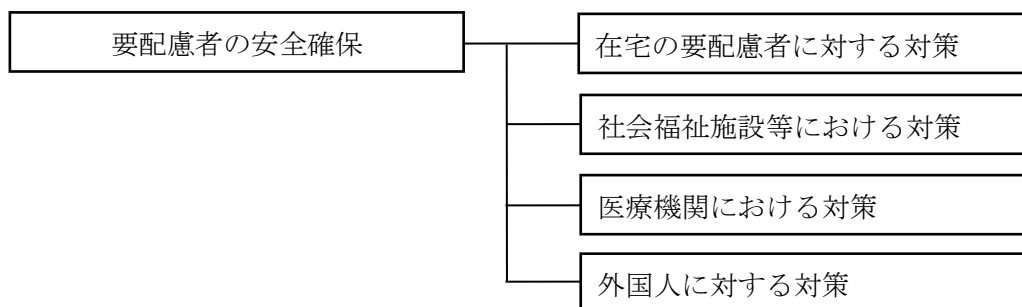
保険年金課、福祉課、文化スポーツ課、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

【体系】



2 在宅の要配慮者に対する対策

在宅の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する対策については、別に定める「内灘町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき対応する。

(1) 安否確認情報の収集体制

ア 要支援者の安否確認

安否情報の収集については、指定緊急避難場所または指定避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要支援者も想定されることから、指定緊急避難場所または指定避難所においてだけでは安否情報の収集は難しいと考えられるため、町は、避難行動要支援者避難支援班による安否確認窓口を設置し、要支援者の安否情報を収集する。

安否確認にあたっては、要支援者本人の同意の有無に関わらず、要支援者名簿を効果的に利用し、要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、必要に応じて避難支援等関係者（自主防災組織等、民生・児童委員、介護職員、近隣住民）の協力を得る。

イ 避難支援を行う自主防災組織等からの報告

避難支援を行う自主防災組織等は、要支援者を避難先へ移送した場合や要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難行動要支援者避難支援班または安否確認窓口へ報告する。

(2) 避難支援の実施体制

ア 町における避難支援体制

町は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等、町の体制を整備する。

また、町は、災害時に避難行動要支援者避難支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えとともに、避難準備・高齢者等避難開始が発令される等避難が必要な段階においては、要支援者が避難支援を受けられない場合に備え、同支援班の中に、要支援者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

イ 地域における避難支援体制

自主防災組織等は、災害発生時に、要支援者名簿及び個別計画により避難支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、避難行動要支援者避難支援班へ連絡する。

また、避難誘導の際は、要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮する。

町、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

なお、要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、自主防災組織等が対応できない場合は、避難行動要支援者避難支援班へ連絡し、救出救助を求める。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき各施設が定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員または近隣住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

県及び町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・緊急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

町及び県は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 町は、広報用車両や防災無線等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

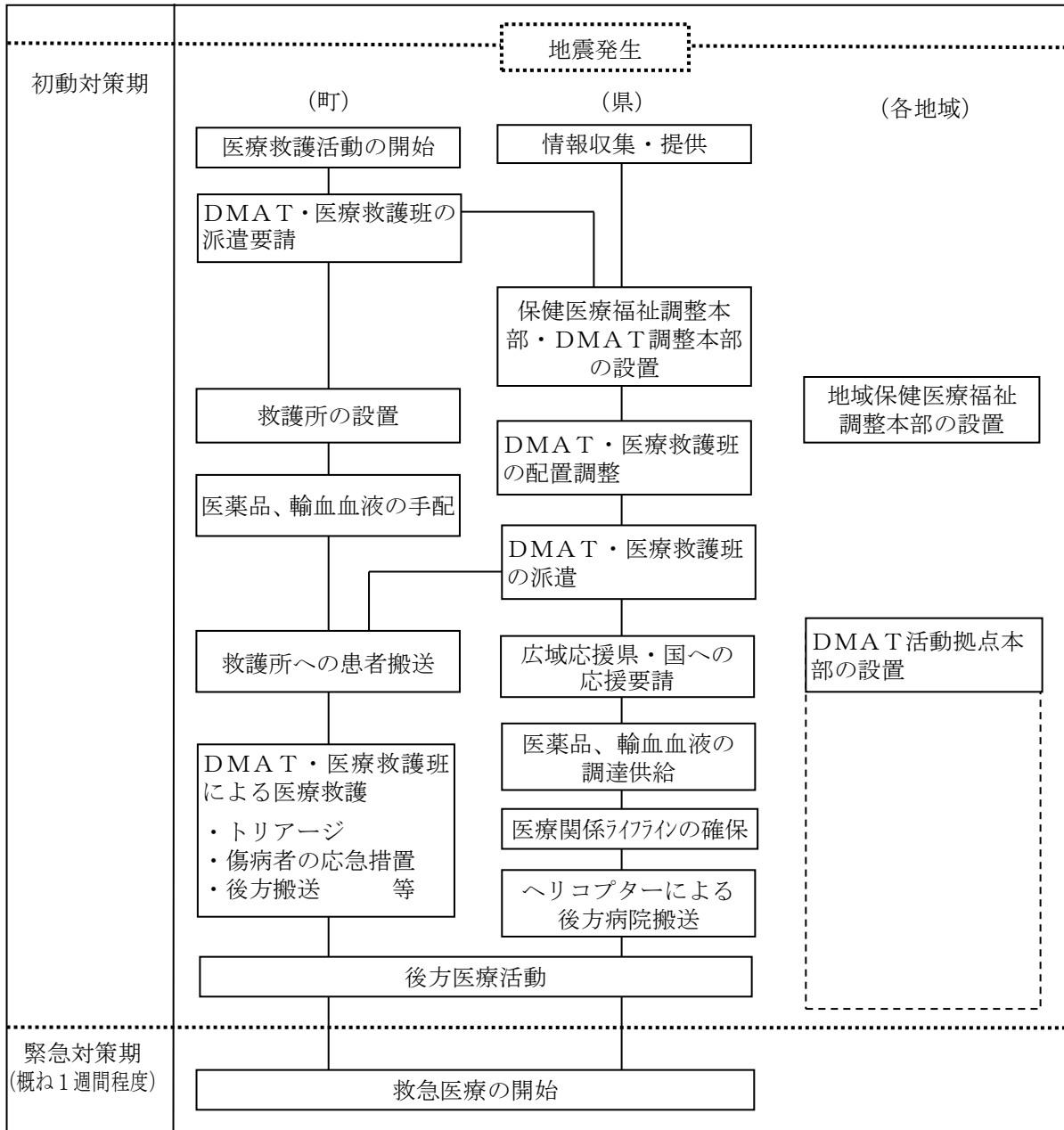
(2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。

また、大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、町へ派遣するなど、支援に努める。

第14節 災害医療及び救急医療

総務課、保険年金課、消防本部(署)、県、医師会、医療機関

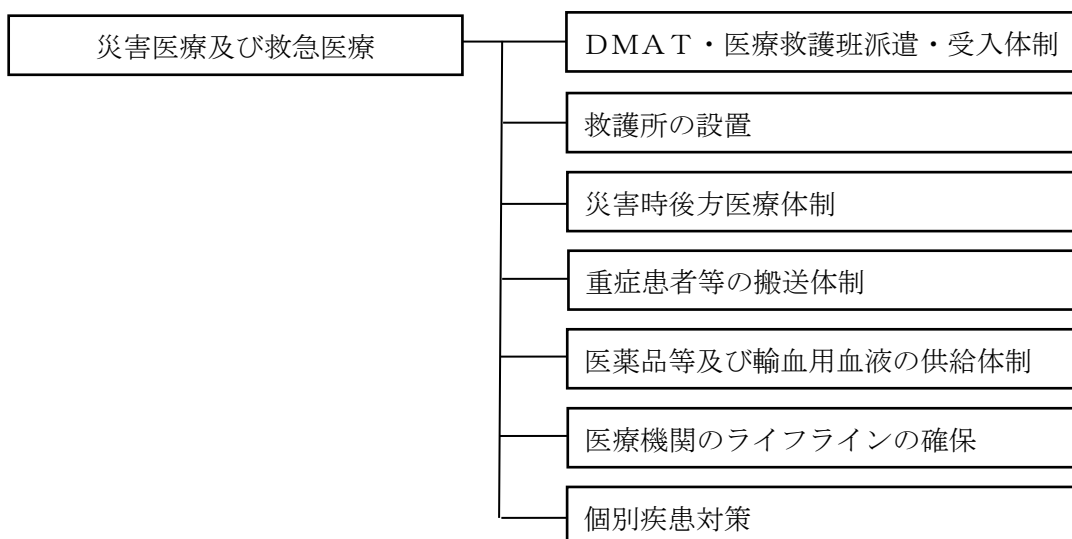
■災害医療の開始から救急医療までのフロー



1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

【 体 系 】



2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 町

ア 町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、河北郡市医師会及び金沢医科大学病院に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 県

ア 保健医療福祉調整本部の設置

(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・緊急医療情報システム（EMIS）及び町から把握する。

(イ) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。

イ 県は、必要と認める場合、または町からの要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

ウ DMATの派遣

(ア) 県は、石川DMATが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、または町から派遣要請があった場合は、石川DMAT指定病院に対して石川DMATの出動を要請する。

(イ) 県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる地震の場合は、国及び他の都道府県にDMATの派遣を要請する。

(ウ) 県は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部を設置する。

(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院等）ごとにDMAT活動拠点本部を設置する。

※DMAT

DMATとは、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、専門的な訓練を受けた医療チームで、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義され、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれる。

エ 医療救護班の派遣

- (ア) 保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。
- (イ) 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。
- (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、災害支援ナースや、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。
- (エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉調整本部や町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。
- (オ) 地域保健医療福祉調整本部は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有できる体制を構築する。

オ ドクターヘリの派遣要請

- (ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院（県立中央病院）に対して、派遣を要請する。
- (イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。

カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。

(3) 石川DMAT指定病院

- ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。
- イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMATの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

ウ 石川DMAT指定病院は、緊急時やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報または要請に基づき、石川DMATを出動させる。この場合、石川DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMATの業務内容

- (ア) 保健医療福祉調整本部やDMAT活動拠点本部等での活動（本部活動）
- (イ) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (ウ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (エ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (オ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMATの情報共有

DMATは、広域災害・緊急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院
	加賀市医療センター

3 救護所の設置

- (1) 町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

4 災害時後方医療体制

医療施設または救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送する。（災害拠点病院については資料編第5章参照）

5 重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

ア 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察署、消防団等が協力して実施する。救護所から災害時後方医療施設等までの搬送は県及び町が行う。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、保健医療福祉調整本部等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第8節「消防防災ヘリコプターの活用」及び本章第11節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等または輸血用血液に不足が生じた場合、町災害対策本部に調達を要請する

(2) 医薬品等の調達（町災害対策本部）

ア 調達方法

(ア) 医療機関は、可能な限り通常の仕入れルートからの調達に努める。

(イ) 救護所は、町災害対策本部に要請する。

(ウ) 町災害対策本部は、備蓄している医療資機材及び医薬品を医療救護所に搬送する。

(エ) 町の要請により出動した医療救護班が使用する医薬品、医療資機材は、原則として町の用意したもので対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の費用については、町に請求する。

(オ) 町災害対策本部は、調達不能の場合には、県災害対策本部に対し調達の要請をする。また、相互応援協定締結市町に対しても応援を要請する。

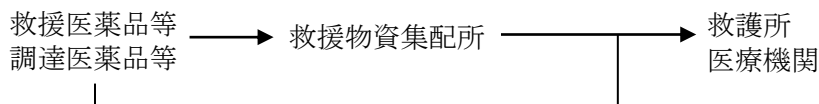
イ 救援医薬品等の集配体制

(ア) 救援医薬品は、救援物資集配所で集配業務を行う。

(イ) 救援医薬品の選別、仕分けは、町及び河北郡市薬剤師会、関連企業等の協力を得て行う。

(ウ) 医薬品の配送は、救護所及び医療機関の要請に基づき、救援物資集配所から配送する。

■救援医薬品等の集配



(2) 輸血用血液の調達（町災害対策本部）

町災害対策本部は、医療機関から要請を受けた場合、県に対し調達を要請する。

7 医療機関のライフラインの確保

町は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

8 個別疾患対策

町は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、慢性疾患患者の受入れ可能な医療機関が不足する場合は、県に要請する。

第15節 健康管理活動

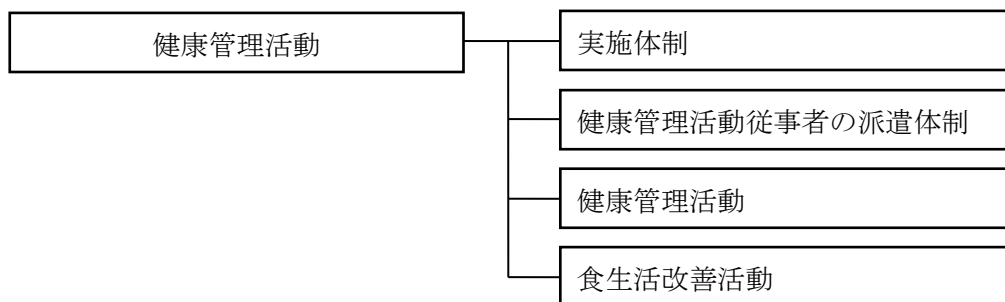
保険年金課、福祉課、県

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は災害時の保健活動マニュアルに基づき、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

【体系】



2 実施体制

町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

(1) 町は、被災者等の健康管理に際し、町の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

(2) 県は、町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、町が行う健康管理活動を支援する。

また、必要な場合、町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

4 健康管理活動

(1) 町は、健康管理活動にあたっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

(2) 町は、町が作成する保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を行う。

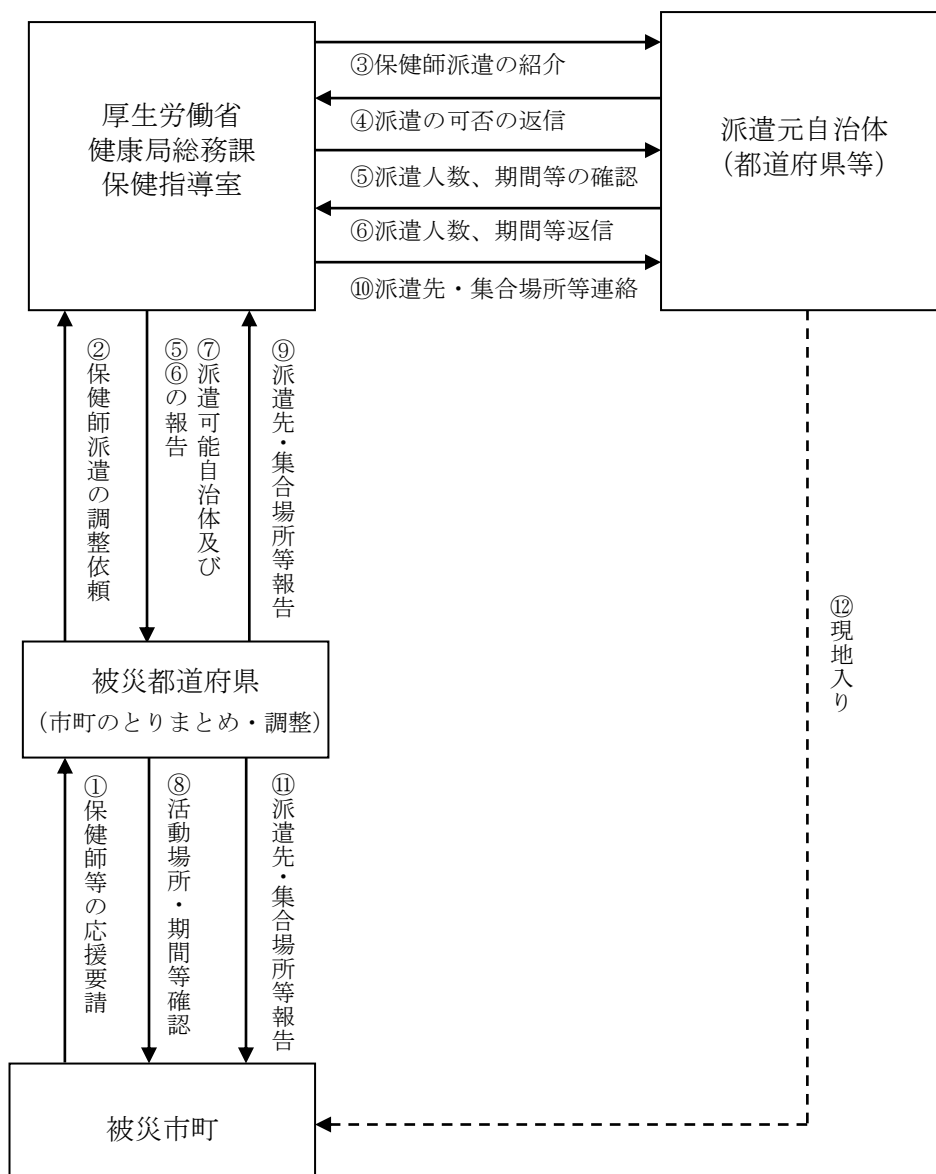
なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミッククラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

(3) 町は、避難生活における健康への配慮点などを広報することにより、避難者自らが健康

管理に注意するように呼びかける。

- (4) 町は、健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域保健医療福祉調整本部内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



5 食生活改善活動

- (1) 町は、避難所での長期生活に備えて、避難所等の巡回栄養指導等において、震災食や簡易調理方法等の啓発普及を推進する。
- (2) 仮設住宅入居後は、栄養士が中心となって、生活・調理環境の変化に対応した具体的な調理の指導（一つの鍋やフライパンでできる簡単バランス食の紹介、出来合のお惣菜やレトルト食品等を利用する際のアドバイス）に努め、町民の健康サポートを推進する。

第16節 救助・救急活動

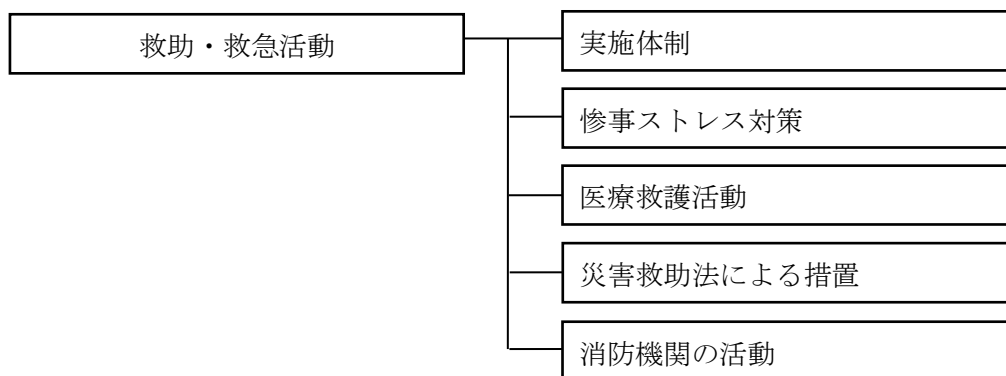
総務課、消防本部(署)、消防団、県、自主防災組織、関係機関

1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、ビルなどでの孤立、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、県、町及び防災関係機関は、相互に連携して町民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、町は、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、県や国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

【体系】



2 実施体制

(1) 町民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

ア 町民は、要救助者の早期発見に努める。

イ 自主防災組織や事業所は、相互に連携をとり、救出用資機材を活用して、地域における組織的な救助活動に努める。

ウ 自主救出が困難と認める場合には、直ちに消防、警察、海上保安部等に通報し、早期救出を図る。

エ 救出活動を行うときは、本部、消防、警察、海上保安部等と連携をとり、その指揮に従う。

オ 軽症者については可能な限り応急措置を行い、措置できない者については医療救護所や救護病院に搬送する。

(2) 町

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動にあたる。また、町民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。要請は本章第1節「初動体制の確立」により行う。

(3) 県

ア 町から救助活動について応援を求められたときは、必要な応援を行う。

イ 町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、または災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、県の協定による災害救助犬の出動を要請する。

(4) 防災関係機関

防災関係機関は、町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動にあたる。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第10節「消防活動」による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第14節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

6 消防機関の活動

本章第10節「消防活動」により実施するもののほか、次のとおりとする。

(1) 情報の収集、伝達

ア 救助、救出を必要とする者の早期把握

イ 現場の状況を把握収集するとともに、情報を本部へ報告

ウ 関係機関との情報の伝達、交換

(2) 医療機関の把握と収集調整

(3) 要救助者の救出、救助

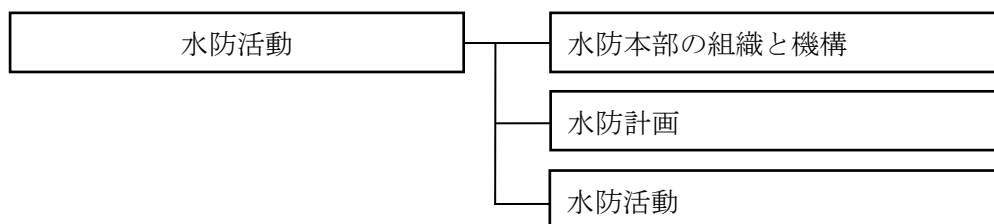
第17節 水防活動

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部(署)、消防団、関係機関

1 基本方針

町は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

【体系】



2 水防本部の組織と機構

(1) 水防本部の組織

ア 水防活動の必要があるとき、または知事が発令する水防警報の通知を受けたときから洪水等による危険性が解消するまで、水防活動を統括するため、内灘町水防本部（本部長：町長、副本部長：副町長、本部：都市整備部内）を設置する。

イ 水防本部は、関係各課と消防機関で組織し、一体となって水防活動を実施する。

ウ 水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、これに包括される。

(2) 水防本部の配備体制

配備体制	配備基準	配備の内容
第1次配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮各注意報の1以上が発表され、都市整備部長が必要と認めたとき その他必要により本部長が配備を指令したとき 	情報連絡活動等にあたる要員配備
第2次配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、高潮各警報の1以上が発表されたとき その他必要により本部長が配備を指令したとき 	水防応急対策等にあたる要員配備
第3次配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 被害が特に甚大と予想されるとき 予想されない重大な災害が突発したとき 本部長が状況により特に配備を指令したとき 	水防対策全般に全本部員であたる状況により、協力要員配備

3 水防計画

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防活動、他の機関との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用を定める。計画は県の水防計画に応じた水防計画とし、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。

また、水防計画を定めたとき、または変更しようとするときは、予め町防災会議に諮り、水防計画を県知事に届け出なければならない。

4 水防活動

(1) 河川等の巡視（水防法第9条）、調整池の機能点検

水防管理者（町長）、消防長、消防署長及び消防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 監視、警戒活動

豪雨等によって河川の水位が上昇し、河川に水防警報が発表されたとき、これに起因する災害が発生したとき、または河川の水位情報により避難判断水位（特別警戒水位）の到達情報（氾濫警戒情報）が通報されたときは、河川、海岸堤防等の破損によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤等の操作等を「石川県水防計画」及び「内灘町水防計画」の定めにより行う。

(3) 消防機関の出動（水防法第17条）

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、または出動の準備をさせる。

(4) 警戒区域の設定、立入禁止・制限・退去命令（水防法第21条）

消防機関に属する者及び警察官は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 堤防その他の施設の決壊の通報及び決壊後の処置（水防法第25条、第26条）

水防管理者（町長）、消防長、消防署長及び消防団長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(6) 避難立ち退きの指示（水防法第29条）

知事、その命を受けた県の職員または水防管理者（町長）は、洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、管轄警察署長にその旨を通知する。

(7) 水防作業、避難及び救助活動

水防工法を必要とする事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施する。

避難及び救助活動については、本章第12節「避難誘導」及び本章第16節「救助・救急活動」に準ずる。

(8) 応急復旧

水防計画等に基づき、水防管理者（町等）が行う巡視により堤防等に水害による応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第18節 災害救助法の適用

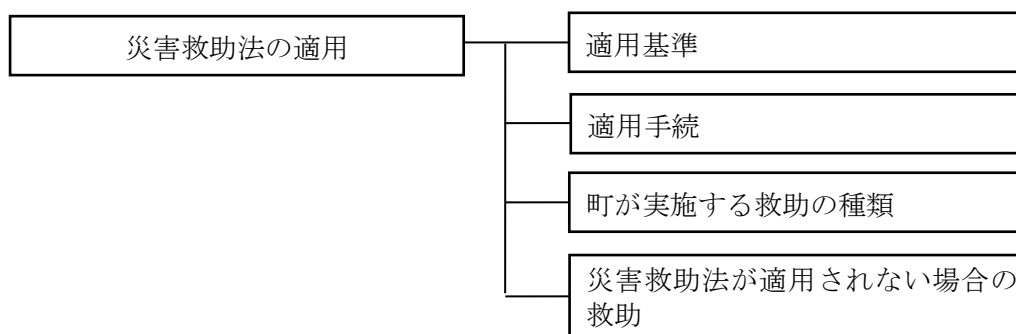
総務課、税務課、財政課、会計課、住民課、子育て支援課、保険年金課、福祉課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部(署)、学校教育課、文化スポーツ課、関係課

1 基本方針

町長は、町内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

なお、町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行う。

【体系】



2 適用基準

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 町内の被害世帯が50世帯以上のとき
(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という)第1条第1項第1号)
- (2) 県下の被害世帯数が1,500世帯以上で、町内の被害世帯数が25世帯以上のとき
(令第1条第1項第2号)
- (3) 県下の被害世帯数が7,000世帯以上で、町内の住家減失世帯数が多数であるとき
(令第1条第1項第3号前段)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したとき(令第1条第1項第3号後段)
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令(平成25年10月第68号)で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)
 - ア 災害が発生しまたは発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること(内閣府令第2条第1号)
 - イ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技

術を必要とすること（内閣府令第2条第2号）

（注）被害世帯数の換算は次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）または流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とする。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とする。

3 適用手続

町長は、町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、または達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認めるとき、その他必要があると認めるときは、知事の通知により救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。

4 町が実施する救助の種類

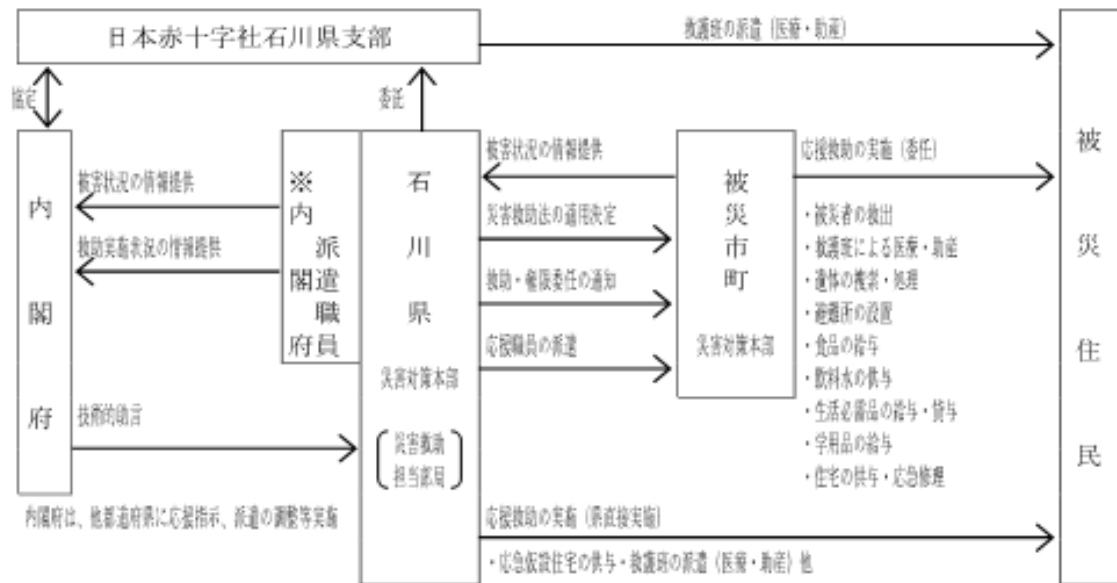
町が実施する救助の種類は、災害救助法第23条に定めるもののうち、災害救助法施行細則（昭和39年石川県規則第27号）第4条に定める次のとおりとする。救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、資料編第1章を参照する。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の供与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 福祉サービスの提供
- (8) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- (9) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（応急修理）
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の処理
- (13) 死体の捜索
- (14) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (15) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

5 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常町が実施し、災害救助法による救助に準じてあらかじめ町地域防災計画に定めておく。

災害発生からの応急救助までのフロー



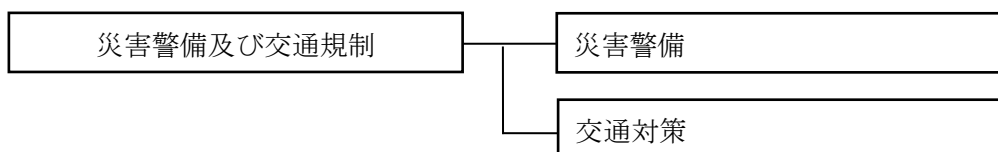
第19節 災害警備及び交通規制

企画振興課、都市建設課、県、警察、海上保安部

1 基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがあるときには、警察及び海上保安部は、町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕を行い、公共の安全と秩序の維持を図るものであり、町はこれに協力する。

【体系】



2 災害警備

(1) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

町災害対策本部は、警察及び海上保安部の警備本部と情報を交換し、警備活動に協力する。

(2) 災害警報等の通報伝達

町は災害警報等の伝達に関し、関係機関と協力して迅速に町民へ周知徹底させるように努める。

(3) 警察及び海上保安部の警備体制等（石川県地域防災計画より抜粋）

ア 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	気象情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき
警戒警備体制	台風圏が本県に接近した場合のほか、災害等により県内に相当の被害発生が予想されるとき
非常警備体制	風水害等の危険が切迫して大きな被害の発生が予測されるとき、または発生したとき

イ 警備本部

(ア) 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

(イ) 海上保安部

災害が発生したとき、または発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

ウ 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

エ 災害警備対策

(ア) 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に町民へ周知徹底させるように努める。

(イ) 通信の確保

- a 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。
- b 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

(ウ) 現場措置等

a 災害情報の収集	(a) 被害調査と報告・連絡 (b) その他関連情報の収集
b 防ぎよ作業への協力	(a) 事態が急を要すると認められるときは、率先して町の防ぎよ活動に協力する。 (b) 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する町民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りにあたる。
c 避難等の措置	(a) 町民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 (b) 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
d 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗犯や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、または警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と町民の不安の一扫に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
e 遺体の見分、検視及び取扱い	(a) 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 (b) 遺体の受取人がいないとき、または身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて町長に引き渡す。
f 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。
g 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関		交通規制の理由
道路管理者	県道 県	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき
	町道 町	2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき 3 道路の破損、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき

道路管理者と警察（公安委員会）、その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官または町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者またはその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害の発生したとき、または発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- b 知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- c 災害時において、交通に危険があると認められる場合または被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域または区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限する。
- d 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条第2項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設

置ることが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止または制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導にあたる。

(7) 規制標識

- a 道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る表示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止または制限の対象
- b 区間または区域
- c 期間
- d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車両の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(7) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第39条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事または公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事または公安委員会が行う。

特に地震災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県災害対策本部と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へまたは他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事または公安委員会が法定の標章

及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行う。標章及び確認証明書は、資料編第5章を参照する。

カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
 - ・ 停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
 - ・ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと
- 避難のために、車両は使用しない。

(2) 海上交通規制

海上保安部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとることになっており、町は、必要に応じてこれに協力する。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

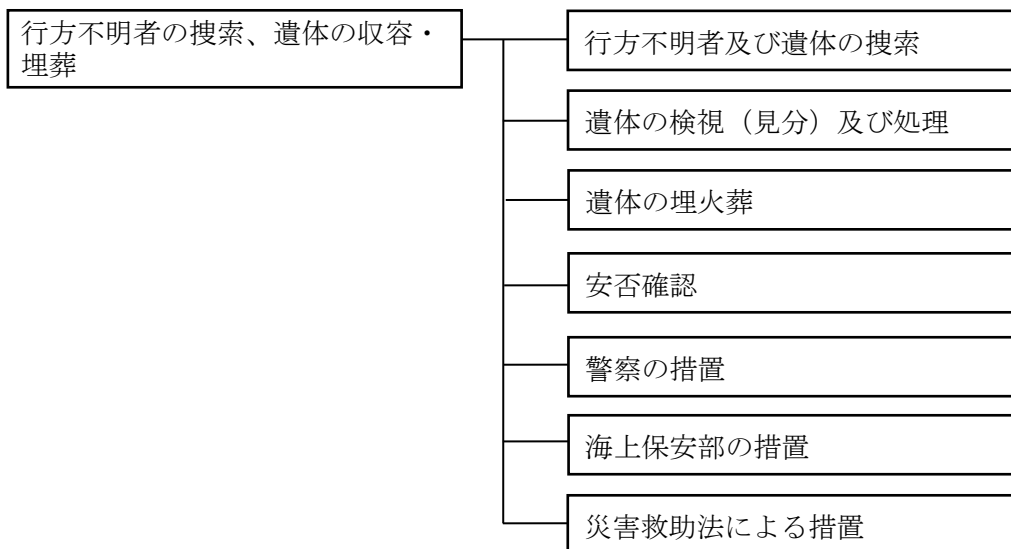
第20節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬

住民課、消防本部(署)、関係課、消防団、警察、海上保安部、関係機関

1 基本方針

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び收容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

【体系】



2 行方不明者及び遺体の搜索

町は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

(1) 対象

災害のため行方不明の状態にあり、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

ア 行方不明者の届出は、災害対策本部（住民班）で受理する。受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

イ 届出にあたっては、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等、必要事項を聴取して記録し、行方不明者名簿（統一様式）を整備する。

ウ 本部長は、届出に基づき消防機関に行方不明者の搜索を指示するとともに、警察官に出勤を要請し、地元関係者等の協力を得て行う。

エ 必要に応じ、重機その他機械器具を活用するとともに、人員に不足が生じたときは作業要員の雇用により活動を実施する。

オ 行方不明者が海上に流出したものと予想される場合には、知事を通じて、海上保安部、自衛隊、警察及び漂着が予想される関係市町に捜索を依頼する。

カ 捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

(4) 実施状況報告

ア 捜索活動現場責任者は、場所、時間、従事者、使用機械器具、作業の進行状況及び予定等必要事項を報告（日報）する。

イ 次の書類を整備する。

(ア) 捜索状況記録簿

(イ) 捜索用機械、器具、燃料受払簿

(ウ) 捜索関係支出証拠書類

3 遺体の検視（見分）及び処理

町は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

(1) 対象

災害時の混乱の際死亡した者で、遺族がない者、または遺族があっても埋火葬することが困難な者及び身元不明者

(2) 遺体の処理方法

ア 遺体の検視（見分）

災害の際死亡した者については、警察官が検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）または死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）により、海上保安官が海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）または海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警80号）によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、遺体を遺族または町長に引き渡す。

イ 遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療救護班が医師及び病院等の協力を得て行う。

ウ 医療救護班または医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒などの処理をする。

エ 検案を終えた遺体は、遺族等に引渡すが、身元不明の遺体は、身元を確認するため、警察に調査を依頼し、町が指定する安置所（寺院または町公共施設等）に一時保存する。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

(4) 実施状況報告

ア 担当責任者は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検案その他必要事項を報告（日報）する。

イ 次の書類を整備する。

- (ア) 遺体処理状況記録簿
- (イ) 遺体処理物資受払簿
- (ウ) 遺体処理台帳
- (エ) 遺体処理関係支出証拠書類

4 遺体の埋火葬

町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬にあたっては、町は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 対象者

災害時の混乱の際死亡した者で、遺族がない者、または遺族があっても埋火葬することが困難な者及び身元不明者

(2) 遺体の処理方法

ア 埋火葬の程度は、応急仮葬とし、埋葬または火葬で行う。

イ 棺、骨壺等、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

ウ 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。

エ 遺体多数により町内で火葬しきれない場合は、県または他自治体に応援を要請する。

また、棺等の葬祭用品が不足する場合や遺体の搬送に手が回らない場合は、県と石川県葬祭業協同組合による「災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定」に基づき協力を要請する。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

(4) 実施状況報告

ア 担当責任者は、埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費その他必要事項を文書（資料編様式50）にて災害対策本部に報告（日報）する。

イ 次の書類を整備する。

- (ア) 埋火葬実施状況記録簿
- (イ) 埋火葬物資受払簿
- (ウ) 埋火葬台帳
- (エ) 埋火葬関係支出証拠書類

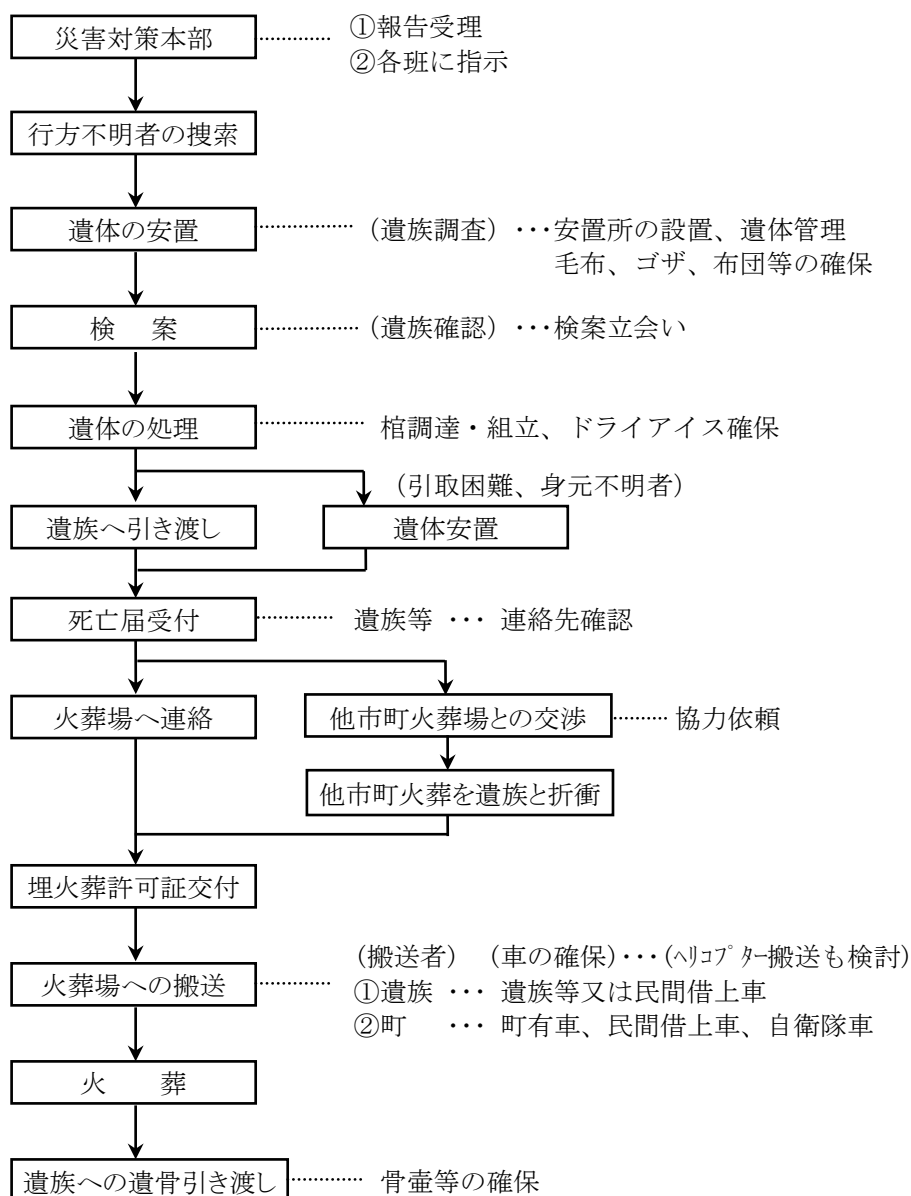
(5) 埋火葬許可証の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも埋火葬許可証を発行する。

(6) 埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

災害時火葬マニュアル



5 安否確認

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、町長と緊密に連携し、町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう町は、

県、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の捜索、または遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安部の措置

(1) 災害により周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、町長または知事と連絡を密にして、家族または町長に引き渡す。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第21節 ライフライン施設の応急対策

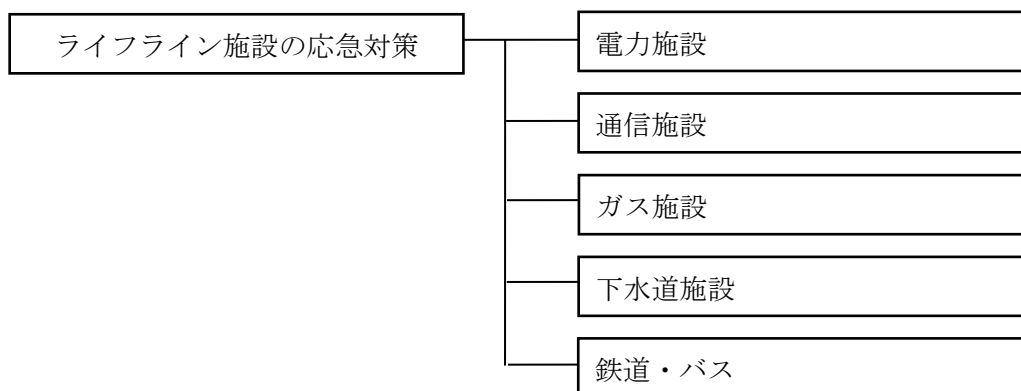
企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、北陸電力、NTT 西日本、ガス事業者、北陸鉄道

1 基本方針

電力施設、通信施設、下水道施設等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

【体系】



2 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部及び支部の設置

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、町民に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 県、町及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。また、応急工事終了後、通電再開にあたっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認のうえ行う。

(7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足または応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要因の応援等協力を求める。

(8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

3 通信施設

N T T西日本株式会社北陸支店は、同社防災業務計画に基づき、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、または異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難または途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等による疎通確保

エ 特設公衆電話の設置

オ その他必要な措置

(5) 応急復旧

N T T西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧にあたり、応援計画及び復旧順位等については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めるところにより、次のと

おりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合、全国的または北陸地域全体的規模による動員、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合は、NTT西日本関係事業所、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により、復旧を図る。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(6) その他、上記以外の事項については、NTT西日本等が定める防災業務計画の定めるところによる。

4 ガス施設

ガス施設（以下「ガス施設」という。）に被害が生じた場合、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため、速やかに応急措置を行う。

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 応急処置

あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給を停止し、二次災害の防止を図る。

(3) 広報活動

災害発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(4) 資機材の確保

あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制等を整備しておく。

(5) 復旧対策

応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。

(6) 応援体制

大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

(7) 早期供給

ガス事業者は、使用者の施設、設備の安全確認を実施し、または実施の協力をして、安全と確認された場合は早期に供給を図る。

5 下水道施設

町は、次の措置を講ずる。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

下水道管理者は、人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査等の被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

下水道管理者は、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的被害につながる二次災害の防止並びに緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水、地震等の二次災害の防止に努める。

また、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被害の状況に応じて漏水箇所の止水、流入・放流管の補修、機器の応急修理、仮設配管の布設など機能回復のための応急復旧工事を系列的に実施するとともに、バキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるなど、衛生管理に十分配慮して復旧する。

管路施設については、マンホールと道路の段差、道路の亀裂箇所等への安全柵、標識等の設置や周辺施設への浸水防止などの緊急措置を実施するとともに、排除に支障のある箇所及び道路陥没等二次災害のおそれのある箇所その他緊急を要する箇所について、管内、マンホール内の土砂の浚渫、仮管梁の設置などの応急復旧工事を実施する。

家庭等が管理する排水設備については、町内の下水道排水設備等工事指定業者に協力を求めて、次の対応をとる。

ア 相談窓口を設置し、修理等の相談・紹介を行い、迅速な復旧を促進する。

イ 緊急修繕班を編成し、避難所等のトイレのつまり、宅内ますの溢水等の緊急修繕を行う。

(7) 広報活動

地震発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状

況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

風水害等による被害が甚大で、町だけでの早期復旧が困難である場合は、次により応援の要請を行う。

ア 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」に基づく支援の要請（資料編第2章参照）

石川県下水道対策本部（石川県土木部都市計画課生活排水対策室）に支援の要請を行う。要請は電話でその旨を伝え、「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」別紙3「支援要請書」を提出する。

	電話番号	F A X 番号
石川県土木部 都市計画課 生活排水対策室 地域排水G	(一般加入回線) 076-225-1493	(一般加入回線) 076-225-1760 (地域衛星通信) 1ポース 111-6777
	(地域衛星通信) 外線 1-111-5235	
	外線 1-111-5236	
	外線 1-111-5237	
	外線 1-111-5238	

イ 災害相互応援協定締結市町への応援要請

6 鉄道・バス

鉄道・バス事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

ア 乗客に災害情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保等の措置を講ずる。また、利用者等への情報提供を迅速かつ的確に行う。

(2) 応急復旧

ア 被災状況の把握に努め、安全を確認した後、運転を再開する。

イ 迅速な応急復旧を実施するとともに、復旧状況について広報する。

第2.2節 公共土木施設等の応急対策

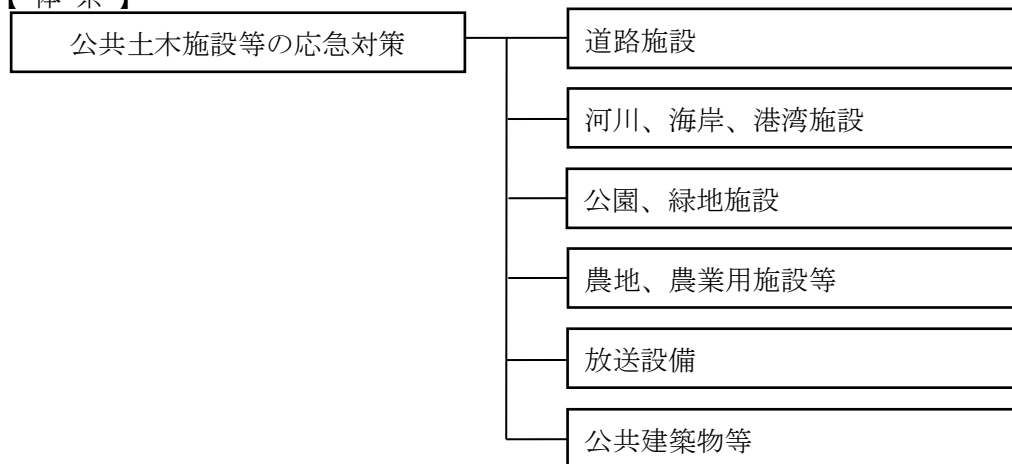
企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、県、関係機関

1 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、放送設備等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

【体系】



2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者または公安委員会は、被災した道路の橋梁、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、町民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。（本章第26節「障害物の除去」参照）

3 河川、海岸、港湾施設

(1) 応急措置

ア 町及び海上保安部等は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

イ 水防計画等に基づき、町等の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

施設の管理者及び海上保安部等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

イ 緊急海上輸送の支援

ウ 水防上危険であると思われる箇所の水防活動の実施

4 公園、緑地施設

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難場所、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

5 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて町民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

6 放送設備

(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

7 公共建築物等

町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の

緊急救護所、避難施設となる学校、公民館等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

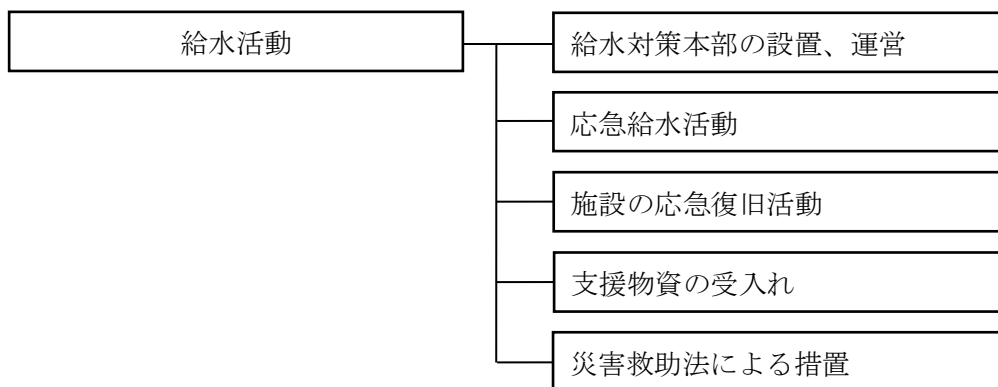
第23節 給水活動

都市建設課、関係課、自主防災組織

1 基本方針

災害により水道施設が断水し、または汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、水道事業者は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

【体系】



2 給水対策本部の設置、運営

町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部等の関係機関と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、町（水道事業者）は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

(1) 動員及び給水用資機材の配備

ア 動員計画に基づき作業員や技術者を速やかに配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 内灘管工事組合との協定（平成20年6月20日締結）により、組合に対し、復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、町及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 応急給水計画を策定する。

(2) 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては給水所を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

(3) 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} / \text{日}$	概ね 1 km	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から4日～10日まで (さらに炊事、洗濯等に必要な水量)	20 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} / \text{日}$	概ね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から11日～21日まで (さらに最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} / \text{日}$	概ね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から22日～28日まで (通常の給水量の供給)	約 250 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}} / \text{日}$	概ね 10m	仮配管からの各戸共用栓

(4) 町が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。なお、要請に際しては、町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- 給水に必要なとする人員数
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(5) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、町の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等町の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、町は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 町民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の破損状況、漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 町が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあつせんを要請する。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(4) 被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合または被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止または減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 支援物資の受入れ

水の支援の受入については、本章第25節「生活必需品の供給」による。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

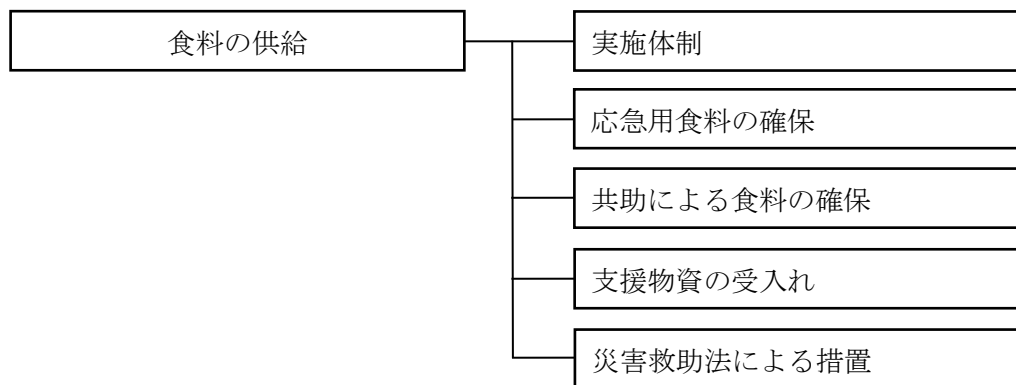
第24節 食料の供給

総務課、税務課、文化スポーツ課

1 基本方針

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。特に、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

【体系】



2 実施体制

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 応急用食料の確保

(1) 町備蓄食料

災害発生当初は、町が備蓄する食料を使用する。

(2) 災害救助用米穀の引渡し要請

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡しを要請する。

(3) おにぎり・パン等の要請

災害の程度により炊出しができず、おにぎり等の配給が必要な場合は、直ちに県に要請する。

(4) 協定等に基づく要請

町は協定を締結した次の協定先に食料品の供給に関し協力を要請する。

協定名	協定先	締結年月日
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	マックスバリュ北陸株式会社	2011年10月1日
災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープいしかわ	2013年10月2日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	2021年6月18日

県が締結している「災害時における必需物資の供給に関する協定」による食料品の供給が必要な場合は、県に要請する。

(5) 副食及び調味料の確保

ア 町は、県に必要な食料を要請する。

イ 町は食料等の供給協定等により、被災者へ提供できるよう努める。

ウ 町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

(ア) 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

(イ) 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に規定）等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

(ウ) 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

4 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

5 支援物資の受入れ

食料の支援の受入については、本章第23節「生活必需品の供給」による。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

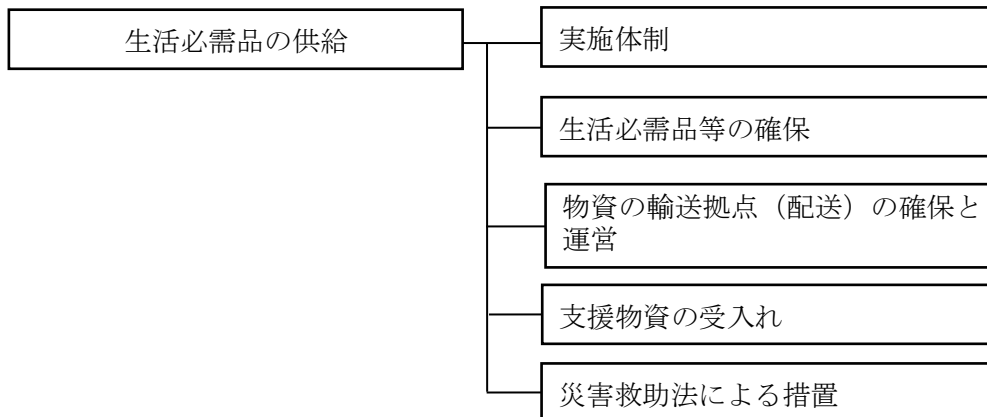
第25節 生活必需品の供給

総務課、税務課、文化スポーツ課

1 基本方針

町は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

【体系】



2 実施体制

町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

町が自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに

配慮する。

(2) 情報の提供

町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 町は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置個所数を決定する。

(2) 町は、あらかじめ新物資システム（B-P L o）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

(4) 町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 支援物資の受入れ

(1) 支援物資の要請

災害発生により生活必需物資、水及び食料が不足すると判断した場合には、県、国及び他の自治体等に応援を要請するほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて全国へ支援物資の要請を行う。

また、県が締結している「災害時における生活必需品の供給に関する協定」についても県に要請する。

支援物資の要請を行う場合は、受入れを希望するもの、希望しないものを早期に把握し、必要とする物資の内容、量、送付方法等について適時的確に情報を提供するとともに、受付窓口の開設など適切な広報活動を行う。

また、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを決定し、報道機関を通じて全国へ公表する。

(2) 支援物資の受付

ア 支援の申出を受けたときは、申出者、受付時間、受付担当者、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発時間、到着時間、配送先などの受付リストを作成し、配送先責任者に確認、伝達する。

イ 支援物資のうち、被災者ニーズに合わないもの、仕分け作業が困難なもの、長期保存が困難なものなどは受入れない。

ウ 避難所や医療機関等からの需要（ニーズ）情報及び支援物資の受付・集積・配分情報を集中管理し、支援物資の迅速かつ効率的な管理、配分を行う。

(3) 支援物資の集積・配分

ア 支援物資の集積拠点（救援物資集配センター）

支援物資の集積拠点は、陸上・海上・航空輸送手段を考慮し、次の施設を指定する。

■支援物資集積拠点

集積拠点	所在地	航空手段(臨時ヘリポート)	備考
内灘町役場 町民ホール	内灘町字大学1丁目2番地1	蓮湖渚公園	

イ 自治体、民間からの支援物資については、支援物資集積拠点で水、食料及び他の物資に仕分けし、受入・搬出数量等を管理し、避難所や医療機関等からの情報に応じて配分する。なお、災害状況及び支援物資の内容等に応じて、輸送可能な場合は、直接、避難所や医療機関等への配送を指示することができる。

■生活必需品の内容

○寝具…就寝に必要な毛布、布団等
○被服…普通着、作業着、婦人服、子供服、肌着類（新品）等
○身の回り品…タオル、雨具、靴類等
○炊事用品…鍋、包丁、バケツ、ガス器具類等
○食器類…箸、コップ、皿、ほ乳びん、缶切り等
○日用品…歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、生理用品、紙おむつ、トイレットペーパー、ちり紙等
○光熱材料…使い捨てライター、ロウソク、カセットコンロ、薪等
○冷暖房用品…使い捨てカイロ、ストーブ、扇風機等
※1週間目以降：被災者の精神安定とストレス発散のための娯楽品 (例：書籍、ゲーム類、スポーツ用品、音楽CD等)

ウ 支援物資には、現金・金券、腐敗物などが混載されている可能性があることから、早急に義援金としての処理や物資の仕分け作業を行う。

エ 支援物資の内容の確認、仕分け等には町職員を動員するほか、物流の専門家・企業等の協力を得て効率的な作業を行い、さらに航空輸送の自衛隊及び石川県消防防災ヘリコプターの協力やボランティアの支援を得る。

(4) 配送

本部が所管する車両で対応することが困難な場合には、民間等が所有する車両による配送協力を要請する。

ア 運送業者、宅配業者等との協力協定の締結の推進

イ 自主防災組織及びボランティアの協力

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

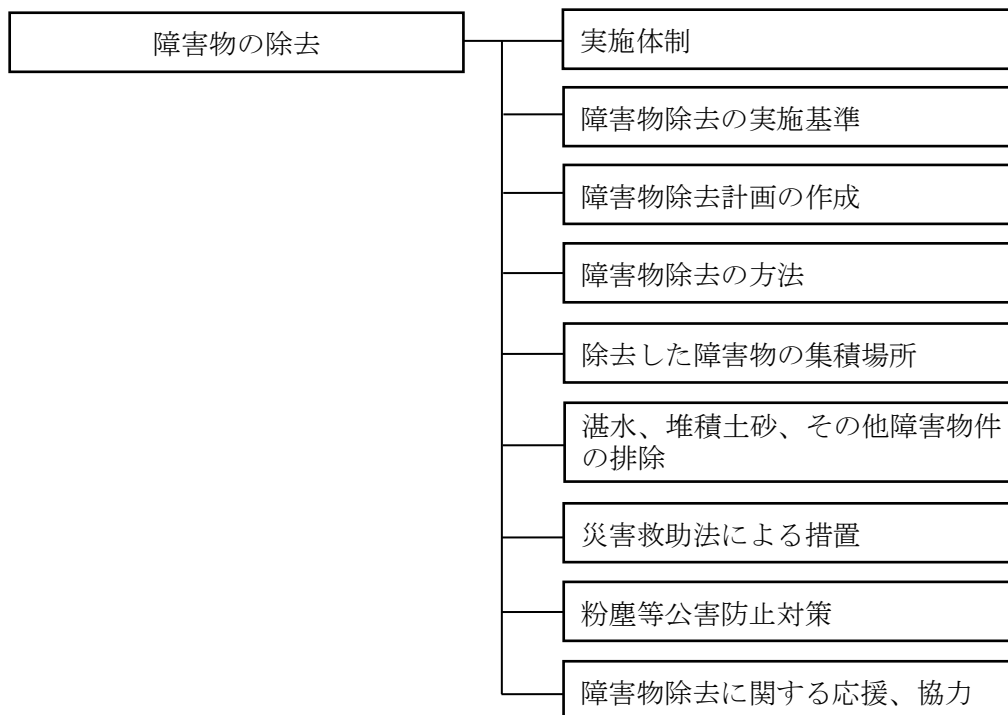
第26節 障害物の除去

企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、各関係機関で情報を共有しながら、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

【体系】



2 実施体制

- (1) 道路、河川、港湾等の管理者

町の協力を得て、障害物を除去する。

- (2) 町長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川及び港湾等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、概ね次の場合に実施する。

- (1) 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき

4 障害物除去計画の作成

町は、道路、河川及び港湾等の各施設管理者等と相互に連携をとりながら、処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類または量を調査させるとともに、処理期間を考慮した計画を作成する。

5 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施を止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、概ね次の場所に廃棄または保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地または空地、その他廃棄に適切な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応した適切な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

(1) 湛水排除

町の地域内における宅地または農地の広範囲にわたる湛水は、町または関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が町の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、町が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

10 障害物除去に関する応援、協力

障害物の除去について、町が自らの体制では困難な場合は、近隣市町に協力要請を行う。

第27節 輸送手段の確保

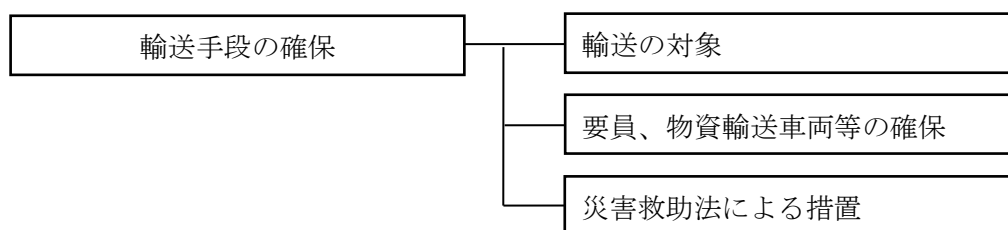
総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課、関係機関

1 基本方針

町、県及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するにあたり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、町は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

【体系】



2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 鉄道輸送

要員、物資復旧資材、救援物資等の緊急輸送を鉄道輸送により行う場合は、北陸鉄道株式会社を通じて実施する。

鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の要請に応じて緊急輸送業務を行う。

緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて特別列車または列車の迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のための臨機の措置を講ずる。

緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、石川県防災会議またはその指定する機関と協議して、県内の災害応急対策が円滑に実施されるよう配慮する。

(2) 陸路輸送

災害対策要員や救援物資復旧資材、救援物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、自動車運送業者等との契約により、あるいは車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、または制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止または制限を要請する。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事または公安委員会が発行する標章及び証明書の交付を受け、掲示または携行する。

(3) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約または船舶等の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

(4) 航空輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、県に対し、航空機による輸送を要請する。町内のヘリポート適地は資料編第5章による。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第28節 心のケア活動

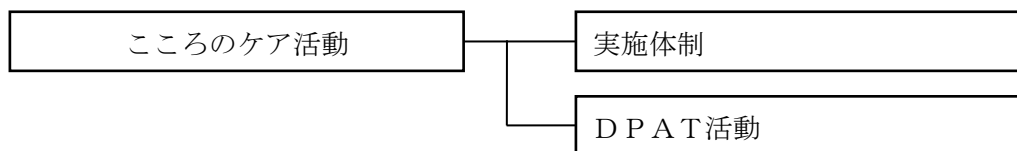
保険年金課、福祉課、県、関係機関

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、町は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

【体系】



2 実施体制

町は、障害者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

3 DPAT活動

(1) 被災地での精神科医療の提供

精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。

(2) 被災地での精神保健活動への専門的支援

災害のストレスによる心身の不調をきたした町民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。

(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）

外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。

(4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援

支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。

(5) 精神保健医療に関する普及啓発

被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や町民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

第29節 防疫、保健衛生活動

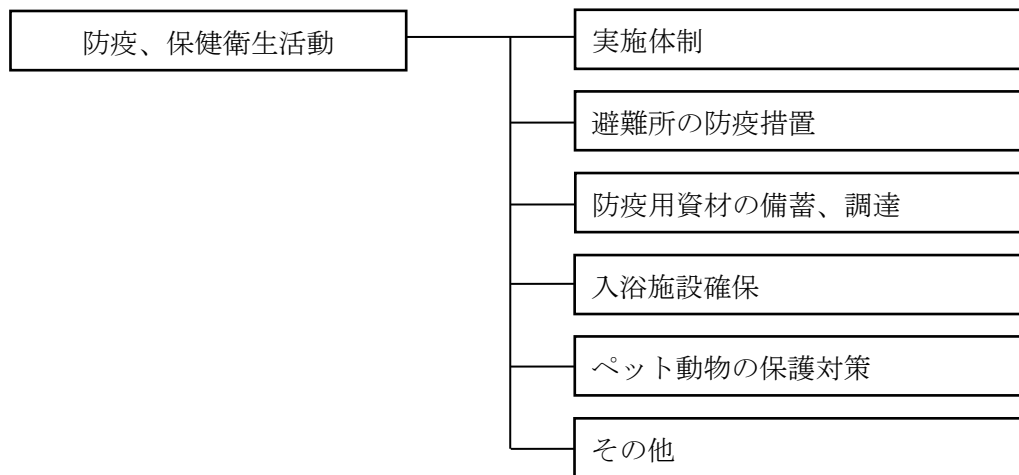
住民課、保険年金課、関係課、関係機関

1 基本方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

【体系】



2 実施体制

- (1) 町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成し、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。
- (2) 町は、防疫活動の状況を県に報告する。
- (3) 町は、防疫活動の実施にあたって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) 町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。
- (5) 県は、町の要請により、防疫、保健衛生関係職員を派遣する。状況により、検病調査班及び食品衛生指導班を編成し、避難所等の衛生状態や被災者の健康状態を調査及び指導を行う。
- (6) 避難生活が長引く場合、町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり感染症発生の原因となるおそれがあるので、町は、県の指導・調整のもと、必要な防疫・

保健衛生活動を実施する。

町は、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

4 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 町は、防疫用資材の備蓄に努める。防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 入浴施設確保対策

災害規模が大きく、水道・ガスのライフラインの復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ入浴施設の確保対策を講じ、広報に努める。

(1) 公共施設の入浴場の再開

公共施設入浴場を再開し、入浴環境を確保する。

(2) 一般公衆入浴場の再開

一般公衆入浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。

(3) 自衛隊による支援

自衛隊の保有する野営用風呂施設による入浴支援を受ける。

(4) 民間施設の開放

民間施設内の入浴施設について、一般開放を要請する。

(5) その他

なおかつ入浴施設が不足するときは、避難所での仮設入浴施設の設置やプール等の転用を検討する。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。

ア 飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。

ア 負傷または放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

7 その他

避難生活が長引く場合、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

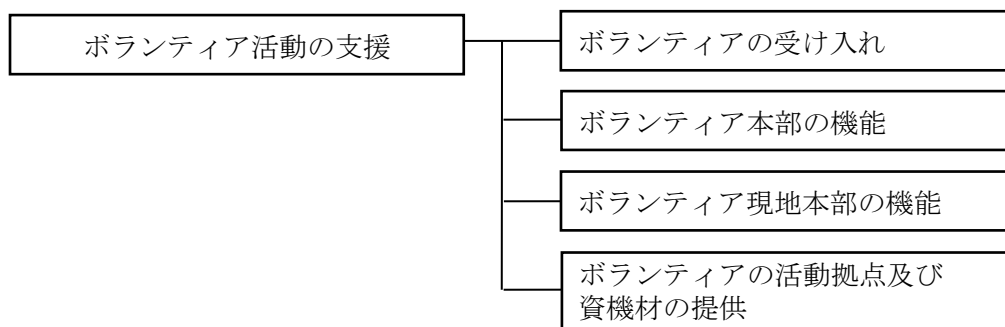
第30節 ボランティア活動の支援

子育て支援課、社会福祉協議会、関係機関

1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町及び県は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、被災地域のボランティアニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑にかつ効果的に行われるよう支援に努める。

【体系】



2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したとき、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応し、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う、災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

(2) ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたとき、町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、県、町及び町社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配

慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア本部の機能

(1) 情報収集及び情報提供

ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況、被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの募集及び誘導

県災害対策本部またはボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、町担当部局は県担当部局や関係機関と連携して、その効果的な活用を図る。

業務区分	町担当部局	県担当部局
アマチュア無線通信業務	総務対策部	危機管理部局
傷病人の応急手当て等医療看護業務	町民福祉対策部	健康福祉部局
被災建築物の応急危険度判定業務 及び被災宅地の危険度判定業務	都市整備対策部	土木部局
通訳業務	教育対策部	観光部局
その他専門的な技術、知識を要する業務	総務対策部	生活環境部局等
その他の業務	総務対策部	生活環境部局等

(3) ボランティア活動保険の集約、加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

(4) ボランティア支援物資の提供

ボランティア現地本部から県民ボランティアセンターが備蓄しているボランティア支援物資の提供の要求があったときは、速やかに対応する。

4 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

県現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本

部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応じる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的にを行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

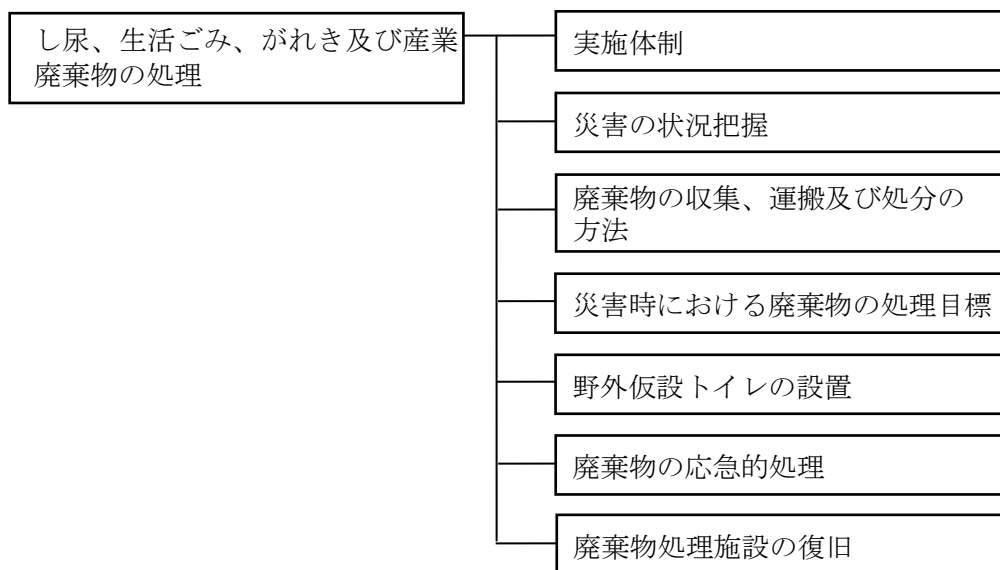
第3 1 節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

住民課、関係機関

1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ(粗大ごみも含む。)及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

【 体 系 】



2 実施体制

(1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

イ 町は、「石川県災害廃棄物処理指針(平成18年3月)」及び「市町災害廃棄物処理業務マニュアル(平成18年3月)」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、河北郡市広域事務組合と協議の上、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

3 災害の状況把握

町は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

町長は、委託によりし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬を実施し、河北郡市広域事務組合の処理施設を活用し、処理する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、または現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理施設で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 災害時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

町長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、概ね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」及び「市町災害廃棄物処理業務マニュアル」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量1.34リットル／人・日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 1,012g／人・日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②町民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.41トン／㎡

火事残渣がれき発生量 60トン／棟

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

町は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置にあたっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖にあたっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

町は、概ね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要であり、発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、これらを一時的に保管するがれき置き場をあらかじめ確保する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別を進めるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋

立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。

なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

(8) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰またはクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

町等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第3 2 節 住宅の応急対策

都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課、県、関係機関

1 基本方針

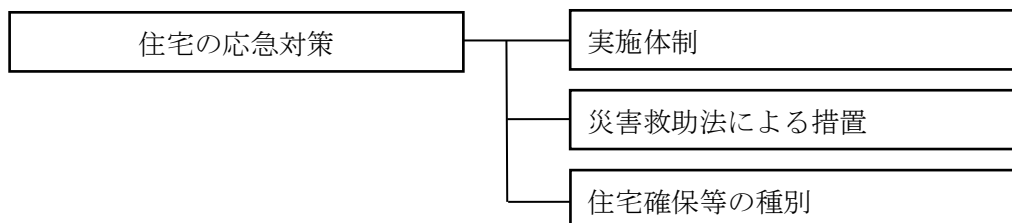
町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び町が連携して実施する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

【 体 系 】



2 実施体制

(1) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定士等の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、町長が実施するが、災害救助法が適用されたときは知事が実施する。知事から委任されたときまたは知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

町及び県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活

者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等に努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者に対する住宅相談所の開設

町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(4) 町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失いまたは破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における町民の対策については、本章第12節「避難誘導」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、借間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎を借上げる。
		(2) 社会福祉施設への入居	県、町または社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所を行う。
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
(2) 一般公営住宅の建設		一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築または補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは町）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県または町が除去する。	

- (注) ①対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ②「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流出した世帯を対象とする。
- ③「住宅の修繕」のうち、2（1）の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④「障害物の除去等」は、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

第33節 文教対策

学校教育課、文化スポーツ課、関係機関

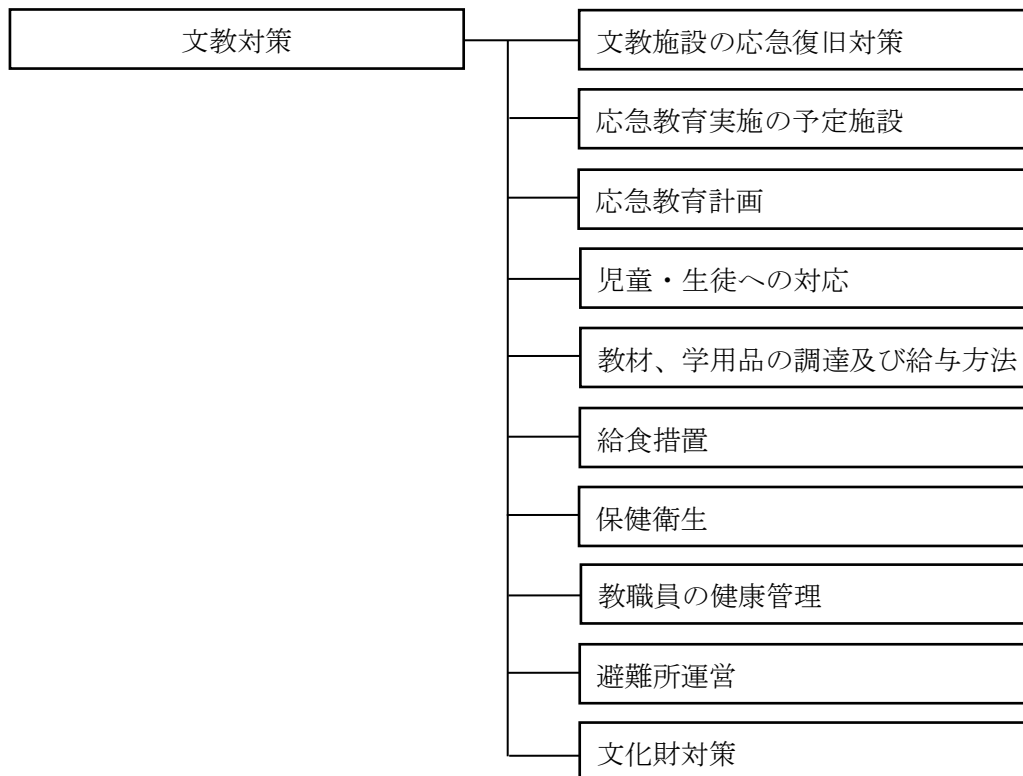
1 基本方針

町教育委員会は、町立学校の児童、生徒、教職員及び町立学校施設、その他町の文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童・生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、県及び町の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

【体系】



2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度によりまたは学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、概ね次

により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、町民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災し、または地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努める。

- (1) 児童、生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、リモート、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
- (6) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舍をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

5 児童・生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童・生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をす

る。

(2) 登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童・生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童・生徒の健康管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童・生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法について、町教育委員会及び学校は計画の策定に努める。

なお、災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

7 給食措置

(1) 児童・生徒の対策

町は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

町は、被害を受けた物資の状況について各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、財団法人石川県学校給食会に対して物資の手配等を指導する。

8 保健衛生

学校施設の保健管理及び環境衛生については、県教育委員会及び県健康福祉部の指導に従う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、県健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を県健康福祉部局の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、県健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

9 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーシ

ョンや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

10 避難所運営

町は、学校施設が避難所となった場合は、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織及び避難者とともに、円滑な避難所運営を行う。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童・生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

11 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から町内の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者または管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者または管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果について町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会または町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

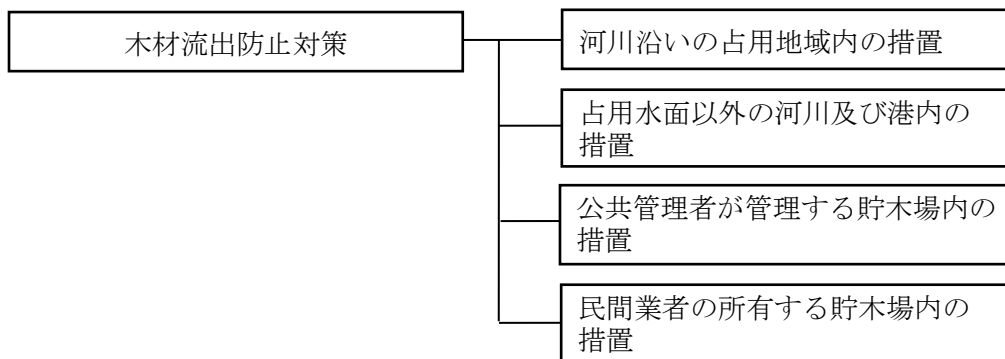
第3 4 節 木材流出防止対策

都市建設課、県、関係機関

1 基本方針

災害時における木材の流出による被害が甚大であることから、木材所有者、荷役業者（取扱い業者）及び施設管理者は、流出防止のための緊縛等を実施し、木材流出に伴う被害を最小限にとどめる。

【体系】



2 河川沿いの占用地域内の措置

河川沿いの占用地域等に、木材所有者または取扱い業者が係留する木材については、当該水面管理者の指示のもとに、流出防止のための緊縛及び取網を強化し、関係団体等の代表者が厳重に警戒を行う。

3 占用水面以外の河川及び港内の措置

占用水面以外の河川に仮設置中の木材は、当該水面管理者の指示のもとに、荷役業者（取扱い業者）及び木材所有者として貯木場、土場等に収容する等木材の流出防止に万全の措置を講じ、関係団体等の代表者が厳重に警戒する。

4 公共管理者が管理する貯木場内の措置

公共管理者が管理する貯木場については、利用者に対して筏を整理し、緊縛し、ロープ及びワイヤー等で取網を強化するなど筏の混乱、流散を防止する措置を要請するとともに、入口には網場を厳重に張り廻して外海との遮断を行う。

5 民間業者の所有する貯木場内の措置

民間業者の所有する貯木場については、所有者自身の責任において、本節3「占用水面以外の河川及び港内の措置」に準じて木材の流出防止についての万全の措置を講ずる。

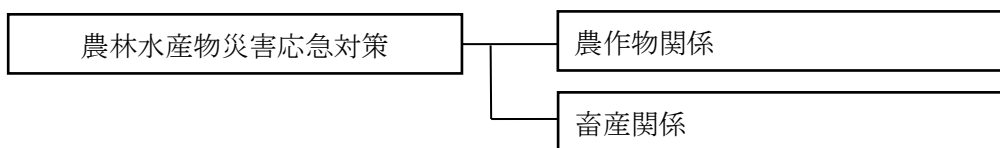
第35節 農林水産物災害応急対策

企画振興課、県、関係機関

1 基本方針

町及び県は、災害から農畜産物被害を防止し、または被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

【体系】



2 農作物関係

(1) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、町長は県に被災地向け改植用苗の補給を要請する等、水稲の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稲の病虫害防除の対策は、次による。

ア 防除の実施

町は県の指示により、病虫害防除を実施する。

イ 防除の指導

特に必要があると認めるときは、県による病虫害防除の特別指導を受ける。

ウ 防除器具の確保

町は、防除器具を整備し、必要に応じて、緊急防除の実施に際して集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、県が被災地区の家畜及び畜舎等に対して実施する次の防疫措置について、町は、農業協同組合、農業共済組合及び獣医師会等とともに協力する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者または管理者が法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、焼却または埋却する。

イ 被害家畜に対する措置

家畜の伝染性疾病が発生するおそれがある場合は、県が防疫班を被災地に派遣し、必要な措置を実施する。

ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、県が家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

エ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、町長の要請により、県が家畜診療班を被災地に派遣し、災害等による疾病の診療にあたる。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、町は、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等についての計画の策定に努める。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、町は県に要請して、政府所有の飼料穀物の放出を受けるほか、他飼料業者による必要数量の確保及び供給についてあっせんを受ける。

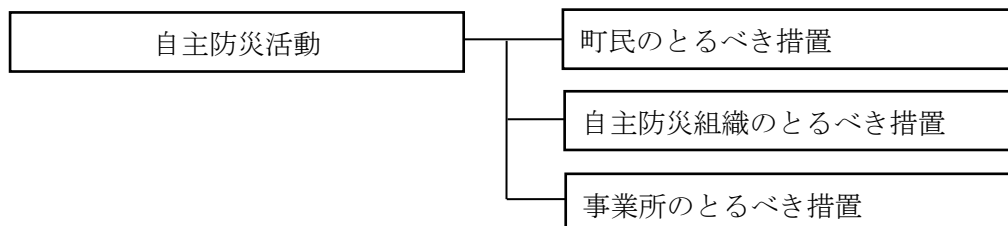
第36節 自主防災活動

自主防災組織、消防本部(署)、消防団、関係機関

1 基本方針

災害時において、町民、自主防災組織及び事業所がとるべき活動について定める。

【体系】



2 町民のとりべき措置

町民は、「自らの安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- (1) 身の安全の確保
- (2) ラジオ、テレビや防災関係機関の防災行政無線等による正確な情報の把握
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動
- (4) 近隣相互のたすけあい精神による救出、救護活動
- (5) 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛）
- (6) 児童、生徒が登校、登園している場合は、学校、幼稚園（舎）、保育所（園）との打合せ事項により、連携対応をとる。
- (7) 自力による生活手段の確保

3 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織は、「自らの地域は自らで守ろう」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、町や消防機関、防災関係機関と連携協力した活動を行う。以下、その概要を掲げる。

(1) 自主防災組織の活動拠点

自主防災組織は、町内会単位での組織編成を進めており、各自主防災組織の活動拠点は、避難所として指定する公共施設に設置する。

(2) 情報の収集及び伝達

ア 地域における災害の被害状況（人的被害、建物被害、浸水、がけ崩れ等の概略的状況）を早期に把握収集し、直ちに防災関係機関に対し通報するとともに、必要な場合には防災関係機関に災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。

イ ラジオ、テレビ及び防災行政無線等多様な手段により、防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(3) 出火防止及び初期消火

- ア 災害が発生した場合、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- イ 使用している火を直ちに消すよう拡声器等により周知徹底する。
- ウ 地域内に火災が発生した場合は、直ちに出勤し、消火活動にあたる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- エ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- オ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- カ 地域内に事業所等の自衛消防隊がある場合は、協力して消火活動にあたる。

(4) 避難誘導

- ア 自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、また、要支援者名簿を活用し、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。
- イ 避難に際して不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障害のある人、外国人、社会福祉施設入所者などの要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(5) 救出救護

- ア 自主防災組織は、救出用資機材を活用して、地域における組織的な救助活動に努める。
- イ 自主救出が困難と認める場合には、直ちに消防、警察、海上保安部等に通報し、早期救出を図る。
- ウ 救出活動を行うときは、町災害対策本部、消防、警察、海上保安部等と連携をとり、その指揮に従う。
- エ 軽症者については可能な限り応急措置を行い、措置できない者については医療救護所や救護病院に搬送する。

(6) 給食・給水

防災倉庫等に備蓄してある釜、鍋、燃料等を活用して自主的な給食、給水活動を行うとともに、防災機関が行う給食・給水活動に協力し、組織的に整然と避難住民に配給ができるよう活動する。

(7) 避難所を開設した時の避難生活の運営管理協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織の代表者は、他の自主防災組織や町派遣職員、学校等施設管理者、ボランティア等と協力して、管理運営する。

(8) その他のコミュニティ活動

救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合い、義援金募集、広報、まちづくり活動など多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

4 事業所のとるべき措置

事業所は、利用者、従業員等の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- (1) 自衛防災組織の迅速な編成、出動
- (2) 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- (3) 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- (4) 顧客等の安全を確保する適切な避難誘導行動
(高齢者・障害のある人等要配慮者への配慮、車両等の利用自粛)
- (5) 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- (6) 事業所としてできる経済社会安定活動
- (7) 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動

第3章 その他災害対策計画

第1節 除雪・雪害対策計画

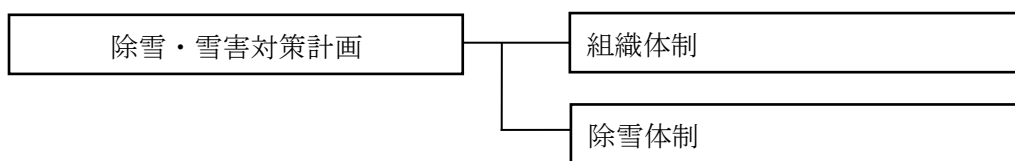
都市建設課、企画振興課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部（署）、関係課

1 基本方針

冬期積雪時において通勤・通学等、町民生活に支障をきたさないよう、管内町道の交通を確保するため、道路の迅速かつ適切な除雪作業を実施し、雪害防止に万全を期する。

なお、除雪対策の詳細は、別に定める「内灘町道路除雪計画書」による。

【体系】



2 組織体制

(1) 道路除雪対策会議

町長は、毎年降雪期前に関係機関及び諸団体と除雪の具体的対策を協議するため、「道路除雪対策会議」を開催する。

(2) 除雪作業本部

ア 道路除雪を実施するため、「除雪作業本部」を地域再建整備課に設置する。設置期間は、12月1日から翌年の3月31日までとする。

除雪作業本部は以下の構成とする。

■除雪作業本部

本部長	都市整備部長
副本部長	復旧復興推進部長
班長	地域再建整備課長 復興まちづくり推進課長 復興まちづくり推進課担当課長
部員	地域再建整備課員 復興まちづくり推進課員

(3) 雪害対策本部

ア 次のいずれかの場合、庁舎内に「雪害対策本部」を設置する。

(ア) 大雪特別警報が発表され、積雪量が50cmを超え、引き続き積雪が予想されるとき

(イ) 町長が気象状況等により必要と認めるとき

■雪害対策本部

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
班長	総務部長、都市整備部長、教育部長、町民福祉部長、消防長、石川県土木部派遣職員（連絡調整員）

イ 雪害対策本部が設置されたときには、除雪作業本部はその指揮下に入る。

ウ 積雪の深さが50cmより減じるなど、雪害の危険が解消したとき、雪害対策本部は解散する。

(4) 災害対策本部

ア 次の場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めるとき

(イ) 雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき

(ウ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき

イ 災害対策本部が設置された場合、雪害対策本部は解散するが、除雪作業本部は引き続き除雪作業を中心に応急対策を行う。

ウ 災害対策本部が設置されたとき、全職員は直ちに登庁し各応急対策にあたる。

3 除雪体制

(1) 除雪体制

除雪体制は次の四体制とする。

■除排雪作業体制

配備体制	降積雪の状況	作業内容
平常体制	積雪量が10cm～15cmに達し、幹線道路等の交通に支障をきたすとき	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集 道路パトロールの実施 一次路線の除雪
注意体制	大雪注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 二次路線の一斉除雪の準備
警戒体制	大雪警報が発表され、降雪が続き、積雪量が15cm～30cmに達する状況となったとき	<ul style="list-style-type: none"> 二次路線の一斉除雪 臨時雪捨場の確保 排雪作業の準備 作業体制の強化
緊急体制	大雪特別警報が発表され、積雪量が50cmを超え、引き続き積雪が予想される時	<ul style="list-style-type: none"> 雪害対策本部の設置 排雪作業の実施

(2) 除雪路線

管内町道の内、車両交通量や地域連絡道路、地区内主要道路等、それぞれの重要度を総合的に勘案し、一時路線から順次除雪するものとして、次のとおり区分する。

- ア 一次路線・・・以下の幅員確保を原則とする
 - ・幹線道路・・・・・・・・・・・・・・ 2車線
 - ・準幹線道路（特に重要な路線）・・・・・・ 2車線
 - ・コミュニティバス路線・・・・・・・・・・・・ 1車線
 - ・地区内主要道路・・・・・・・・・・・・・・ 1車線
 - ・一般県道高松内灘線（医科大坂）・・・・・・ 2車線

（町道幹11号内灘海浜線と除雪作業を振替）

- イ 二次路線・・・1車線以上の幅員確保を原則とし、適宜待避所を設ける
 - ・一次路線以外の町道（機械除雪が可能な幅員を有する町道）

(3) 総合雪害対策

ア 交通安全対策

路上駐車禁止、降雪時の二輪車・自転車利用の自粛、雪下ろし等による交通障害防止、路上でのスキーなど危険な遊びの防止など、道路交通安全対策の啓発普及の推進

イ 消防救急対策

- (ア) 火災予防、防火思想の啓発
- (イ) 消防水利及び不特定多数利用施設の避難口付近等の除雪の励行
- (ウ) 消防救急体制の整備

ウ 要配慮者・社会福祉対策

- (ア) 要配慮者の安否確認、生活相談・支援
- (イ) 社会福祉施設等の管理保全、防災対策

エ 医療救護対策

急病人の搬送、治療等の医療救護体制の確保

オ 食料・生活物資確保対策

- (ア) 米、生鮮野菜等の食料品及び燃料等の生活物資などの確保
- (イ) 広域的な物資供給体制の整備

カ 経済・農業対策

- (ア) 原材料等産業物資の確保・輸送
- (イ) 中小企業者、農業者等に対する金融対策
- (ウ) 農畜産物の生産指導、生産減少防止及び被害軽減対策等

キ 教育対策

- (ア) 通学道路の確保、集団登下校、臨時休校、授業打ち切りなど児童・生徒等の危険防止対策
- (イ) 学校施設の保全

ク その他

ごみ・し尿処理、給水対策など

(4) 町民等の協力

町民及び関係団体の協力より次のとおり行う。

- ア 歩道及び地下道出入口の除雪
- イ 通学路の除雪

- ウ 降積雪時は管内道路に車両を駐車しないこと
- エ 降雪が続き、屋根の雪おろしが必要となった場合の町からの要請による一斉雪おろし
- オ 雪害の危険がなくなった場合において、除排雪を円滑かつ確実に実施するため、祝休日に、町民除雪デーを設け、町民総出で除排雪を行う。

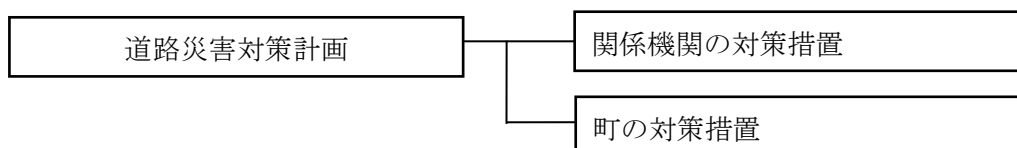
第2節 道路災害対策計画

総務課、企画振興課、都市建設課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、消防本部（署）、関係課、県、警察

1 基本方針

道路施設の被災または自動車専用道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、町民の生命、財産の安全を確保するため、各種の予防、応急対策を実施する。

【体系】



2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

道路管理者、県、警察、町、消防機関

(2) 応急対策

ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。

イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。

ウ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

(3) 災害予防対策

道路管理者は、道路交通事故の発生を未然に防止し、被害を軽減するため、必要な災害予防対策を実施する。

ア 橋梁等の道路施設の点検体制を強化し、施設の現況と気象情報の把握に努め、施設の安全確保のための計画整備を進める。

イ 施設の異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策を実施するとともに、道路利用者に情報を迅速に提供する。

ウ 災害発生時に速やかな災害応急対策を実施するため、資機材の整備に努める。

エ 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制の整備に努める。

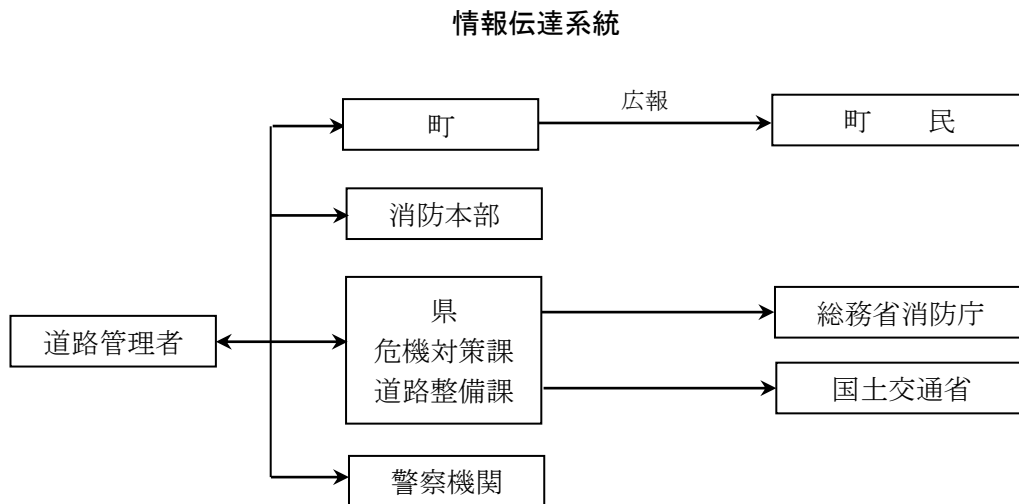
オ 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関の連携等について周知徹底を図り、体制の改善等必要な措置を講ずる。

カ 道路利用者に道路交通事故時の対応等防災知識の啓発普及を行う。

3 町の対策措置

(1) 情報の収集伝達

町及び消防本部は、道路管理者等から大規模道路交通事故が発生し、または発生するおそれがある旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、応急対策の調整等を行う。



(2) 災害広報

大規模道路交通事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、道路利用者、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、防災行政無線及び広報用車両等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

道路管理者、県、警察、町

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- a 道路交通事故の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関または広報用車両等により、次の事項について広報を実施する。

- a 道路交通事故の状況及び避難情報

- b 被災者、旅客等の安否情報
- c 医療救護等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 道路交通の復旧に関する情報
- f その他必要事項

(3) 応急活動体制

町長は、大規模道路交通事故が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。事故現場周辺の事業所等においては、可能な範囲で自主的に救援活動に協力する。

(4) 救助・救急活動

第2章第16節「救助・救急活動」に定めるところにより実施する。

(5) 医療救護活動

第2章第14節「災害医療及び救急医療」に定めるところにより医療救護活動を実施する。

(6) 消火活動

道路災害時における消火活動は、次により実施する。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう可能な限り協力する。

イ 消防機関

(ア) 消防本部等は、速やかに大規模道路交通事故による火災の発生状況を把握し、危険物流出の有無に十分注意し、迅速・的確な消火活動を実施する。

(イ) 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

関係機関は、第2章第16節「救助・救出活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第2章第19節「災害警備及び交通規制」及び同第27節「輸送手段の確保」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

イ 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、本章第6節「危険物

等事故災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2章第1節「初動体制の確立」の応援体制に定めるところにより、他の市町及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

(11) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被災に伴う障害物の除去、仮設構造物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

イ 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行う。

エ 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

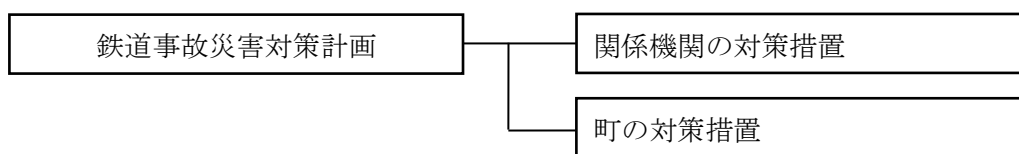
第3節 鉄道災害対策計画

総務課、企画振興課、消防本部（署）、関係課、警察、関係機関

1 基本方針

鉄道の列車衝突等により多数の死傷者が伴う大規模な事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、町民の生命、財産の安全を確保するために、各種の予防、応急対策を実施する。

【体系】



2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

北陸信越運輸局、鉄道事業者、県、警察、町、消防機関

(2) 災害応急対策

ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。

イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。

ウ 鉄道事業者は、必要に応じてバス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

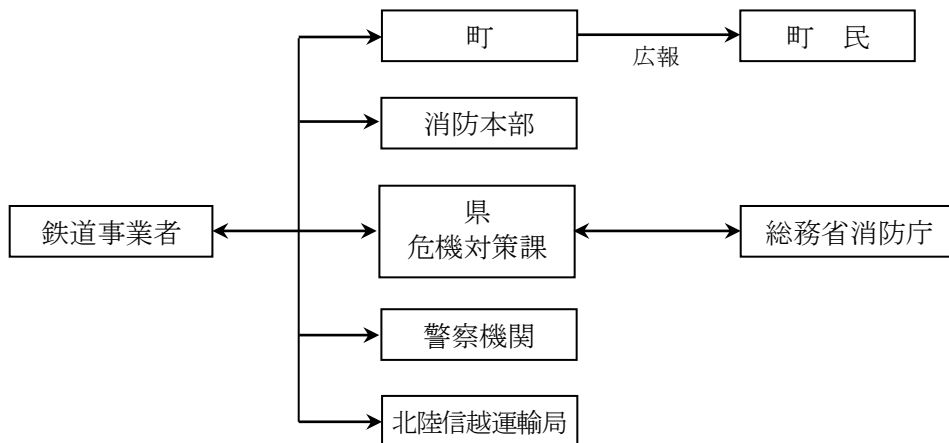
エ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

3 町の対策措置

(1) 情報の収集伝達

町及び消防本部は、鉄道事業者から鉄道の列車衝突事故等が発生した旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

情報伝達系統



(2) 災害広報

鉄道事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、旅客、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、防災行政無線及び広報用車両等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

鉄道事業者、県、警察、町

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- a 鉄道事故の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関または広報用車両等により、次の事項について広報を実施する。

- a 鉄道事故の状況及び避難情報
- b 被災者、旅客等の安否情報
- c 医療救護等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 鉄道輸送の復旧に関する情報
- f その他必要事項

(3) 応急活動体制

町長は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

町長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。また、事故現場周辺の事業所等においては、可能な範囲で自主的に救援活動に協力する。

(4) 救助・救急活動

第2章第16節「救助・救急活動」に定めるところにより実施する。

乗客等の救出を要する場合は、各関係機関は協議に基づいて救出隊を編成し、必要な救出資機材を投入して、迅速に救出活動を実施する。

(5) 医療救護活動

第2章第14節「災害医療及び救急医療」に定めるところにより医療救護活動を実施する。

(6) 消火活動

ア 鉄道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

イ 消防機関

(ア) 消防本部等は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、危険物流出の有無に十分注意し、迅速・的確な消火活動を実施する。

(イ) 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

関係機関は、第2章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2章第19節「災害警備及び交通規制」及び同第27節「輸送手段の確保」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、本章第6節「危険物等事故災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2章第1節「初動体制の確立」の応援体制に定めるところにより、他の都道府県、他の市町及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

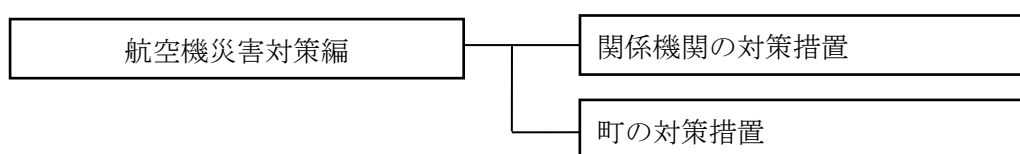
第4節 航空機災害対策計画

総務課、都市建設課、消防本部（署）、関係課、警察、関係機関

1 基本方針

航空機の墜落事故等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、町民の生命、財産の安全を確保するために予防、応急対策を実施する。

【体系】



2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

大阪航空局小松空港事務所、航空会社、航空自衛隊小松基地、金沢海上保安部、県、警察、町、消防機関

(2) 応急対策

ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。

イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。

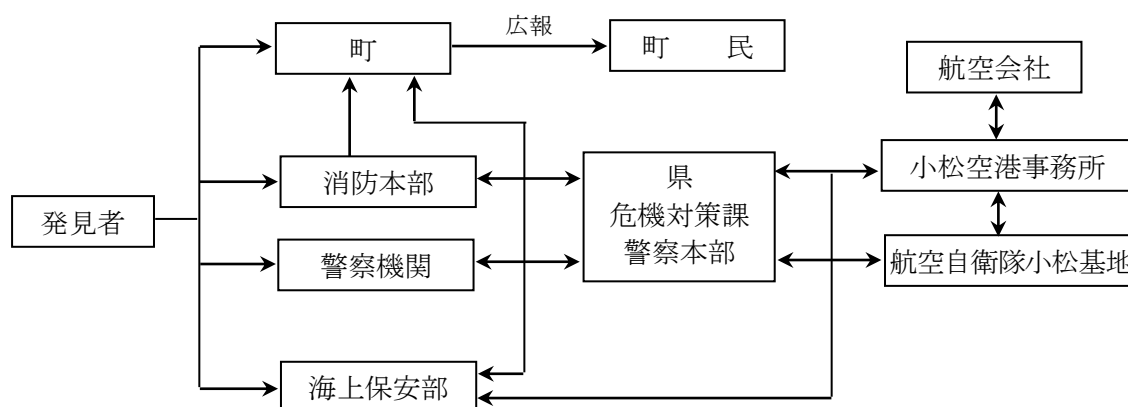
ウ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

3 町の対策措置

(1) 情報の収集伝達

町及び消防機関は、大阪航空局小松空港事務所または航空自衛隊小松基地から県（危機対策課）を通じて、航空機の墜落事故等が発生した旨通報があった場合、または、発見者から航空機の墜落事故等の通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

情報伝達系統



(2) 災害広報

航空機事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、旅客、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し、混乱を防止するため、防災行政無線及び広報用車両等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

大阪航空局小松空港事務所、航空会社、県、警察、町、金沢海上保安部

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- a 航空事故の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関または広報用車両等により、次の事項について広報を実施する。

- a 航空事故の状況及び避難情報
- b 被災者、旅客等の安否情報
- c 医療救護等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送の復旧に関する情報
- f その他の必要事項

(3) 応急活動体制

町長は、航空機事故が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応

急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

町長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。また、事故現場周辺の事業所等においては、可能な範囲で自主的に救援活動に協力する。

(4) 救助・救急・行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第2章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより救助・救急・捜索活動を実施する。

乗客等の救出を要する場合は、各関係機関は協議に基づいて救出隊を編成し、必要な救出資機材を投入して、迅速に救出活動を実施する。

(5) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健センター等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

(6) 消火活動

ア 消防本部等は、速やかに航空事故による火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。

イ 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 交通規制

警察等各関係機関は、第2章第19節「災害警備及び交通規制」及び同第27節「輸送手段の確保」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

(8) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

ア 実施機関

町及び県

イ 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、第2章第29節「防疫・保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、同第31節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

(9) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2章第1節「初動体制の確立」の応援体制の定めるところにより、他の市町及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

第5節 海上災害対策計画

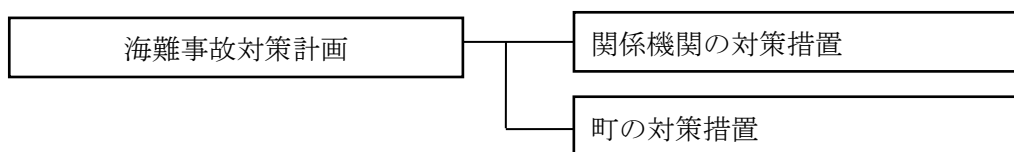
I 海難事故対策計画

総務課、企画振興課、都市建設課、消防本部（署）、関係課、県、警察、海上保安部、関係機関

1 基本方針

船舶の衝突、乗上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故が発生し、または発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の軽減を図り、避難者等を救護する。

【体系】



2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

金沢海上保安部、県、警察、町、消防機関、漁業協同組合、北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所、北陸信越運輸局

(2) 災害応急対策

ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、行方不明者の捜索、交通規制などの災害応急対策を実施する。

イ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

ウ 海上保安庁長官等及び知事（町長からの要請を含む。）は、必要と認めるときには、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(3) 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難事故の発生を未然に防止し、被害を軽減するため、必要な災害予防対策を実施する。

ア 船舶所有者・管理者・占有者等、漁業協同組合

(ア) 気象状況の把握に努め、海難事故を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

(イ) 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(ウ) 実践的な防災訓練を実施し、海難事故発生時の活動手順、関係機関の連携等について周知徹底を図り、体制の改善等必要な措置を講ずる。

(エ) 船舶火災等に備え、必要な消防力を整備し、自衛消防隊の組織化に努める。

イ 海上保安部、県、町、警察、消防機関

(ア) 迅速かつ的確な災害情報の収集連絡を行う体制を整備する。

(イ) 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(ウ) 海難事故発生時の応急活動等に関する協定を締結し、実践的な防災訓練を実施し、

海難事故発生時の活動手順、関係機関の連携等について周知徹底を図り、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

- (エ) 海難事故発生時の救急、救助、消火に備え、資機材の整備に努める。
- (オ) 船舶所有者・管理者・占有者等、漁業協同組合に対し、次の事項を指導する。
 - a 船体、機関、救命用具、信号用具、消防設備等及び通信施設の整備
 - b 気象条件の常時把握と適正な伝達体制の確立
 - c 漁船乗組員の養成と資質の向上
 - d 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - e 海難防止意識の高揚
- (カ) 金沢海上保安部及び北陸信越運輸局は、次の事項に留意して随時実地検査等を行い、船舶所有者等に対して適切な指導を行う。
 - a 海技従事、無線従事有資格者の乗船確認
 - b 救命器具及び消火器具等の設備の確認

3 町の対策措置

(1) 情報の収集伝達

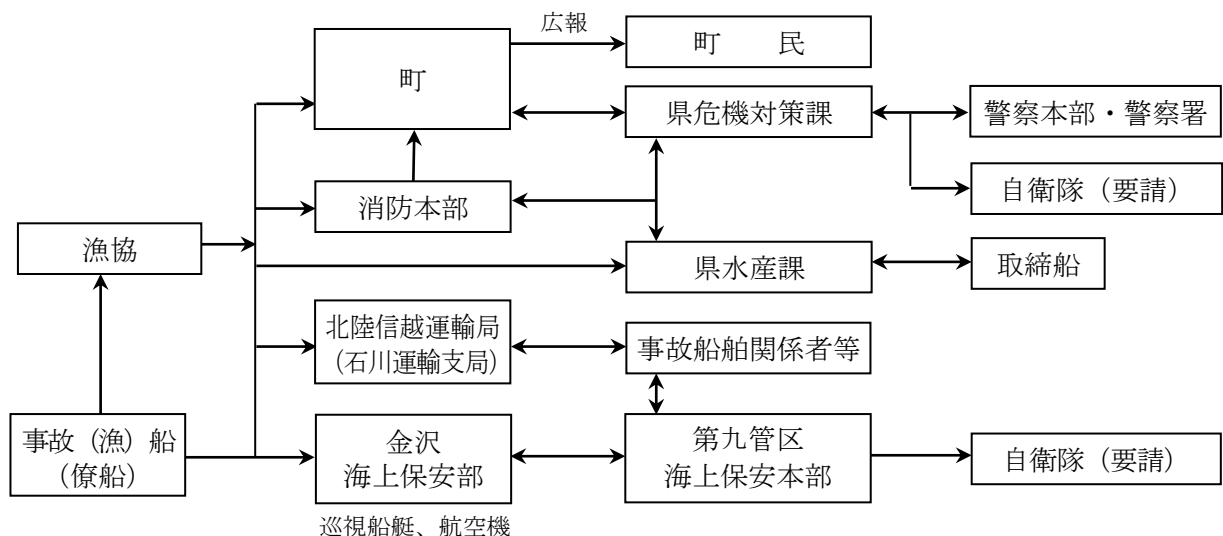
ア 発見者の措置

海難事故を発見した者は、町長、警察官または海上保安官に通報し、警察官または海上保安官が通報を受けた場合は、直ちに町長に通知する。

イ 防災関係機関との情報伝達

町及び消防機関は、海難事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、事故の発生状況及び被害の状況の情報収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

情報伝達系統



(2) 災害広報

海難事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、事故が沿岸に波及するおそれがある場合には、防災行政無線及び広報用車両等により地域住民等に対し情報の周知、伝達を行う。詳細は第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北陸信越運輸局、金沢海上保安部、県、警察、町

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- a 海難事故の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関または広報用車両等により、次の事項について広報を実施する。

- a 海難事故の状況及び避難情報
- b 被災乗組員、旅客等の安否情報
- c 医療救護等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他の必要事項

(3) 応急活動体制

町長は、海難事故が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、水難救護法（明治32年法律第95号）の定める災害応急対策を実施する。

町長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

(4) 救助・救急・行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等関係機関は、第2章第16節「救助・救急活動」及び第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより救助・救急・捜索活動を実施する。

町は、本町の行政区域地先海面で海難事故を認知したときは、金沢海上保安部、県及び警察署に連絡するとともに、直ちに消防機関（消防団を含む。）等の職員を現場に派遣し、海上保安部等と連携して、水難救護法に基づく人命、船舶の救助等の救出活動を行う。

(5) 消火活動

ア 領海内における船舶等の火災が発生した場合には、昭和43年3月29日に海上保安庁長官と消防庁長官との間で締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については、消防署が実施し、そ

の他の船舶の消火活動については、金沢海上保安部が実施する。

(ア) ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上架または入架中の船舶

(イ) 河川、湖沼における船舶

イ 金沢海上保安部または消防本部等は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。

ウ 金沢海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防署に対して応援を要請する。

エ 消防本部等は、速やかに沿岸部等の火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。また、船舶火災からの近隣住家等への延焼防止措置を講ずる。

オ 発災現場が本町の行政区域地先海面でない場合、発災現場の市町からの要請または相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。

(6) 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

(7) 交通規制

海難発生時における交通規制については、第2章第19節「災害警備及び交通規制」及び同第27節「輸送手段の確保」の定めるところにより実施する。

(8) 広域応援

町及び消防機関は、海難の規模により単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2章第1節「初動体制の確立」の応援体制の定めるところにより、他の市町及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

II 流出油等防除対策計画

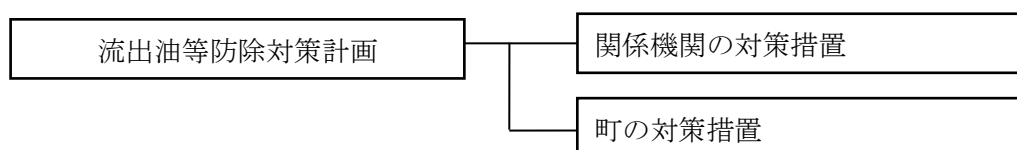
総務課、企画振興課、都市建設課、消防本部（署）、関係課、海上保安庁、国の機関、県、警察

1 基本方針

タンカー等船舶の海難事故により火災または油の流出等が発生した場合に、被害の拡大を防止し、沿岸の町民の安全確保と自然環境の保全を図る。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る流出油事故等の災害応急対策については、同法に基づく防災計画により行う。

【体系】



2 関係機関の対策措置

国の関係法令並びに対策については、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）、海上保安庁長官の作成する「排出油等防除計画」、防災基本計画の「海上災害対策編」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）がある。

石川県では、地域防災計画「油流出等防除対策計画」及び「石川県油流出事故等災害対応要綱（平成9年12月3日）」を定めており、これに定める防災関係機関の措置の概要は、次のとおりである。

(1) 防除措置義務者

防除措置義務者は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約、1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約、海防法及び船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）等において汚染者負担の原則により、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において排出事業者責任により、船舶所有者（その委託または指示を受けた独立行政法人海上災害防止センターを含む。）または施設の設置者その他法令に定める者としている。

(2) 国の措置

国は、海防法等に基づき、海上保安庁を中心に海洋汚染の防除について全般的責務を有している。

ア 油汚染事故に対する準備

(ア) 情報の総合的整備

a 関係行政機関・・・関係情報を収集整理、関係省庁連絡会議等で相互交換
環境への影響を把握・評価

b 海上保安庁・・・専門家・防除資機材情報を一元化し提供

(イ) 対応体制の整備

a 関係行政機関・・・対応体制と相互協力体制を整備、関係省庁連絡会議等で調整

- b 海上保安庁……排出油等防除計画を作成、出動体制の確保、役割分担の明確化
 - (ウ) 通報・連絡体制の整備
 - a 海上保安部署等……24時間の情報収集体制を確保
 - (エ) 関係資機材の整備
 - a 海上保安庁等
- イ 油汚染事故に対する対応
 - (ア) 対応体制の確立
 - a 関係行政機関……関係省庁連絡会議を開催、調査団の現地派遣
 - b 海上保安庁……自衛隊の災害派遣要請、警戒本部の設置
 - c 国土交通省……非常災害対策本部の設置
 - d 自衛隊……要請等に基づき部隊等派遣
 - (イ) 情報の連絡、調査、影響評価
 - a 関係行政機関
 - (ウ) 油防除対策
 - a 海上保安庁……船舶所有者等措置義務者の措置の実施状況把握、指導、命令
自らの防除措置の実施と独立行政法人海上災害防止センターに対する指示
 - b 関係行政機関……防除措置の実施に協力、支援体制の整備
 - c 自衛隊……資機材の輸送協力
 - (エ) 資機材等に関する情報の提供等
 - a 海上保安庁、経済産業省、総務省
 - (オ) 防除作業実施者の健康安全管理
 - a 環境庁、厚生労働省等……情報の提供、周知などの体制の整備
 - (カ) その他
 - a 環境庁……野生生物の救護
 - b 水産庁……漁場保全対策等
 - c 海上保安庁……海上交通安全の確保、危険防止措置
 - d 関係行政機関……広報、記録、事後の監視等の実施
- (3) 県の措置

県は、海防法等に基づく防除措置及び処理について直接的な責務はないが、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく一般的な防災上の責務から、海上保安部及び防除措置義務者と連携、協力した措置を行う。

 - ア 情報の収集と伝達及び連絡調整

県は、海上保安部と連携して流出油の情報を収集し、沿岸市町等関係機関に対し、災害情報を伝達するとともに、報道機関等への広報を行う。
 - イ 対応レベルの決定

海上保安部の対応方針や防災関係機関等からの情報に基づき、流出油の規模、影響、漂流予測等を踏まえて、次の段階的対応レベルを決定し、本部等を設置する。

■油流出事故における対応レベル

段階的対応レベル	流出油事故の規模	本部等の設置
レベルー1	比較的小規模な流出油事故	事故連絡会議設置
レベルー2	中規模な流出油事故	事故対策本部設置
レベルー3	大規模な流出油事故	災害対策本部設置
レベルー4	国際的防除支援を必要とする緊急事態	

ウ 総合調整機関の設置

県の事故対策本部または災害対策本部が設置されたときは、必要に応じ関係機関の防除対策を円滑に進めるため、総合調整機関を設置する。

エ 流出油の影響の予測評価

県の事故対策本部または災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて専門家等から構成する予測評価委員会を招集し、国の専門家の派遣を要請しながら、流出油の影響予測評価等を行う。

オ 防除作業

県は、海上保安部から防除措置の協力要請があった場合、または知事が必要と認めた場合、必要な防除活動を実施する。

県の事故対策本部または災害対策本部は、総合調整機関で流出油の防除措置の対応策を協議の上、現場での防除作業の手順を決定し、必要な通信連絡体制を確保する。

カ 警察の措置

(ア) 県警ヘリコプター及び沿岸パトロールによる漂着油等の情報の収集伝達

(イ) 引火物の投棄等危険行為の取締り等災害警備

キ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う。

ク 他の関係機関との連絡調整、協力要請

関係防災機関、関係都道府県、漁業協同組合、石油連盟、石川県西部沿岸排出油防除協議会等との連絡調整及び協力要請を行う。

3 町の対策措置

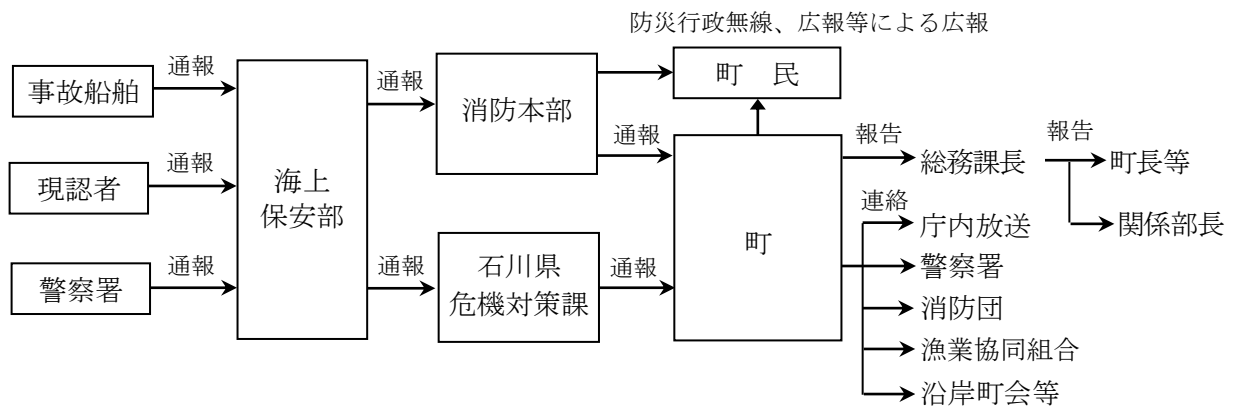
町は、海防法上の防除措置及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の回収処理に係る責務はないが、地方自治法及び災害対策基本法の一般的防災上の責務により、国（海上保安部等）、県及び防除措置義務者と連携、協力して対策措置を行う。

(1) 情報の伝達及び周知

ア 防災関係機関との情報伝達

常時情報収集体制を確立し、必要に応じて海上保安部等に連絡要員を派遣して、事故の発生状況、流出油の種類・漂流予測等及び災害の状況を迅速・的確に収集伝達する。

情報伝達系統



イ 沿岸の町民等への情報伝達

被害が沿岸に波及するおそれがある場合には、防災行政無線及び広報用車両等により、沿岸住民等に対し、次の事項の周知、伝達を行う。

- (ア) 事故の状況
- (イ) 避難準備等の注意事項
- (ウ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- (エ) 防災活動の状況
- (オ) その他必要事項

(2) 組織体制

ア 災害対策本部等の設置

町長は、状況に応じ必要があると認めるときに、次の組織体制を整備する。

- (ア) 事故発生があったとき……担当窓口及び庁内連絡会議の設置
- (イ) 漂着等のおそれがあるとき……事故対策本部の設置
- (ウ) 漂着等が現認されたとき……災害対策基本法に基づく災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

イ 総合調整

町は、災害状況に応じ必要と認めるときに、防災関係機関及び関係団体相互間の総合調整を図る。

ウ 組織の役割分担

エ 自衛隊の災害派遣要請

- (ア) 町長（本部長）は、流出油事故に伴う応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣の要請を求める。
- (イ) 町長（本部長）は、知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛省防衛大臣またはその指定する者に通知する。
- (ウ) その他要求手続き等は、第2章第11節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより実施する。

オ 他市町への応援

他市町村に流出油が漂着した場合には、相互に連絡をとり、応援要請があったときには、人員、資機材等の支援を行う。

(3) 人命等救助・消火活動

ア 人命等の救助

水難救護法に基づく人命、船舶の救助を行う。

イ 消火活動

船舶火災が発生した場合は、消防本部等は、火災状況等の情報収集に努め、金沢海上保安部と連携しながら、本節 I 「海難事故対策計画」に基づく消火活動を行うとともに、近隣住家等への延焼防止措置を講ずる。

(4) 沿岸海岸の警戒監視及び避難指示・誘導

ア 沿岸海岸の警戒監視

流出油の漂着等被害が沿岸に及ぶおそれがある場合には、沿岸地域に消防署隊その他の監視要員を派遣し、巡回監視を行う。

イ 避難指示及び誘導

町は、油流出等事故により町民の生命の安全等を確保するため必要があると認めるときは、第 2 章第 12 節「避難誘導」に定めるところにより迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

(5) 漂着油の防除措置

ア 現地の指揮命令等

(ア) 町長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、現場での総括指揮者、各班責任者を選任し、指揮命令区分を明確にする。

(イ) 現地災害対策本部長及び総括指揮者は、休憩・休息時間の確保、二次災害の防止など作業員の安全確保及び健康管理を最優先に、防除活動を実施する。

特に、気象条件が悪い場合には、回収作業の中止等を適時適切に決定する。

イ 防除回収対策方針の決定

(ア) 油の性状及び漂着の状況等に応じて、適切な防除回収作業対策を決定する。この場合、海上保安部、県、専門家等の調査、技術支援を得ながら行う。

(イ) 本町の海岸線はほとんどが砂浜であり、深部までの浸透や埋没は少ないが、除去しないと長期間残留する可能性があり、また、日常生活圏と密接し環境保全等の観点から、緊急に回収除去を進める必要がある。

(ウ) 回収防除対策は、現地の状況に応じて、柄杓・油吸着剤による回収、人海戦術等による回収防除作業を選択して実施する。

なお、重機による回収や油処理剤の沿岸海域での散布は、環境への影響の観点から、またテトラポット部は、回収作業に危険が伴うことから、原則として実施しない。また、海浜植物、野生動物などの保護（侵入防止措置など）に十分配慮する。

(エ) 河口部等への油の流入を防止する必要がある場合は、施設管理者と連携協力して、オイルフェンスの点張等必要な防除措置を実施する。

(オ) 海上での回収作業は、海防法等に定める防除措置義務者及び協力要請のあった国または県が実施する。町は、県または県から協力要請を受けた漁業者等から、資機材の支援等の要請があった場合に必要な支援を行う。

(6) 防除資機材等の調達

ア 原則

- (ア) 海防法等に基づき、独立行政法人海上災害防止センターが防除活動を実施する場合は、海上災害防止センターに必要な防除資機材の調達を要請する。
- (イ) 海上災害防止センターが速やかに防除資機材を調達できないときは、県に対して一元手配を要請する。
- (ウ) 県から一部防除資機材について独自調達の連絡があったときは、町は防除に必要な資機材を調達する。

イ 町での調達方法

町で防除資機材を調達する場合は、備蓄資機材、業者発注（リースを含む。）、広域応援要請及び義援品活用などを総合的に検討する。

■平成9年ロシアタンカー油流出事故の際の主な防除資機材等（参考）

備蓄資機材	オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット…消防本部備蓄 土のう袋、ビニールシート、軍手 など…水防倉庫備蓄
購入資機材	ヒシヤク、バケツ、ポリ缶、ペール缶、ドラム缶（天切り含む。）、 剣スコップ、角スコップ、園芸用ショベル、ビニール袋、土のう袋、 ごみ袋、ビニールシート、ビニールロープ、ゴム手袋、軍手、ゴム長 靴、胴付長靴、雨合羽、防寒着、洗剤、ブラシ、チリトリ、金網、タ ルキ、木材板、フルイ、レーキ、トンボ、タオル、タワシ、トランジ スタメガホン、案内看板、救急セット、使い捨てカイロ、飲料水など
借上資機材	コンテナ、テント、机、椅子、簡易トイレ、バス、バックホウ、トラ クターショベル、ユニック、キャリアダンプ、トラック、交通安全施 設、携帯電話、仮設電話、ファックス など
義援資機材	タオル、ゴム手袋、ビニール袋、土のう袋、ごみ袋、ビニール雨具、 軍手、長靴、胴長靴、ドラム缶、飲料水、カップラーメン、インス タント食品、使い捨てカイロ ほか多種多数

(7) 人員の動員等

ア 決定した防除措置方法に従い、人員動員計画を策定し、町職員（消防職員を含む。）及び消防団員を動員する。

また、町建設業協会及び沿岸町会連合会等の関係団体に協力を要請して、関連業者の動員及び、地域住民、町民ボランティアの参加を求める。

イ 本部は、防除回収作業を効率的に実施するため、担当地区割を設定し、防除回収方法や持参品、注意事項等を関係機関・団体等に連絡するとともに、適切な広報を行う。

ウ 現地作業基地、資機材置場及び駐車場、給水車等を確保し、必要な防除資機材の提供及び輸送交通対策等を実施する。

エ 警察機関と連絡調整を図り、必要な交通規制、雑踏整理等を要請する。

(8) ボランティア活動対策

ボランティア活動対策は、第2章第30節「ボランティア活動の支援」に定めるところにより実施する。

ア 町及び内灘町社会福祉協議会は、財団法人石川県県民ボランティアセンター等と十分連携して行う。

イ ボランティアの健康管理に万全を期し、医師会及び日本赤十字社石川県支部と連携しながら、医療救護活動を行う。

ウ 現場での受付、保険手続き、作業区域や作業内容の説明、中止・休憩の指示、救護所やトイレの準備等を適切に行う。

なお、作業服や資材の調達、食事の手配及び宿泊施設の確保等は、ボランティアの自己調達を原則とする。

(9) 救護活動対策

救護活動対策は、第2章第14節「災害医療及び救急医療」に定めるところにより実施する。

ア 現地での救護所を適切に設置する。

イ 作業参加者等の健康管理方法等を明確にする。

(10) 回収油の処理・処分

ア 町等が回収した漂着油及び浮流油の処理・処分は、関係法令に基づく船主等（委託を受けた海上災害防止センター等を含む。）が責任を持って収集・運搬及び処理・処分を行う。国、県は、この適正処理を指導、監督する。

イ 特に緊急を要し、町が回収油の処理・処分を行うことがやむを得ない場合には、県と連携をとり、独立行政法人海上災害防止センター及び保険会社と協議し、必要最小限の適正処理・処分を行う。

ウ 回収油の処理・処分方法は、飛散、流出、土壌汚染等に十分配慮し、妥当なコストとなる方式で行う。

エ 回収油は、油の性状にあわせ、ドラム缶詰め、ピット貯蔵、シート管理など適正な保管を行い、回収場所から可能な限り速やかに海上または陸上輸送拠点となる集積場所に搬送する。

(11) 義援金品対策

義援金品の受入れ、交付は、第4章第5節「災害義援金及び義援物資の配分」に定めるところにより実施するが、次の点に留意する。

ア 義援金品の受入れは、事故の状況に応じて受入れ窓口を設置し、義援金は歳計外現金として出納機関または金融機関への一時預託等により保管する。（礼状等にも留意）

イ 義援品を大量に受け入れる場合は、救援物資集配センター（係員配置要）にて受入れる。

ウ 義援品は、寄付者の意思を尊重して、速やかに防除活動等への円滑な活用を図る。

エ 義援金の使途については、配分委員会を設置して、配分方針を決定する。

(12) 環境影響調査

流出油等事故が発生し、海域環境等の影響調査をする必要があると認めたときには、県に調査の要望をする。

(13) 経済対策

流出油事故等に伴い、漁業、観光業、中小企業等に被害が生じたときには、必要に応じて緊急融資、観光宣伝など適切な対策を実施する。

(14) 災害活動と損害額等の記録・整理・報告

ア 本部各班は、事故災害活動の内容や人員、資機材等に関する日報、流出油災害に伴う損害額及び防除等に使用した費用などを常に記録、整理（写真撮影を含む。）し、本部等に報告する。

イ 本部は、県等に対して必要な報告を行う。

(15) 損害賠償補償その他の対策

ア 損害賠償補償

町が実施した防除活動等に伴う費用の求償については、県と連携しながら、法令等の定めるところにより原因者等（タンカー事故にあつては、船舶所有者、保険会社、国際油濁補償基金）に対し適正な請求を行う。

イ 国の財政支援

国に対して適切な財政支援措置を要請し、特別交付税や交付金等について必要な請求手続きを行う。

ウ そのほか、町長会等を通じた国への緊急要望、視察の応対等の対策を適宜行う。

第6節 危険物等事故災害対策計画

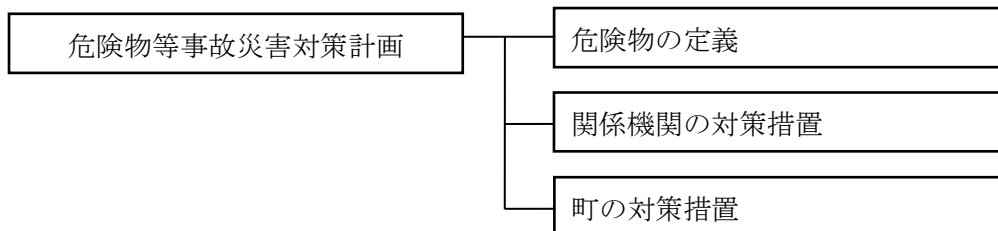
消防本部(署)、関係課、国の機関、県、警察、関係機関

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う事故（以下「危険物等事故」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、町民の生命、財産の安全を確保するために各種の予防、応急対策を実施する。

なお、油流出等防除対策計画及び石油コンビナート等災害防止法に基づく防災計画など、他の計画で定めるものは除く。

【 体系 】



2 危険物の定義

■ 危険物等の定義

危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するもの （例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定するもの （例）火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）など
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定するもの （例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定するもの （例）毒物：シアン化水素、シアン化ナトリウム、ヒ素、水銀、アジ化ナトリウムなど 劇物：硫酸、塩化水素、ホルムアルデヒド、アンモニアなど
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、各原料物質を総称したもの 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されている。

3 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

事業者、県、警察、町、消防機関、保健所、中部近畿産業保安監督部

(2) 災害応急対策

- ア 関係機関は、相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。
- イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。
- ウ 関係機関は、円滑・迅速な災害応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同対策本部等を設置する。

(3) 災害予防対策

ア 事業者

各関係法に定める設備基準、保安基準を順守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物等保安監督（責任・統括）者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

危険物等事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去等の応急措置を講ずるとともに、消防署、警察等関係機関へ通報する。

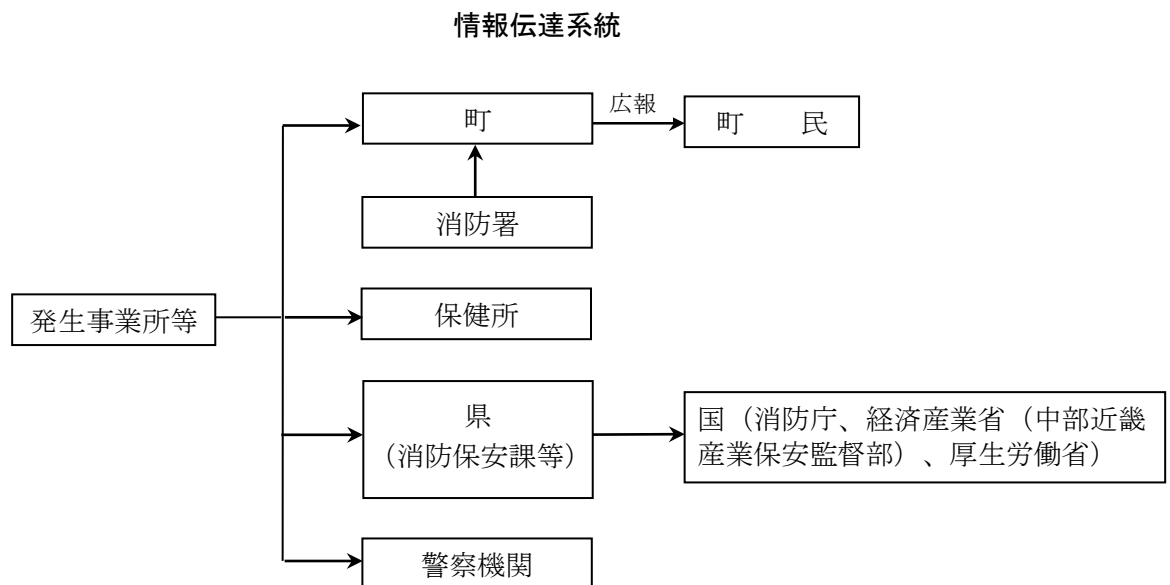
イ 県、警察、町、消防機関

各関係法の規定及び予防対策を進める上から、保安検査、立入検査を行い、法令に違反する場合は必要な措置命令を発し、保安体制について必要な指導を行う。

4 町の対策措置

(1) 情報の収集伝達

町及び消防本部は、発生事業所等から危険物等事故が発生し、または発生するおそれがある旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を連絡し、災害応急対策の調整等を行う。



(2) 災害広報

危険物等事故が発生したときは、関係機関が連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、報道機関、内灘町ホームページ、内灘町安心・安全情報サービス（災害情報メール）、防災行政無線及び広報用車両等により、情報の周知、伝達を行う。

被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者、県、警察、町（消防機関）

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- a 危険物等事故の状況
- b 家族等の安否情報
- c 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の応急対応に関する情報
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、または広報用車両の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- a 危険物等事故の状況及び避難情報（危険物の種類、性状、人体・環境への影響を含む。）
- b 被災者の安否情報
- c 医療救護等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要事項

(3) 応急活動体制

町長は、危険物等事故が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

町長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

(4) 災害拡大防止

事業者は、災害の拡大防止を図るため、迅速・的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

消防本部等は、警察等と連携して、危険物等の爆発性、引火性、有毒性等の性状を十分把握し、危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを実施するとともに、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、適切な災害拡大防止対策を講ずる。

(5) 避難措置

町は、町民の生命の安全を確保するため、危険物等の爆発性、引火性、有毒性等の性状を考慮し必要があると認めるときは、第2章第12節「避難誘導」に定めるところにより必要な避難措置を実施する。

(6) 救助・救急活動

町は、第2章第16節「救助・救急活動」に定めるところにより救助・救急活動を実施する。

(7) 医療救護活動

危険物等事故時における医療救護活動については、第2章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

(8) 消火活動

危険物等事故時における消火活動は、次により実施する。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど、消火活動に努める。

イ 消防機関

(ア) 消防本部等は、事業者と緊密な連携を図り、速やかに危険物等事故による火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用して、危険物等の性状にあった適切な消火活動を実施する。

(イ) 消防職員は、生命の安全を守り、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の収容

町は、第2章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容等を実施する。

(10) 交通規制

危険物等事故時における交通規制については、第2章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

警察は、危険物等事故発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(11) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2章第1節「初動体制の確立」の応援体制の定めるところにより、他の市町及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。

第7節 原子力災害対策計画

総務課

1 基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)における放射性物質または放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることにより生ずる災害(以下「原子力災害」という。)に関して、必要な体制を確立するとともに、防災についてとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により町民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

計画の運用にあたっては、広域的な連携が必要であるため、石川県と連携・調整を図るものとし、対策の実施にあたっては、事故の状況等に応じて柔軟に対応するものとし、今後、国の防災基本計画、県地域防災計画等の改正が行われた場合には、適宜、計画の見直しを行う。

※PAZとUPZについて

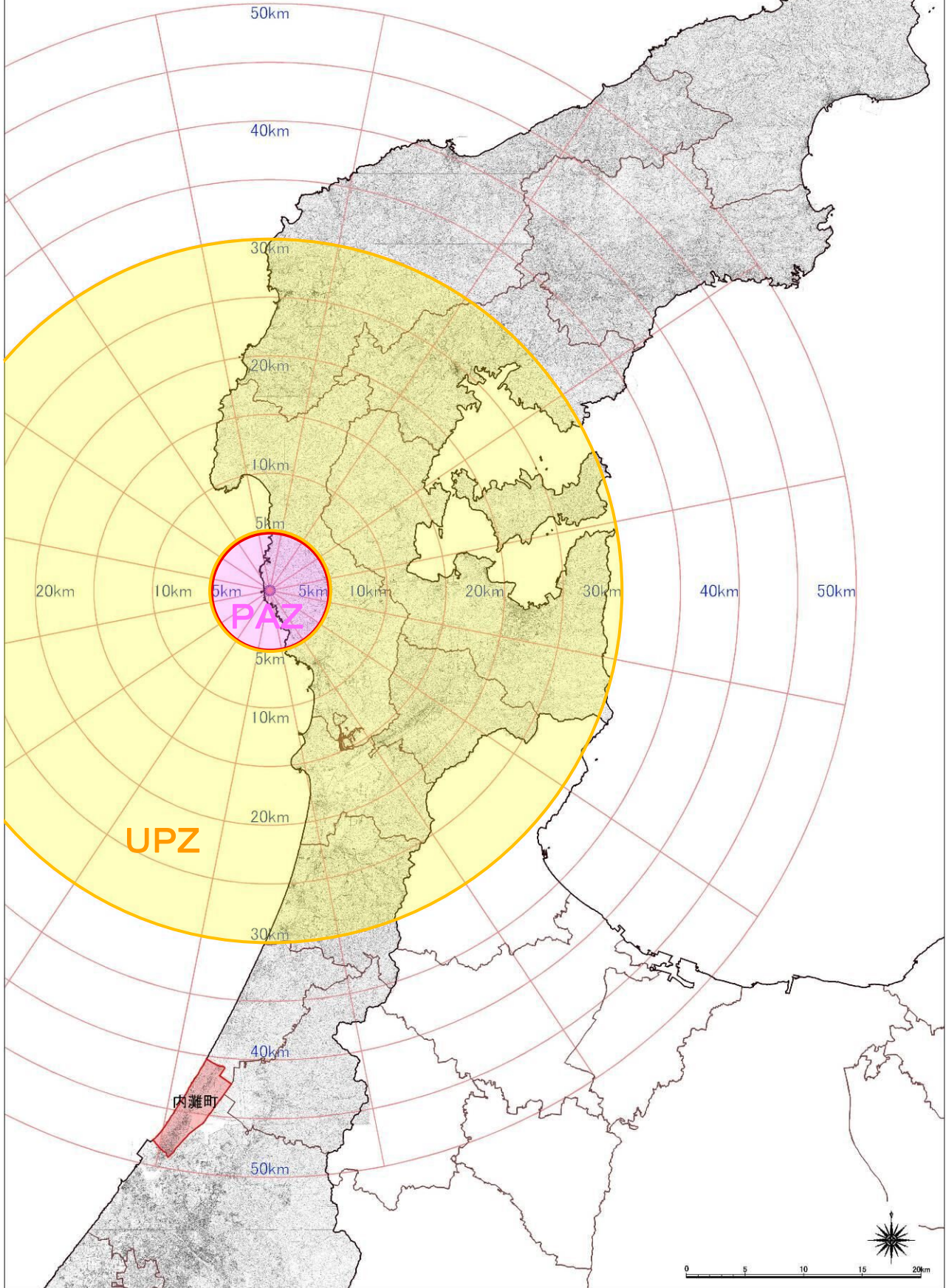
原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)に関する概要は以下のとおりである。

本町については、区域対象外(志賀原子力発電所から概ね40km)となっている。

■原子力災害対策重点区域の概要

原子力災害対策重点区域		原子力施設からの距離	概要
PAZ	予防的防護措置を準備する区域	概ね半径5km	・原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階から予防的に避難等を実施。
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域	概ね半径30km	・原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階から住民の屋内退避を実施。 ・放射性物質の放出後、空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、一時移転等を実施。

志賀原子力発電所からの距離



志賀原子力発電所からの距離(拡大図)



2 予防計画

(1) 情報収集・連絡

町は、県及び防災関係機関と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、電話、ファクシミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。

ア 通信連絡設備の整備

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 消防無線
- (ウ) その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

イ 通信連絡体制の確立

町は、緊急時における町内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため定期的に通信連絡訓練等を充実し、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努める。

また、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努める。更に、NTT西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

ウ 町職員の通信連絡体制

町は、情報伝達体制を点検し、必要な整備を図る。

(2) 町民への知識の普及啓発

町は、国、県、防災関係機関及び北陸電力と協力して、町民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う町民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者（高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

ア 普及及び啓発の方法

- (ア) 講習会、研修会等の開催
- (イ) インターネットによる情報発信

イ 普及及び啓発の内容

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (イ) 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）の概要に関すること。
- (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- (オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (カ) 原子力災害時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。
- (キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、避難退域時検査の場所及び方法、

医療機関の場所等に関すること。

(ク) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。

(ケ) 緊急時に町民等がとるべき行動及び避難所等での行動等に関すること。

(コ) その他必要と認める事項。

(3) 町民への情報伝達

ア 町民等に対する情報伝達体制の整備

(ア) 町は、緊急時において、町民等に対して、被災者の危機回避のための情報（災害情報、退避・避難情報等）を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、広報車等の広報設備、内灘町安全・安心情報サービス（災害情報メール）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等の整備を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

(イ) 町は、国及び県と連携し、町民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を整備する。

(ウ) 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制を整備する。

(エ) 町は、国及び県と連携し、あらゆる広報手段を用いて町民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(4) 防災業務関係者に対する教育

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、防災業務関係者が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。又、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。そのため町は、国、県及び防災関係機関と連携して、防災業務関係者等に対して、原子力災害の発生または拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策の円滑かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項について教育を実施する。

ア 関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員

町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員は、原子力災害が発生した場合には町民避難等の対応を行う可能性があるため、町は、これらの対象者に対し、以下のような教育を行う。

(ア) 教育の方法

① 研修会、講習会等の開催及び講師の派遣

② 研修会等への防災業務関係者の派遣

(イ) 教育の内容

① 原子力防災体制及び組織に関すること。

② 原子力災害とその特殊性に関すること。

③ 発電所の施設（安全、防災対策を含む。）に関すること。

④ 緊急時に国、県、関係市町等が講じる対策に関すること。

⑤ 放射線防護に関すること（防災資機材の使い方、放射線の健康への影響等）。

- ⑥ 避難、誘導等の防護対策活動（緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項を含む。）に関する事。
 - ⑦ 放射性物質及び放射線の測定方法及び測定機器に関する事。
 - ⑧ 原子力防災対策上の諸設備に関する事。
 - ⑨ 原子力災害医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関する事。
 - ⑩ その他必要と認める事項に関する事。
- (5) 安定ヨウ素材の事前配布及び備蓄（PAZ外）
- 町は、関係機関と連携し、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用を適切に行えるよう体制を整備する。
- なお、PAZ外であっても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で受け取ることが困難と想定される地域等においては、必要に応じ、PAZ内の手順を採用して事前配布を行うことができる。
- (6) 避難計画の策定
- 町は、町民等の屋内退避及び避難等の防護対策を実施するにあたって、町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の事項を盛り込んだ避難計画を作成する。
- ア 発電所周辺地域における発電所からの距離別人口、世帯数
 - イ 地区の連絡担当者
 - ウ 屋内退避施設（施設の名称、所在地、収容可能人員数、責任者）
 - エ 避難所（施設の名称、所在地、収容可能人員数、責任者）
 - オ 自家用自動車数及び船舶数
 - カ 移送を要する推定人員
 - キ 集合場所
 - ク 避難経路及び避難方法
 - ケ 避難退域時検査の場所
 - コ 観光施設等多くの町民等が集まる施設の連絡先
 - サ その他必要な事項
- (7) 要配慮者の避難誘導
- ア 町は、災害時の避難等について必要な支援を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、在宅の要配慮者に関する情報の把握に努める。
 - イ 社会福祉施設や医療機関の施設管理者は、町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保等についてとりまとめた避難計画を作成する。なお、社会福祉施設や医療機関の施設については、搬送に伴うリスクを勘案すると早急な避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。
 - ウ 放射線防護対策を施した屋内退避施設の整備

国、県及び関係市町は、連携して、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策の整備に努める。

なお、これ以外の要配慮者の避難誘導等に関する事項は、本編第1章第13節要配慮者対策により実施する。

(8) 町民等の避難状況の確認体制の準備

町は、屋内退避または避難のための立退き指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

(9) 避難所・避難方法等の周知の徹底

町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、平時から町民等への周知徹底に努める。

3 応急対策計画

(1) 活動体制の確立

町長は緊急時において、速やかにそれぞれの原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）等の組織の編成や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。

ア 町の動員体制及び設置基準等

町職員は、発電所の事故情報に注意し、緊急時においては直ちに対応する。

なお、緊急時における体制、設置基準及び動員対象職員は、下表のとおりとする。

■原子力災害の職員参集基準

体制	配置基準	動員対象職員
情報収集体制	○志賀町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき ○その他原子力施設の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報された場合	総務課職員
警戒体制	○志賀町において震度6弱以上の地震が発生したとき ○志賀町沿岸部を含む津波予報区において大津波警報が発表されたとき ○発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると町長が認めたとき	総務課 住民課 子育て支援課 保険年金課 福祉課 消防本部 } の全職員
第一次 災害対策本部体制	○県から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき ○その他町長が必要と認めたとき	原則として全職員 ※ただし、本部長（町長）が事故の推移予測等から判断して、応急対策に必要な一定の範囲の職員を指定したときは、この限りではない。
第二次 災害対策本部体制	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	

(注) 原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。

イ 職員の参集方法

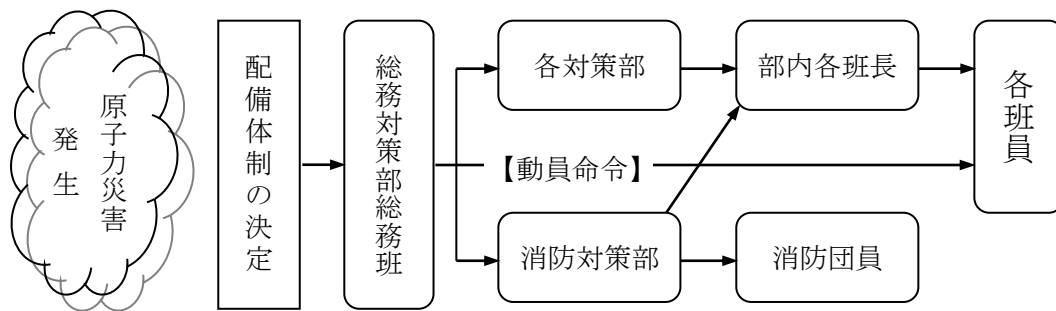
(ア) 警戒体制の場合

(1) アの「原子力災害の職員参集基準」にて指定された職員は、テレビ、ラジオ情報または携帯電話、携帯Eメール等の連絡により参集する。

また、災害対策活動が必要で指定した職員では対応が出来ない場合、予め定めた職員を携帯Eメール等の連絡により参集し、活動にあたらせることができる。

(イ) 第一次災害対策本部体制（以下「第一次本部体制」という。）の場合

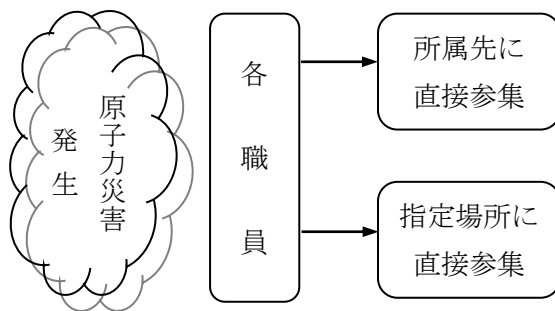
(1) アの「原子力災害の職員参集基準」による第一次本部体制となったときは、職員の動員伝達等により全職員が直ちに登庁する。



※伝達手段は、電話、メール等を利用する。

(ウ) 第二次災害対策本部体制（以下「第二次本部体制」という。）の場合（自動配備）

(1) アの「原子力災害の職員参集基準」による第二次本部体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。



(エ) 参集の報告

各班長または各課長は、各配備体制により参集した職員の状況を、総務班または総務課へ報告する。

ウ 町の活動体制

(ア) 災害対策本部等の設置

町長は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、(1)アの「原子力災害の職員参集基準の設置基準」に従い、以下の体制をとる。

- a 情報収集体制
- b 警戒体制

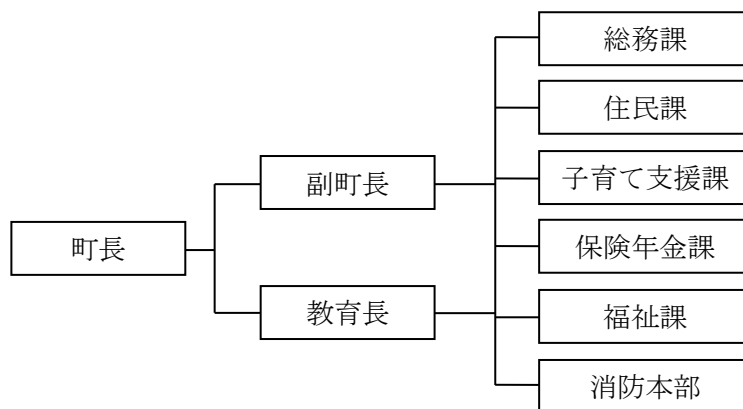
- c 第一次災害対策本部体制
- d 第二次災害対策本部体制
- (イ) 情報収集体制

町は、県、防災関係機関等との連絡を密にし、発電所及び環境放射線モニタリングの状況について情報の収集に努めるとともに、町民等への周知を行う。また、必要に応じて、警戒体制に移行できる体制をとる。

- (ウ) 警戒体制

町は、県、防災関係機関との連絡を密にし、事故状況等の把握に努めるとともに、必要に応じ、第一次本部体制に移行できる体制をとる。

警戒体制組織図



エ 災害対策本部に関すること

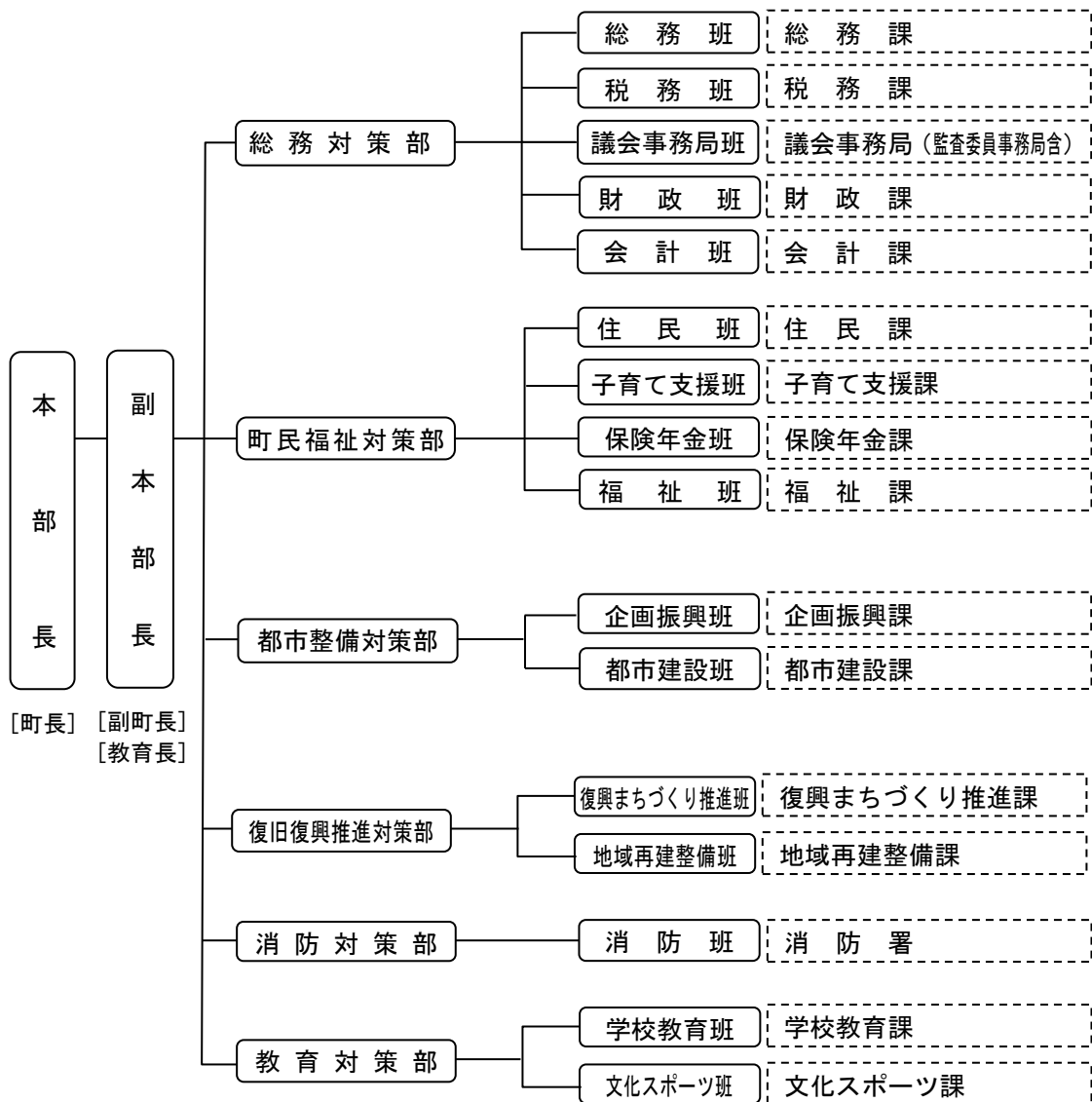
- (ア) 内灘町災害対策本部の設置

町長は、(1)アの「原子力災害の職員参集基準」に定める災害が発生した場合は、災害対策本部を設置する。

- (イ) 災害対策本部の組織等は、内灘町災害対策本部条例（昭和37年条例第15号）、内灘町災害対策本部運営要綱（昭和36年告示第23号。以下「運営要綱」という。）及び本計画の定めるところによる。
- (ウ) 災害対策本部は、町長を本部長として、副本部長、各対策部の部長及び部課職員で構成し、災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。
- (エ) 災害対策本部は、原則として内灘町役場4階に設置する。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合、内灘町消防署に設置する。
- (オ) 第一次本部体制中において、(1)アの「原子力災害の職員参集基準」による第二次本部体制設置基準に該当した場合は、直ちに災害対策本部を第二次本部体制に移行する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行う。

(カ) 災害対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



※[]内は、平時の職名を表す。
 ※各対策部の部長は、それぞれの部長級職員があたる
 ※各班の班長は、それぞれの課長級職員があたる。ただし、議会事務局班は議会事務局長級職員が、消防班は消防署長級職員があたる。

(キ) 災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務は下表のとおりとする。

■本部職名、担当職及び所掌事務

職名	担当職	所掌事務
本部長	町長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部長等	本部長の命を受け、災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。

(ク) 災害対策本部の班名及び所掌事務は下表のとおりとする。

■災害対策本部の所掌事務

対策項目	主たる対策部	分担内容
防災班	総務対策部 町民福祉対策部 消防対策部	災害対策本部の設置、運営 大気中放射性物質拡散計算等の情報入手 被ばく防護資機材の調達・管理 関係機関との連絡調整 県災害対策本部への職員派遣 屋内退避の指示・解除 避難の指示・解除 町外からの避難者受け入れに関する調整 緊急消防援助隊、自衛隊の派遣要請 緊急輸送に係る運輸・交通機関等との調整 防災業務関係者の健康確保 救援物資の調達 職員配備
情報班	総務対策部	事故状況、被害状況等の情報の収集・伝達
広報班	総務対策部	報道機関に対する情報提供
モニタリング班	町民福祉対策部	内灘町内各所での放射線測定の実施
住民安全班	総務対策部 町民福祉対策部	屋内退避、避難指示等の伝達 安定ヨウ素剤配布リストの作成
広域避難対応班	教育対策部	広域避難者の対応
避難所支援班	町民福祉対策部 教育対策部	退避所・避難所の開設、運営 退避者・避難者情報の記録 安定ヨウ素剤の配布
保健救護班	町民福祉対策部	医療救護活動 ヨウ化カリウム水溶液の調整 安定ヨウ素剤の配布
ライフライン班	都市整備対策部	浄水処理の強化 飲料水の供給

オ 災害対策本部の通知及び周知

本部長（町長）は、災害対策本部を設置した場合には、県（危機対策課）消防局に通報するとともに、町民等に周知する。なお、廃止した場合も同様とする。

カ 県に対する要請

本部長（町長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要と認める場合は、県本部長（知事）に対して、大気中放射性物質拡散計算等の情報の送付を要請する。

キ 県災害対策本部への職員の派遣

本部長（町長）は、県が県災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ、県との調整の上、県災害対策本部へ職員を派遣し、災害応急対策の調整等を行うとともに、必要な協力を行う。

■ 県災害対策本部派遣要員

県災害対策本部派遣要員	
町連絡員	総務対策部員

ク 災害対策本部体制等の解除基準

警戒体制及び災害対策本部体制の解除基準は、下表のとおりとする。

■ 体制別解除基準

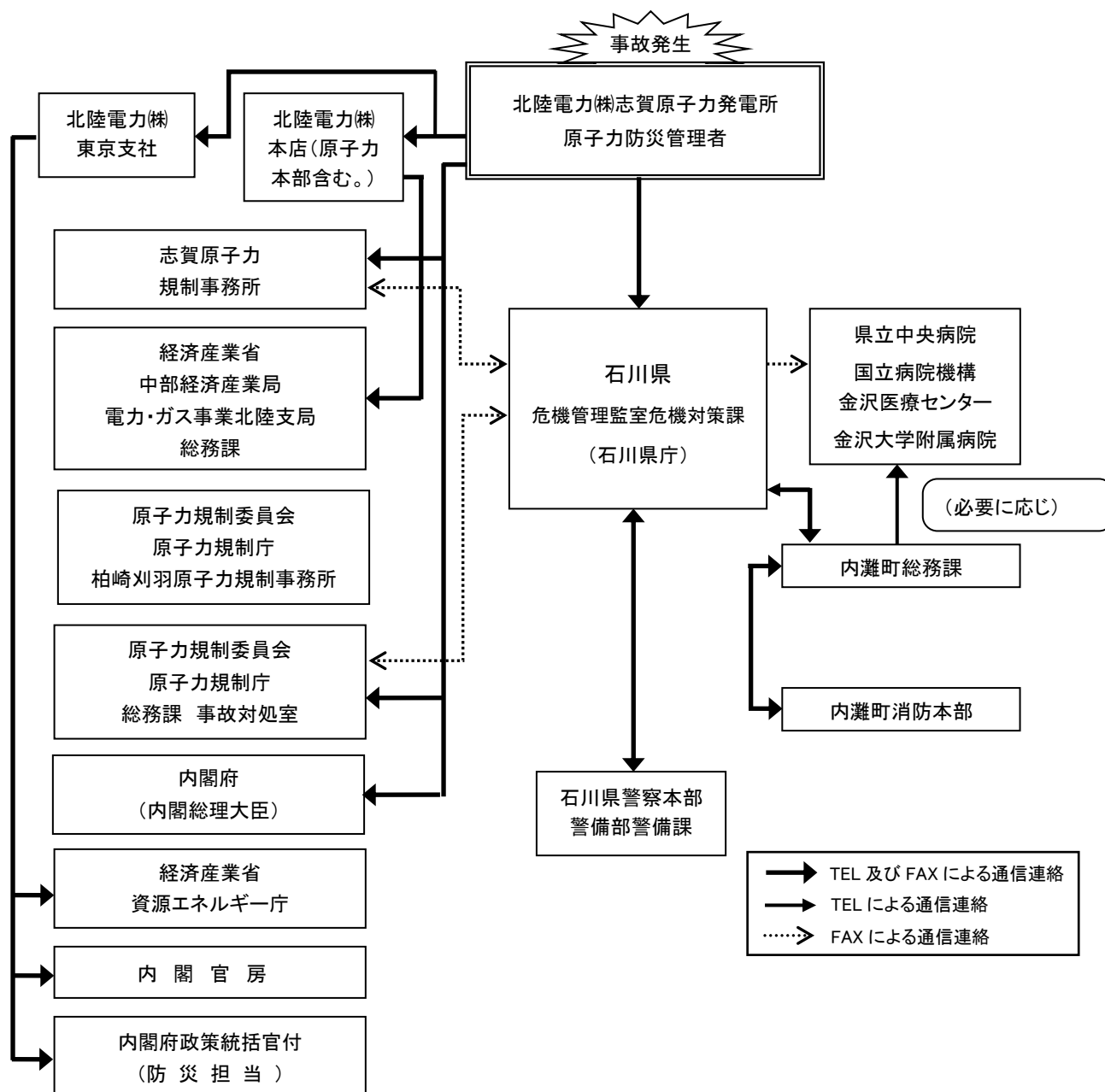
体制	解除基準
情報収集体制	地震による被害等の影響がないことが確認されたとき
警戒体制	警戒事態を判断する基準に該当しなくなる等により、警戒体制をとる必要がなくなったと町長が認めたとき
第一次 災害対策本部体制	町長が、次の措置をとったとき (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、本部を廃止したとき (2) 第二次本部体制に移行したとき
第二次 災害対策本部体制	町長が、次の事由により本部を廃止したとき (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき

(2) 情報の収集・連絡・緊急連絡体制

ア 施設敷地緊急事態等の発生時の通報連絡体制

施設敷地緊急事態等（施設敷地緊急事態または全面緊急事態をいう。以下、本節中において同じ。）の発生時において、国、県、町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通知」）通報連絡系統



(ア) 町の通報連絡

町長は、県から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、発電所の状況等の確認及び町長が当面とるべき措置についての指示を要請する。

なお、内灘町消防長（以下「消防長」という。）に対しても、発生についての通報連絡を行うとともに、必要に応じて内灘町近郊の2次被ばく医療機関に対しても施設敷地緊急事態等の発生について通報連絡を行う。

(イ) 消防本部の通報連絡

消防長は、町から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに消防団に通報連絡し、必要な指示を行う。

(ウ) 発電所・国・県等の通報連絡

発電所・国・県等の通報連絡は次により行うこととされている。

a 発電所の通報連絡

- (a) 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力事業者防災業務計画第3章第1節1(2)に基づき、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、県本部長（知事）、原子力防災専門官等に対して、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式9）をファクシミリにより一斉に送信する。さらに、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、県本部長（知事）及び原子力防災専門官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認を行う。

なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。

- ・ 特定事象の発生箇所
- ・ 特定事象の発生日時
- ・ 特定事象の種類
- ・ 想定される原因
- ・ 検出された放射性物質及び放射線量の状況
- ・ 主な施設・設備等の状態
- ・ その他特定事象の把握に参考となる情報

- (b) 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に至った場合は、北陸電力㈱の原子力事業者防災業務計画第3章第3節1(2)に基づき、直ちに(a)に準じて「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式9）により通報連絡する。

- (c) 通報を受けた事象に対する問い合わせは、原則として原子力規制委員会、県及び志賀町とする。

b 国の通報連絡

- (a) 原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、県本部長（知事）をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府等に通報連絡を行う。

- (b) 原子力規制委員会は、全面緊急事態に該当するときは、県本部長（知事）及び志賀町長に対して、災害対策本部設置、避難等の実施を要請する。

c 原子力防災専門官、原子力保安検査官の通報連絡

原子力防災専門官及び原子力保安検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を県本部長（知事）をはじめ、原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡する。

d 県の通報連絡

(a) 施設敷地緊急事態等の発生の通報連絡

県本部長（知事）は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに、県内市町をはじめ原子力規制委員会、関係市町の長、原子力防災専門官、その他の防災関係機関の長に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認に努める。

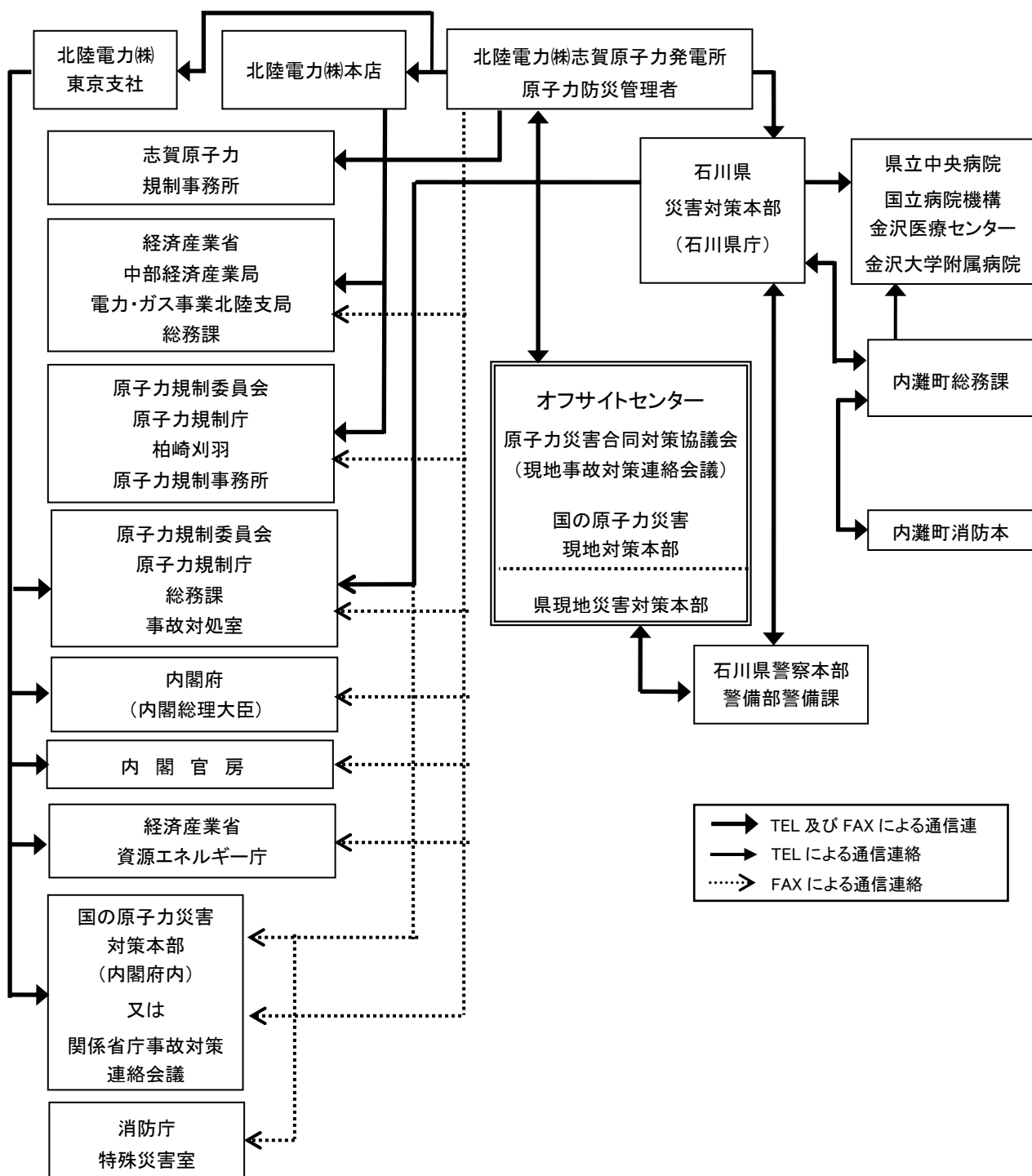
(b) 国等からの通報連絡事項の連絡

県本部長（知事）は、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた発電所の状況等については、直ちに県内市町及び防災関係機関の長に通報連絡する。

イ 応急対策活動情報等の連絡

国、県、町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統



(ア) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡

a 町の通報連絡

本部長（町長）は、町が行う応急対策活動の状況等について、県本部長に対して随時通報連絡する。又、内灘町近郊の2次被ばく医療機関に対しても必要に応じ通報連絡する。

b 消防本部の通報連絡

消防長は、消防機関が行う応急対策の状況等について、本部長（町長）に対して、随時通報連絡する。

c 発電所・国・県等の通報連絡

発電所・国・県の通報連絡は次により行うこととされている。

(a) 発電所の通報連絡

原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県本部長（知事）をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、警察署長、消防長、海上保安庁及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式11）により通報連絡する。

(b) 国の通報連絡

原子力規制委員会及び内閣府は、県本部長（知事）をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府との間において、県本部長（知事）、志賀町長及び原子力防災管理者（発電所長）から連絡を受けた事項、国が行う応急対策活動等を随時連絡するなど相互の連絡を密にする。

(c) 県の通報連絡

県本部長（知事）は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、関係市町、防災関係機関、原子力防災管理者（発電所長）等から連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等をこれらの者に対して随時、通報連絡する。

また、県本部長（知事）は、原子力規制委員会、内閣府、消防庁長官、原子力防災専門官、関係市町の長、防災関係機関及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた事項、県が行う応急対策活動の状況等を、県内市町及び防災関係機関の長に対して随時通報連絡する。

(i) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡

a 原子力災害合同対策協議会の組織

本部長（町長）は、原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、速やかに、原災法第22条の規定に基づき災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部を設置する。また、県との調整の上、国の原子力災害現地対策本部、県災害対策本部、防災関係機関及び北陸電力等が組織するオフサイトセンターの合同対策協議会での原子力緊急事態に関する情報を県の災害対策本部を通じて入手し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。なお、国及び県は、現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとなっている。

b 合同対策協議会の役割

合同対策協議会の全体会議の主な役割は、次のとおりとなっている。

- ・原子力災害対策本部での指示事項の連絡
- ・屋内退避及び避難等に関する原子力災害対策本部への提言

- ・緊急時対応方針の確認
- ・緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有
- ・モニタリング状況及び予測の報告
- ・プラント状況及び予測の報告
- ・プレス広報及び住民広報の内容の確認（主要なもの）
- ・県、関係市町及び関係機関からの要望の取りまとめ
- ・その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項

c 県の連絡

県本部長（知事）は、県現地本部及び合同対策協議会に派遣した職員との間において、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況、合同対策協議会において得た情報を随時連絡するなど連絡を密にすることとなっている。

d 町の連絡

本部長（町長）は、県災害対策本部に派遣した職員との間において、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況、県災害対策本部から得た情報を随時連絡する。

e 防災関係機関の連絡

合同対策協議会に参加した防災関係機関の長は、派遣した職員に対し、緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。また、派遣職員は、当該防災関係機関の長に対し、合同対策協議会において得た情報を随時連絡することとなっている。

(3) 屋内退避計画

ア 防護対策の決定

(ア) 国等の屋内退避・避難等の指示等の指示・要請

a 事故警戒本部は、警戒事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。

b 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の町民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。

また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の町民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。

c 内閣総理大臣または国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行う

こととなっている。

原子力災害対策本部は、県及び市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、退避退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びU P Z外の市町に対し、避難してきた町民等の受け入れや、関係し市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。

(イ) 町長の屋内退避、避難等の指示

- a 本部長（町長）は、施設敷地緊急事態が発生した場合や全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の要請または独自の判断により、U P Z内町民等の屋内退避等の防護措置の準備または指示を行う。
- b 本部長（町長）は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合または放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超えた場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。これらの場合において、町民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。
- c 原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された場合、本部長（町長）は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。
- d 本部長（町長）は、事態の推移に応じ、本部長（町長）が屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国がオフサイトセンター等に派遣する専門家または国の原子力災害対策現地本部長の指導・助言を得て、県と協議の上、町民に対して屋内退避等の指示を行う。

イ 屋内退避

本部長（町長）は、屋内退避の指示をすることとした場合は、本節2 予防計画（3）町民への情報伝達の定めるところにより、町民等に次の情報を提供し、周知を図る。なお、退避の実施にあたっては、発電所の事故の規模等に応じて、環境放射線モニタリング、S P E E D I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）等のデータ結果を踏まえ、県や関係機関等と調整し、時間的な進展を考慮し、柔軟に退避できる対応をとる。

また、本部長（町長）は、国、県等と連携して、町民等からの屋内退避に関する問い合わせに対応するための窓口を設置するとともに次の情報を提供し、周知を図る。

- (ア) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (イ) 災害の状況と今後の予測
- (ウ) 発電所における対策状況
- (エ) 町、国、県及び防災関係機関の対策状況
- (オ) 区域別または地区別の町民等のとるべき行動についての指示
- (カ) その他必要な事項

ウ 屋内退避解除の判断基準

屋内退避解除の判断基準については以下のとおりとする。

- ・本部長（町長）が特定事象の推移に応じ、県と協議の上、屋内退避の必要性がなく

なつたと判断した場合

(4) 被ばく医療体制

この規定は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素を含むプルームが、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：概ね30km）外へ拡散し、内灘町域に及ぶと予測される事態を前提とし、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため予防的に服用するヨウ化カリウム（安定ヨウ素剤）の備蓄・服用等について定める。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄

(ア) 保管施設・管理

保管施設は内灘町役場とし、一括管理する。

(イ) 備蓄量

内灘町に居住する全町民のうち、40歳未満の人口の1回分の必要量相当を備蓄する。

イ 服用準備

(ア) 本部長（町長）は、県から特定事象等の発生についての通報を受けた場合は、直ちに服用対象の町民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要な措置を講ずる。

(イ) 関係部局は、連携を図り住民基本台帳等を用いて、町域居住者における服用対象者の把握に努めるとともに、旅行者等の外来者における服用対象者の把握に努める。

ウ 服用指示

(ア) 県のとる措置

県本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、（市・町）長に対して、町民等へのヨウ素剤の配布及び服用を指示するとともに、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、事前に備蓄している安定ヨウ素剤の配布準備を行うこととなっている。

また、防災関係機関等に対する安定ヨウ素剤の配布・服用についても、あらかじめ定めた手順で実施することとなっている。

なお、国の原子力災害現地対策本部長の安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の指導に基づき安定ヨウ素剤の服用を指示することとなっている。

(イ) 町のとる措置

本部長（町長）は、県本部長（知事）から指示があった場合は、直ちに町民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(ウ) 配布等に係る事務分掌は次表のとおりとする。

■配布等に係る事務分掌

事務内容	担当
配布リストの作成	総務班、住民班、子育て支援班
拠点避難場所への配布	総務班
ヨウ化カリウム水溶液の調製	保険年金班
個人への配布	福祉班、環境安全班、その他

エ 服用指導

- (ア) 配布に先立ち、服用対象者等に対し、パンフレット等を用いて、安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用方法、副作用等の注意事項について説明を行う。
- (イ) 服用対象者の年齢別服用量については、次のとおりとする。

年齢区分	ヨウ素	ヨウ化カリウム	服用方法
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	25.0mg	32.6mg	内服液 2ml
3歳以上小学校就学前 (3歳以上7歳未満)	37.5mg	48.9mg	内服液 3ml
小学1年生～6年生 (7歳以上13歳未満)	38.0mg	50.0mg	丸薬 1丸
中学1年生以上40歳未満 (13歳以上40歳未満)	76.0mg	100.0mg	丸薬 2丸
40歳以上	服用の必要なし	服用の必要なし	服用の必要なし

- ※注1 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。
(16.3mg/mlヨウ化カリウム[12.5mg/mlヨウ素含有])
- ※注2 丸薬は、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬(1丸:ヨウ素量38mg、ヨウ化カリウム量50mg)を用いる。
- ※注3 7歳以上であっても丸薬を服用できない場合は、内服液を服用させる。この場合の服用量は、7歳以上13歳未満は3ml、13歳以上40歳未満は6mlとする。
- ※注4 内服液の調製に必要な物品等は、あらかじめ準備するとともに、適正に管理する。

(5) 広域避難者受入れ・協力体制

町は、緊急時において町外の被災者を町指定の避難施設に受入れ、広域避難に関する県からの支援要請または受入れに係る手続きを円滑に行う。

ア 調整手続等

町外の広域的な被災者の受入れが必要となった場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについては県から要請があることとなっている。

町は、受入れ要請の時点において、町内で災害が発生しており、避難施設で被災者を収容しているなど、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

この場合、県は、被災市町の要請があった場合には、避難先の調整を行い、町民の受入れ及び避難所の設置を指示する。

イ 受入れ者数

県では、志賀原子力発電所のUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)である概ね30km圏内の8市町の圏外への避難先の割振りを定めており、原子力災害発生時において、内灘町は、バックアップ市町として、必要に応じて避難者を受け入れる。

(6) 広域避難者受入れ・協力体制

ア 内灘町の対応

町は、防災行政無線・ホームページ等を利用して、志賀原子力発電所から30km圏内の8市町において避難指示が出されたこと、町内の避難所で広域避難者の受入れを行うことを町民に知らせるとともに、不要不急の車両の運転を控えることを広報する。

町は、避難者を受け入れる場合は、避難所において被災市町職員の補助を行うなど、被災市町に対し必要な協力を行う。町は、速やかな避難が行われるよう、主要避難経路から避難所までの誘導について協力する。

イ 避難退域時検査

県が国の専門家等の助言と協力を得て、広域避難者が避難所に入る前に避難退域時検査及び除染並びに診断等を行う。

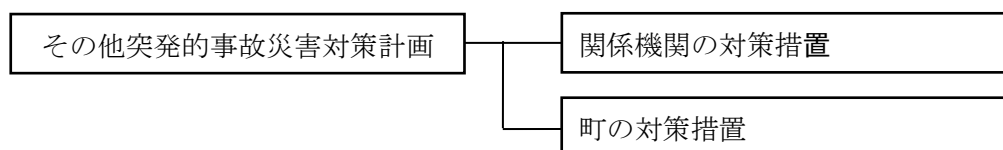
第8節 その他突発的・事故災害対策計画

総務課、消防本部(署)、関係課、県、警察、関係機関

1 基本方針

不発弾処理、その他大規模な突発的・事故(以下「その他突発的・事故」という。)が発生し、または発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の拡大を防止し、町民の生命、財産の安全を確保する。

【体系】



2 関係機関の対策措置

(1) 関係機関

県、警察、町、消防機関、保健所その他関係機関

(2) 応急対策

ア 関係機関は相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。

イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。

ウ 関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

3 町の対策措置

(1) 情報の収集伝達

ア 防災関係機関との情報伝達

町及び消防本部は、関係者等からその他突発的・事故が発生し、または発生するおそれがある旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を関係機関へ連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

イ 町民等への情報伝達

その他突発的・事故が発生したときは、町は、関係機関と連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、報道機関、内灘町ホームページ、内灘町安心・安全情報サービス(災害情報メール)、防災行政無線及び広報用車両等により、情報の周知、伝達を行う。

(ア) その他突発的・事故の状況及び避難情報

(イ) 被災者等の安否情報

- (ウ) 医療救護等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要事項
- (2) 組織体制
- 町長は、その他突発的事故が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。
- 町長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。
- (3) 救出活動、消防・救急活動
- 町は、第2章第16節「救助・救急活動」に定めるところにより、救出活動、消防・救急活動を実施する。
- (4) 医療救護活動、行方不明者の捜索、遺体処理・埋葬
- 第2章第14節「災害医療及び救急医療」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより、医療救護活動、行方不明者の捜索、遺体処理・埋葬等を実施する。

第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、町民の意向を尊重し、県及び町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

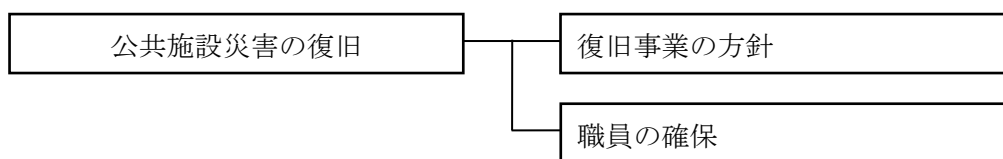
第1節 公共施設災害の復旧

企画振興課、都市建設課、地域再建整備課、関係課、関係機関

1 基本方針

災害により被災した道路、河川等の公共土木施設及び水道、下水道、福祉・教育施設等の公共施設の災害復旧について、応急措置を講じた後、県、関係機関と連携し、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

【体系】



2 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

町は、災害により被害を受けた公共施設について早期の災害復旧を実施するため、必要な技術職員の配備など実施体制を確立するとともに、要員が不足すると認めるときには、県及び他の地方公共団体に対し応援職員の派遣を要請する。

(2) 災害復旧事業計画の作成

施設についての被災状況及び被害発生原因等の的確な把握に努め、災害復旧事業の早急な実施と再度の災害発生防止を十分考慮して、速やかに災害復旧事業計画を作成するとともに、復旧事業の概要を把握できる被災状況及び工事写真、設計書・工事図面等の資料を可能な限り確保する。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、または人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、国、県など関係機関との十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、町単独事業として災害復旧を速やかに

実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

3 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

町は被災により職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせんまたは調整を行う。手続きは、本編第2章第1節「初動体制の確立」を参照する。

また、市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第33条（派遣職員に関する資料の提出等）の規定に準じ、県の求めにより職員に関する資料を県に提出する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

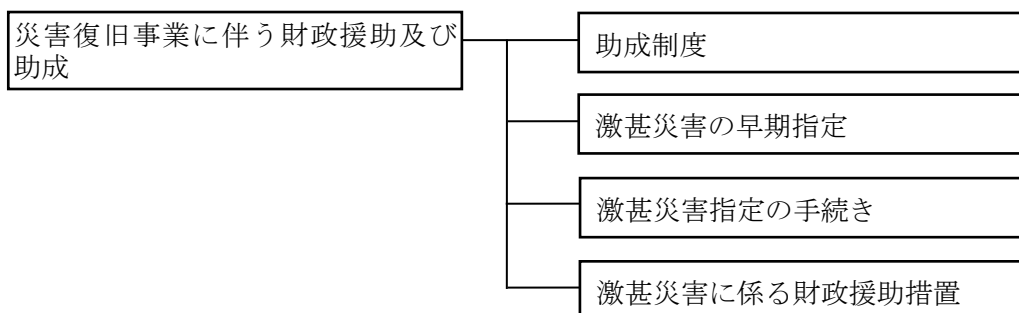
総務課、財政課、関係課

1 基本方針

災害復旧事業には、法律または予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、または補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。

災害復旧事業費は、知事の報告その他町が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、町は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

【体系】



2 助成制度

法律または予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担または補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

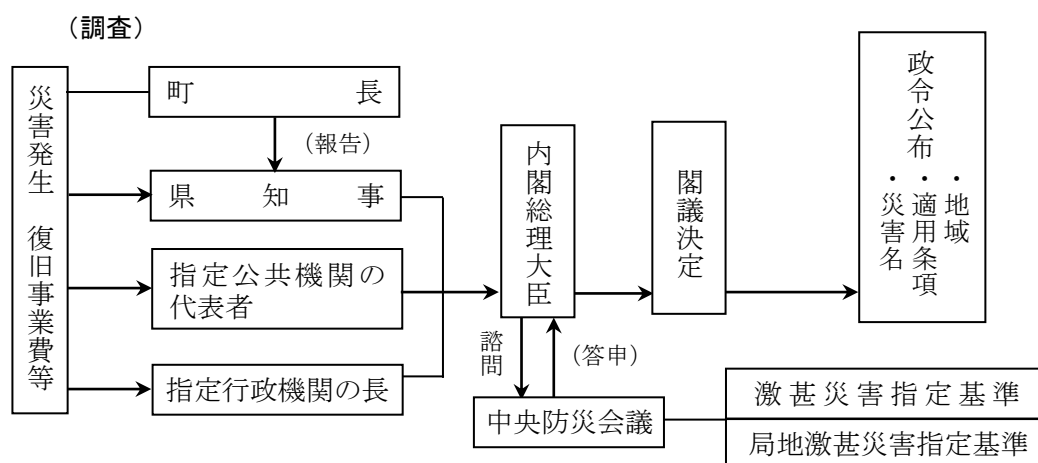
災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が

受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）または局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

激甚災害の指定基準



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
- エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
- ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第3節 被災者への支援

会計課、住民課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課、社会福祉協議会、関係機関

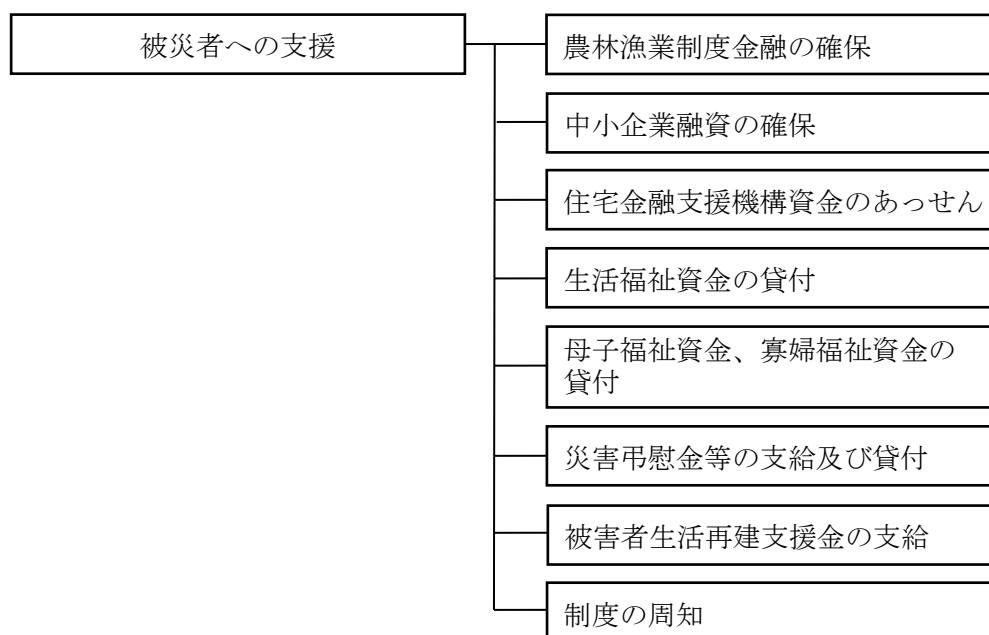
1 基本方針

県、町及び防災関係機関は、災害発生後の町民の生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

【 体系 】



2 農林漁業制度金融の確保

県及び町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）または農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、県及び町は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者または被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者または被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対して株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

3 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

4 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資のあっせんについて、町及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

5 生活福祉資金の貸付

民生・児童委員、町社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度による貸付に協力する。

6 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

県は母子及び寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、予算の範囲内で母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

7 災害弔慰金等の支給及び貸付

災害により死亡した者の遺族または負傷、疾病等となった者に対し、内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成2年条例第19号）に基づき、弔慰金等の支給及び貸付を行う。

また、災害の状況に応じて災害見舞金等必要な措置を検討する。

(1) 災害弔慰金

ア 町は、町民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）で定める災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

イ 災害弔慰金の額

(ア) 生計維持者 500万円

(イ) その他の者 250万円

ウ 内灘町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成2年規則第6号。以下「規則」という。）に基づき、支給の手続きを行う。

(2) 災害障害見舞金

ア 町は、町民が令で定める災害により負傷し、または疾病にかかり、障害の状態となった者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害障害見舞金の額

(ア) 生計維持者 250万円

(イ) その他の者 125万円

ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する障害の程度とする。

エ 規則に基づき、支給の手続きを行う。

(3) 災害援護資金の貸付

町は、町域で災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助または令で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

8 被災者生活再建支援金の支給

県は、市町単位または県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

町長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

また、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続き等について説明し、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。町は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

9 制度の周知

町及び県は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

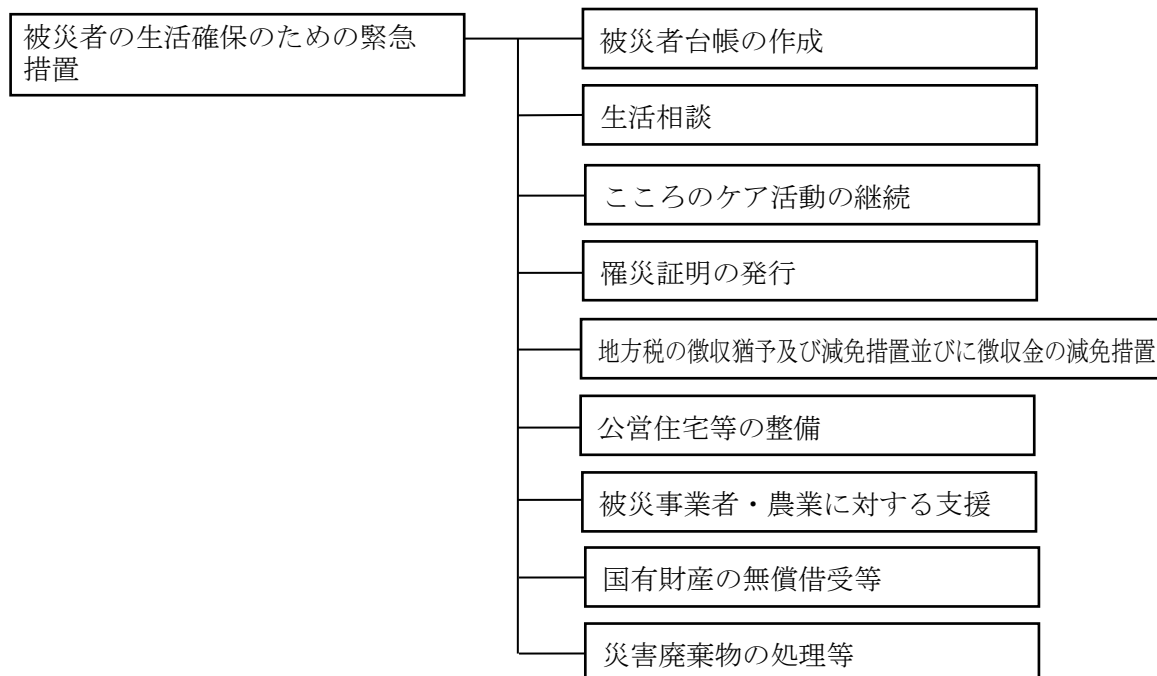
税務課、住民課、復興まちづくり推進課、地域再建整備課、保険年金課、福祉課、関係課、県

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家の喪失及び環境破壊等をもたらし、町民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、町、県及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

【体系】



2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、町は、デジタル技術を活用した避難者情報の把握・共有システムの構築に取り組み、県等との合同訓練・研修を実施し、避難者情報共有体制の強化を図る。

3 生活相談

- (1) 町は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、生活資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 県は、必要に応じて町に職員を派遣するほか、自ら相談窓口を設ける。
- (3) 住宅再建に対する相談については、町、県及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な町民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、町は、県及びD P A T等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法及び被災者生活再建支援法や町税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に基づき災害復旧に関する事務の一環として、被災者の救済を目的として発行する。罹災証明の発行は、住家の罹災証明を優先に発行する。

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

全壊、全焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、床上浸水、準半壊、床下浸水、準半壊に至らない（一部損壊）

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、町長（税務課）が行う。

ただし、災害対策本部を設置していない場合の火災による、罹災証明は消防長が行う。その場合、内灘町火災原因及び損害調査規程（平成8年消防本部訓令第2号）第19条の規定に基づき行う。

(3) 罹災証明書の発行

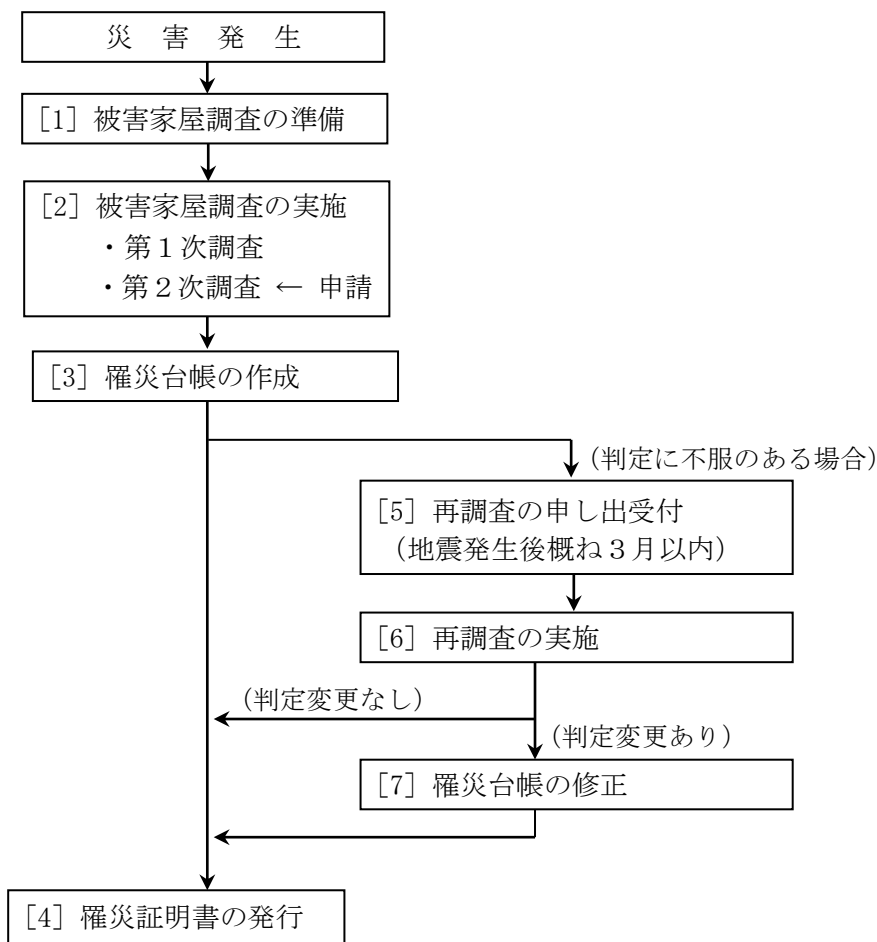
罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者、管理者及び一時滞在者の申請に基づき、これらの者に発行する。

(4) 被災家屋の判定基準（（1）アに係るもの）

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」

- (令和3年6月24日府政防670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和7年7月改定内閣府(防災担当))に基づき行う。
- (5) 罹災証明書発行事務処理要領
- 罹災証明は、次の発行フローにより発行する。

罹災証明書発行フロー



【フローの説明】

[1] 被害家屋調査の準備

災害発生後、被害家屋調査のための準備として、次の項目を実施する。

- ア 事前調査の実施調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握
- イ 調査概要の検討及び全体計画の策定
- ウ 調査員の確保
 - (ア) 職員の確保
 - (イ) 建築士等の民間調査員への協力要請
 - (ウ) 相互応援協定締結自治体及び隣接市町への応援職員派遣要請
- エ 調査備品等の準備
 - (ア) 調査地図、携行品の調達、準備(住宅地図、調査票、傾斜計、コンベックス等)
 - (イ) 調査地区割の検討

(ウ) 調査運搬車両の手配

[2] 被害家屋調査の実施

ア 調査期間

(ア) 第1次調査、第2次調査

概ね3週間をめどに調査を実施し、3週間後には罹災証明の発行が行えるよう努める。

(イ) 再調査

概ね災害発生後3か月以内とする。

イ 調査方法

(ア) 第1次調査

被害家屋を対象に、2人1組以上で外観目視調査を実施
一見して全壊か否かを判定、傾斜と部位による判定

(イ) 第2次調査

第1次調査実施した住家の被災者から申請があった場合に、外観目視調査及び内部立入調査を実施

一見して全壊か否かを判定、傾斜と部位による判定

(ウ) 再調査

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施

ウ 調査体制

(ア) 調査員は、町職員（税務課職員、不足する場合は他の所属職員）及び必要に応じ他市町職員、建築士等の民間調査員とする。

(イ) 調査員に対し、調査方法や判定基準等について統一研修を行い、2人1組以上体制で実施する。

[3] 罹災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災台帳」を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

[4] 罹災証明書の発行

罹災台帳に基づき、申請（資料編様式27）があった被災者に対し、罹災証明書（資料編様式28、29）を発行する。

[5] [6] [7] 再調査の申し出と再調査の実施

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

(6) 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

ア 罹災証明書の発行及び調査状況の進捗状況について、広報誌等を通じて、被災者へ周

知徹底を図る。

イ 特に、災害発生後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達する必要がある。

ウ 罹災証明書に関する相談窓口を設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

6 地方税の徴収猶予及び減免措置並びに徴収金の減免措置

町は、罹災者の納付すべき地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期限の延長、地方税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、各種手数料をはじめとする徴収金の減免措置等を、災害の状況に応じて実施する。

7 公営住宅等の整備

町及び県は、災害により住居を滅失または焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

8 被災事業者・農業に対する支援

被災事業者や農業者に対して、商工会、農業団体等関係機関の協力体制のもとで総合的に事業再開、復旧に向けた支援を実施する。

ア 調査チームを編成して、商工業、観光業、農業等の被害状況を調査する。

イ 生活物資の需給動向を把握し、買占め、売惜しみ等の調査、対策を進める。

ウ 復興支援チームを編成して、巡回相談及び復興策の指導を実施する。

エ 中小企業経営などの相談所を開設し、事業再開に向けた事業計画、経営計画、融資等の相談に応じる。

オ 復興のための特別融資制度の創設、仮設店舗等の応急対策計画の策定を進める。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び町は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

(1) 町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会

福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、所有者等による自費解体については、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

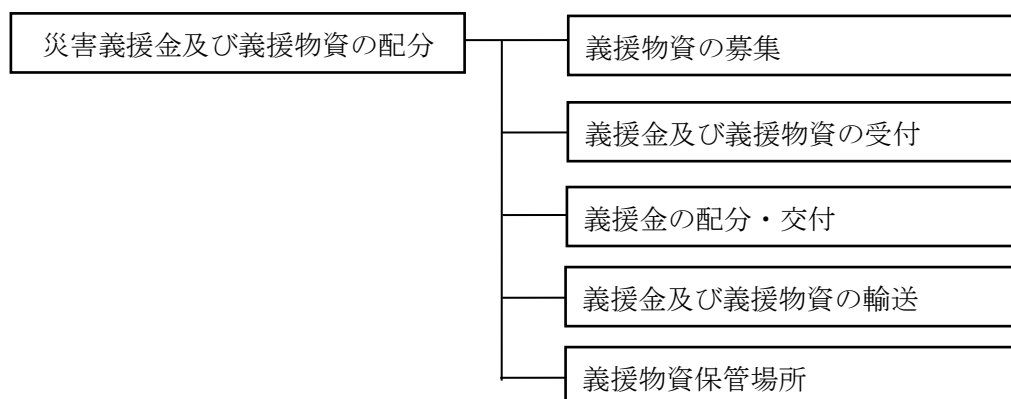
第5節 災害義援金及び義援物資の配分

会計課、関係課、日赤、県、関係機関

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画を立て、确实、迅速に配分を行う。

【体系】



2 義援物資の募集

町は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集する。

また、町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

なお、県に寄附の申し出があった義援物資については、県健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう町への仲介を行う。

3 義援金及び義援物資の受付

(1) 国内外から町に対して寄せられる災害義援金は、会計課に受入れ窓口を設置し、義援金は歳計外現金として金融機関への一時預託等により保管する（礼状等にも留意）。また、内灘町災害義援金の銀行口座を開設する。

(2) 義援金の募集・受付、義援金の交付申請受付にあたっては、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

(3) 義援金は、受入簿を作成し、被災者に配分するまでの間、出納機関または金融機関への一時預託等により保管する。

(4) 義援金と同時に寄せられる義援物資は、支援物資の担当班に引渡し、第2章第25節「生活必需品の供給」に基づき、速やかに配分する。

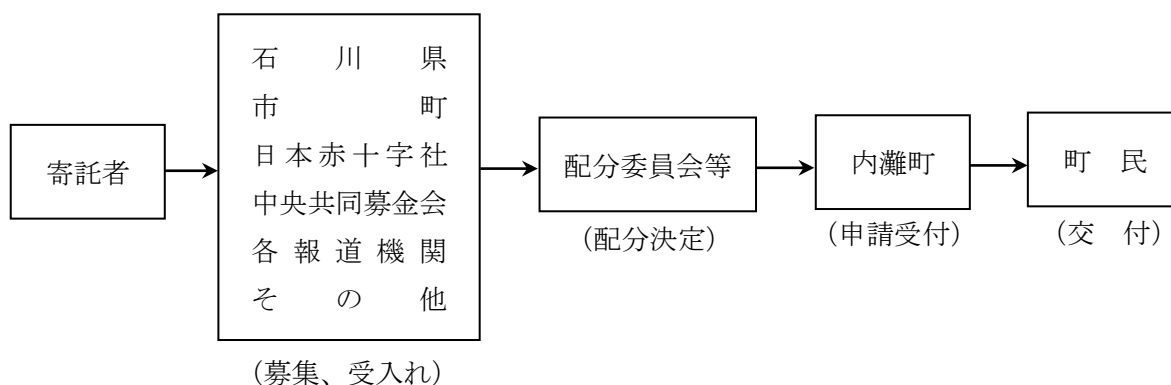
(5) 義援品を大量に受け入れる場合は、救援物資集配センター（係員配置要）を指定し、受入れる。

4 義援金の配分・交付

町及び県等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

義援金の交付は、配分委員会の決定後、申請受付や郵送申請、銀行等の口座振込など、義援金の種別に応じて申請期間、窓口機関、交付内容、交付方法等を町民に周知し、交付を行なう。

災害義援金の受入れ、交付フロー



5 義援金及び義援物資の輸送

県または日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場

義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

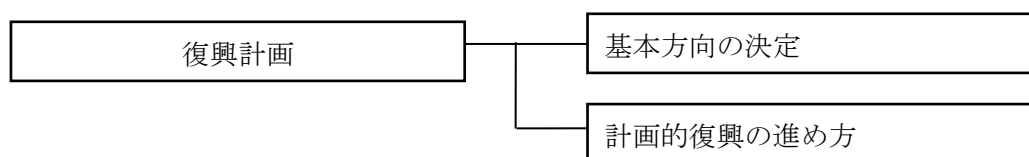
第6節 復興計画

復興まちづくり推進課、地域再建整備課、関係課、関係機関

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

【体系】



2 基本方向の決定

町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や町民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、または災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、町民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (5) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、内灘町地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

町及び各機関は、緊急時における関係機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、町及び各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、NTT西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害を想定した訓練の実施

町は、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて町民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

町は、県や国、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所の確保を図る。
- (2) 町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、内灘町地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。